社会正義

紀 要

15

上智大学社会正義研究所

目 次

社会正義と霊性・・・・・・・山田經三・・・1
ジェンダーと人間開発 ······理辺良保行···39
ミャンマーの人権状況と国連の役割横田洋三…53
国際労働移動の社会経済的影響―フィリピンの経験 パトリシア・B・リクアナン…85
〈活動報告〉 上智大学社会正義研究所活動報告(1995 年-1996 年)97
Institute for the Study of Social Justice, Sophia University (1995-96)

社会正義と霊性

山田經三 (上智大学経済学部教授,社会正義研究所長)

目次

序 問題提起

T 第二バチカン公会議後の新しい課題

II 信仰の奉仕と正義の促進

III 正義促進の神学的基盤

IV 社会正義・正義促進の意義

V 霊性の意義

VI 現代世界における霊性一正義と霊性一

VII 第三世界における霊性一解放・民衆・連帯の霊性一

結論 社会正義を促進する霊性

付記 第34総会における正義の促進

註

序 問題提起

21世紀に向けて「ポスト冷戦」後の現代世界において、新たな世界秩序が模索されている。現実には、南北問題、人権侵害、難民問題、環境問題、構造的不正等々、地球規模での重大な問題がいっそう増大している。これらの問題の解決には、世界の有力な国の価値体系の根本的変革が不可欠である。それを生み出す価値転換のダイナミズムが、伝統的宗教に求められている(1)。

カトリック教会は果して、この挑戦にこたえるダイナミズムとビジョン を持ちあわせているだろうか。

この問題意識をもって、とくに社会正義促進の視点から、現代のカトリック教会、イエズス会を問い直すことがこの小論の目的である。

その考察を次のように展開する。

第二バチカン公会議(1962~5 年)以後,教会は積極的な姿勢をもって,現代世界の挑戦にこたえ始めた。1968 年,ラテン・アメリカの司教団はメデジン会議をもって,厳しい現実の只中で第二バチカン公会議の内容を実践に移した。1971 年,世界司教代表者会議(シノドス)は「世界の正義」をもって,'74 年のシノドス,さらに'75 年パウロ 6 世教皇は,「福音宣教」をもって,第二バチカン公会議をさらに前進させた。

1976年、こうした一連の教会の動きの中で、イエズス会は第32総会、第4教令「信仰の奉仕と正義の促進」をもって、会全体として新しい挑戦にこたえる第一歩を踏み出した。

- I 第二バチカン公会議以降の教会の動きをとらえる。
- II イエズス会が打ち出した「信仰の奉仕と正義の促進」を述べる。
- III これらの神学的基礎を考察する。
- IV 社会正義、正義の促進の意義について述べる。
- V 霊性の意義について述べる。
- VI 現代世界における霊性一正義と霊性一を考察する。
- VII 第三世界における霊性一解放・民衆・連帯の霊性ーを考察する。

I. 第二バチカン公会議の新しい課題—正義の促進—

1. 第二バチカン公会議(1962~1965)

第二バチカン公会議の公文書『現代世界憲章』の冒頭で現代の人々の喜びと希望、悲しみと苦しみ、とくに貧しい人々の痛みは私たちキリスト者のものであるということが打ち出された。この公会議を契機に、従来の護教的姿勢、上から下に演繹的に絶対的真理を述べるという権威主義的姿勢から、下から上に具体的現実の問題から出発して、真理を探求し続けるという謙虚な姿勢へと、教会は変わった。公会議の特徴として、①開かれた教会②対話の教会③貧しい人々優先の教会をあげることができる。

この公会議後,間もなく,正義に対する新たなきわめて深い関心が,全教会の広い分野にわたって現われた。この公会議こそまさに,すべての人々との対話と協力を進んで受け入れ,救いの計画の只中における,あらゆる人間的な企ての価値と意味を力説することによって,歴史の新しい局面を切り開いたのである。このような視点がなければ,正義の促進にこれほどの重要性が与えられることはなかった。しかも何よりも正義の促進

— 2 **—**

が、信仰や福音宣教とこれほど密接に関係づけられることはなかった。

公会議の種々の公文書には、正義の問題が度々登場する。これもまた、きわめて意味深い側面である。公会議はまず、今日多くの人が「不正なまたは不公平な配分によって自分たちから富が搾取されていたという意識を強く持っている」(2) ことを確認している。また、豊かな国と貧しい国の間に大きな不公平があり、その格差がますます広がっていること(南北問題)、経済的依存を含んだあらゆる依存が、不当に増大していることも明らかにした。「不正」が「戦争の温床となる」人々の不一致の原因であるとの確信をも示している(3)。さらに、より「非人間的な」、つまりより不正なことは「政治権力が個人および社会的団体の権利を侵害する全体主義や独裁主義の形態をとること・・・・である」(4)。

公会議はさらに、キリスト者が正義の促進のために戦うよう主張し、司祭、修道者もまた、正義に対して熱意を抱かねばならないと述べている。「キリスト者は、福音に忠実に従い、その力により、正義を愛し実践するすべての人と共に結ばれて、偉大な任務をこの地上において果たすことを引き受けたのである。最後の日にすべての人をさばく神に、この任務について報告しなければならないのである。」(5)

「公会議は・・・貧しい人々に対してキリストの正義と愛を至るところで 奨励するために、全教会の一つの機関を設立することが最も時宜を得たこ とであると考える。この機関の任務は貧しい地域の開発と諸国家の間にお ける社会正義を推進するようカトリック共同体を激励することである」(6)。

この結果、聖座の機構として新たに教皇庁「正義と平和」委員会が、そして各国にも司教団のもとに同委員会が、パウロ6世によって設立された。

2. メデジン会議(1968)

第二バチカン公会議後の精神をラテン・アメリカにおいて実現しようとして、この大陸の司教代表は1968年に、コロンビアのメデジンで会議を開いた。この会議ではじめて解放の神学がカトリック教会の中で公式に承認された。多くの解放の神学者によって展開されてきたものが公に認められただけでなく、他の第三世界、欧米の神学者たちの間でも、各国の政

治・経済・文化・社会状況に応じた神学的課題と取り組む新たな刺激となった。メデジン会議はラテン・アメリカの政治・経済・文化・社会的営みにおいて、抑圧され、犠牲となっている人々、その社会的体制の中で人間としての生活を奪われている多くの人々の側に立ち、その人々の視座からラテン・アメリカの状況を分析し、声明文を出している。

3. 「世界の正義」シノドス(1971)

1971年に「世界の正義」の問題をテーマにしたシノドス(世界司教代表者会議)が開催された。『世界の正義』というこのシノドス文書は,第二バチカン公会議や開発問題についてのパウロ6世の回勅『ポプロールム・プログレシオ=諸民族の進歩・推進について』の延長線上にあり,さらにメデジン会議を反映している。

「暴力にしいたげられ,不公平な組織や機構に抑圧されている人々の叫びに耳を傾け,またかたくななまでに創造主の計画に反している世界の訴えを聞くにつれ,私どもは貧しい人によき知らせを伝え,抑圧された人に自由を与え,悩める人に喜びを与えることによって,世界の中心に存在すべき教会の使命を認識し合った。

正義のための戦いと世界の改革への参加は、福音宣教の本質的要素として我々の前に立ちはだかっている。

人間の全人間的自由と解放のために働くのでなければ、今日福音を宣べ 伝える使命を果たすことはできない。

愛と正義というキリストのメッセージを世界の正義のための行動において実現していくのでなければ、キリスト教が現代人の信頼をかち得ることは、およそおぼつかない」(^^)。

4. 「福音宣教」シノドス・パウロ6世

福音宣教のテーマで開かれた 1974 年のシノドスは教会のさまざまな領域で緊急の課題であると考えられていた福音宣教の諸問題―すなわち福音宣教と政治的・社会的解放との関係,福音宣教と不正に対する戦いとの関係,より広くいえば,福音宣教と「人間化の促進」との関係といった問題―を改めて取り扱った。

その内容が1975年にパウロ6世によって発表された使徒的勧告『福音

— 4 —

宣教』である。「最近のシノドスにおいて、全世界からの多くの司教たち、特に第三世界の司教たちがこの問題について熱心に討論したことは周知の事実であります。司教たちは何百万の信徒をも含めた多くの人々を代表して、この問題を訴えました。かれらは飢餓、疾病、貧困、国際関係における不正義、とくに貿易上の不正、ならびにかつての政治的な植民地主義に劣らない残酷な、経済的、文化的状況を強いる新植民地主義に悩み、生死の境をさまよいながら、全力をもって、これらの諸悪を克服しようと努めております」(8)。

こうした背景においてシノドスは、抑圧や非人間的な状況、不正からの解放というテーマを、信仰とキリスト教精神の基本的な表明という独自の観点から、明確に受け入れた。「福音宣教と人間性の進歩、すなわちその開発ならびに解放との間には深いつながりがあります。それは人類学的なつながりです。なぜならば、宣教されるべき人間は抽象的な存在ではなく、社会的、経済的な問題をかかえた存在であるからです。また、それは、神学の領域にもつながっています。創造の計画を救済の計画から切り離して考えることは出来ないからです。後者は戦うべき不正議と、再建すべき正義の具体的な問題にも触れます。これらは、まさに福音的なつながりであり、愛徳のつながりであります。正義と平和の中で、人間の正しい発展を推進することなくして、どうして新しい愛の掟を宣言することが出来るでしょうか」(*9)。

以上見てきたように全体像を眺めると、全教会における1968~74年という時期の類をみない特徴を指摘することができる。この時期、教会内で、全く新たな問題が高まってきたが、それは第二バチカン公会議と、キリスト教は人々と諸民族の現実生活により深く関与するという公会議の意志から生まれたのである。「正義」という言葉や不正からの解放というテーマをめぐって、ほどなく成果が生み出された。

これまでの歴史の中で、これほど世俗世界自体に対して、またその正義と不正義、社会と政治に対して、キリスト者、神学者、そして全教会の関心が集中したことはない。社会生活と信仰、そしてキリスト教的生活の統合に対する貢献は大きい。この時期における福音的バイタリティとダイナミズムは注目されるべきである。つまり、信仰と一致した生き方をしたいという熱烈な願望、福音の新鮮な活力によって人間社会を刷新しようとい

う願望,そして,あまりにしばしば不正な状況と妥協させるくびきとは, キリスト教の若い力によって縁を切ろうという意志,預言者的精神がみな ぎっていたことを,忘れてはならない。

次章で考察するイエズス会の第32総会(1975年)は、まさにこうした背景の内に位置づけられる。この総会の『第4教令―信仰の奉仕と正義の促進―』は、孤立したものではなく、全教会のこうした流れに沿うものである。

Ⅱ. 「信仰の奉仕と正義の促進」

イエズス会の第32総会は、教会の中で使徒職活動に携わる修道者のグループが最も多く集まる会議の場であり、その参加者は、世界のほとんどすべての国できわめて多様な司牧分野で活動しているので、前述のように発生してきた種々の問題に直面しており、またそうした問題が示している人々の期待一正義の促進、不正からの解放一にも敏感である。イエズス会は、そうした時代の流れの中で、上述の新しい問題に直面して、どの様な態度をとろうとしているか。この問いかけは全教会にとっても重大な意味をもっている。

『第4教令』をまず要約する。

その冒頭は次のように始まる。「今日のイエズス会の使命は,信仰への奉仕であり,正義の促進はその絶対条件である。なぜなら,人間が神と和解するためには,まず人間同士の和解が必要であり,それは正義に基づかなければならないからである。|(10)

続いて教令は、「選択」という中心的な概念を説明する。「イエズス会が断固として正義の促進への奉仕に献身するよう、総会が明確に選択することを求める強い要求が、世界のあらゆる地域で働くイエズス会員から、繰り返し届いた。事実この選択は私たちの使徒的使命によって、今日特に緊急なものとして求められているものである。私たちが使徒的任務に忠実であろうとするなら、当然、人々を十分なキリスト教的救いに、すなわち御父への愛に、そしてこの御父への愛によって、それとは不可分な隣人への愛と正義に導かなければならない。福音宣教とは人間への愛に働く信仰の宣言であり(ガラテア5の6、エフェゾ4)、それは正義の促進なしには実現されない。[111]

この発言は、イエズス会のアイデンティティについての第32総会の今一つの重要な文書、『今に生きるイエズス会員』との関係を物語っている。「今日、イエズスの伴侶であるとは、どのようなことか。それは十字架の旗のもとに現代の重大な戦い、つまり信仰と、信仰に含まれている正義のための戦いに従事することである。」「「信仰への道と正義への道は不可分である。旅する教会が労苦しながら辿って行かなければならない道は、この険しい不可分の道である。『愛によって働く信仰』を教える福音において、信仰と正義は別々のものではない。私たちの目的、行動、生活の中で、不可分のものである。」「13)

続いて教令は、構造に向けての行動をきわめて明確に、かつ排他的ではない仕方で呼びかける。「社会・経済・政治機構の力が認識され、そのメカニズムと法則が見出されている現代世界において福音的奉仕を行うには、このような機構に対してふさわしい行動を取ることが不可欠である。|(14)

「人間の霊的・物質的解放を求めてそうした社会的構造を変革していくことは、私たちの福音宣教の働きと密接に結びついている。とはいえ、このことは、構造的不正の犠牲者たち、そしてそれになんらかの責任や影響力を持っている人々自身に対して、私たちが直接に働きかけなくてよいということでは、決してない。」(15)

総会は正義の促進と同時に、深い「社会的関わり」と明確な「貧しい人々との連帯」を強く促した。「私たちのイエス・キリストへの信仰と述べ伝える私たちの使命とに不可欠な、正義の促進と声なき人々、無力な人々との連帯への献身は、私たちを人々の生活の困難な問題を肌身に感じ、社会における私たち固有の責任を再確認し、引き受けるよう導く。(16)

「イエズス会員の共同体では、市町村で、地域・国レベルで、また国際的レベルで提起されている社会的・経済的・政治的諸問題を本当に理解する妨げとなる抵抗感や恐れ、無関心を克服するために、会員一人ひとりを助けなければならない。」⁽¹⁷⁾

「どんな場合でも、社会的・政治的観点から、出来る限り厳密な状況分析をしなければならない。・・・・こうした分析と識別から献身的な行動が生まれ、この献身の体験自体から、私たちは進むべき道を学ぶのであ

る。(18)

「正義の促進の行動には,実際,常に犠牲が伴う。しかし,このような活動は私たちの福音宣教を,いっそう意味深く,受け入れられやすいものとするであろう」⁽¹⁹⁾

「私たちにとって数ある使徒職の一分野,いわゆる社会使徒職にとどまるものではない。正義の促進とは、私たちの全生活にわたって配慮すべきことであり、私たちのあらゆる使徒職に共通する一側面である」

同様に、貧しい人々との連帯についてもより明白に述べている。「困難な生活を送り、集団的に抑圧されている人々との連帯は、特定のイエズス会員だけの問題であってはならない。この連帯は個人的領域はもちろん、共同体的領域、制度的領域においても、全会員の生き方を特徴づけるものでなければならない。|

『第4教令』は生活の態度とスタイルを変える「回心」を要求している。「私たちの組織としての関与と使徒的事業も、同様に見直さなければならない。」⁽²⁰⁾

「それゆえ、いっそう多くの会員が低所得家庭やあらゆる国で大多数を占める、しばしば貧しく抑圧された人々の運命に、より深く関わらなければならない。そして、私たち会員を会全体へと結び合わせる連帯と、兄弟的な分かちあいとに助けられ、最も恵まれない人々に深く関わっている会員たちを通して、私たち全員がこの人びとの困難と願望を敏感に感じ取らなければならない。」(21)

「私たちはどこに住んでいるのか?どこで働いているのか?どのように?だれと?私たちは、イデオロギーや権力に対してどの様に関わり合い、依存し、あるいは妥協しているのか?まだ信者になっていない人々に、どのようにイエス・キリストについて話せばよいかを知っているか?といった見直しである。このような見直しは、個人・共同体・組織の各領域で行われる。」(22)

「私たちは、あまりにもしばしば不信仰や不正と抑圧の具体的・日常的な状況と実際に触れることなく、社会と遊離した生活を送っている。その結果、私たちは現代人が私たちに向ける福音的問いかけを聞き取ることができない危険に陥っている。したがって、私たちが、もっと断固として人々に関与することは、私たちの信仰、希望そして使徒的愛の決定的な試

金石となるであろう。私たちは、私たちの信仰と希望が不信仰と不正義の 試練にさらされている困難な状況の中で、識別と生き生きとした使徒的共 同体の支えによって、福音の証人になろうとしているだろうか?他方、私 たちは現代の諸問題を理解し、解決するために、ますます必要とされてい る神学・哲学・人文科学における厳正で深い研究に、身を捧げようとして いるだろうか?私たちの信仰と希望を分かち合い、現代人の期待と願望に 応えて福音を告げ知らせたいと望むなら、こうした関与が必要であ る。[⁽²³⁾

このように正義の促進への関わりには、イエズス会のあらゆる使徒職に 共通な一側面であって、信仰への奉仕と正義の促進の統合をめざすもので なければならない。「信仰への奉仕と正義の促進」は同時に、「すべての会 員の使徒職の統合的な要素」を意味しているのである。「このことは、ま た、役務についてばかりでなく、個人や共同体として、また全世界の同胞 の一人としての私たちの霊的生活についても言うべきである。」⁽²⁴⁾

イエズス会第32総会において、「正義の促進」が積極的に取り扱われる 背景について、今少し述べてみたい。

1965年に開催された第 31 総会において、社会的使徒職について取り扱われ、「社会構造」の重圧についても強調されていた。「社会的使徒職は、より豊かな正義と愛が支配するように、社会生活の構造をつくりあげていくことに、直接努めるべきである。その目標は人間一人一人が社会生活のあらゆる分野に参加し、勤勉に励み、責任を持つというセンスを養うことである。 $J^{(25)}$

社会構造の福音化とは、社会構造の活性化と同時に、その変革をも意味していたのである。

1965年に新総長に選ばれたペドロ・アルペ神父は、まもなく、やがて『第4教令』へと結実していく一連の視点に立って行動し始めた。「正義に基づく社会秩序を建設するにあたって、今日存在する基本的構造の内在的欠乏は、既存の体制における世界規模の欠陥としてあらわれており、それは福音と対立するものであります。それゆえイエズス会は、そのあらゆる役務と使徒職を見直し、正義や社会的公平の緊急の要求と優先課題に本当に応えているかを見直す道徳的義務があります。」⁽²⁶⁾

1971年のシノドスにはアルペ前総長も参加しており、正義に関する諸

問題について重要な発言を行った。その後彼は、教皇庁正義と平和委員会の要請を受けて、シノドスの歩みを受け継いで、『正義のあかし』という小冊子を書いた。1972年出版のこの本は、教会の福音宣教の核心である正義のための様々な活動を、きわめて完全な形で説明している。正義の促進への配慮は、イエズス会の総長の使徒的関心において、いよいよ重要なものとして浮かび上がってきた。

1973年,スペインのバレンシアで開かれたイエズス会学校同窓会の大会で,アルペ総長は『他者のための人間』というテーマで講演を行った。「…私たちが私たちの学校で行う教育が現代世界における正義の要求する水準に達するように私たちは協力して取り組まなければなりません。それは簡単なことではありませんが,この目的が必ず果たされるであろうと,私は確信しています。」彼のメッセージは力強いものだった。しかし,聴衆の中には不快感を抱いた人もあり,その一人である同窓会連盟の会長は辞任した。

第32 総会に先立って、「正義の促進のためのイエズス会の選択」や「貧しい人々への配慮」「社会的関わり」という内容の請願(ポストラータ)が世界の各管区から数多く寄せられた。「国際的行動」も含めた「正義のための行動」を要求した内容のものが多かった。それは、イエズス会こそ「まさにそれにふさわしい」立場にあると考えられたからである。中でも、「構造の変革のための」行動、自分自身の生き方を通して正義のあかしをたてること、不正の犠牲者や貧しい人々との連帯、イエズス会自身の不動産や財産の管理と使用、特に会が行っている投資に関する「社会的責任」などに言及したものであった。こうした内容が集約されていて、すでに紹介した『第4教令』となって現われている。「世界各地のイエズス会員が第32総会に多数の請願を送り、現代社会におけるイエズス会の使命について、明白な選択と明確な指針を示すように求めた。」「27

第32 総会に対する,こうした諸請願の影響は大きいが,それは正義の問題に対するきわめて生き生きとしたラテン・アメリカ的な感受性と,北米やヨーロッパの神学的考察が結びつかなかったならば,『第4教令』は存在しなかったであろう。欧米の神学もまた重要な役割を果たしたのである。

1982年、ヨハネ・パウロ2世はローマに集まったイエズス会の管区長

たちと長時間にわたって会談した際、とくに正義について次のように語った。「今日、教会の福音宣教の活動にとって、正義の促進の必要がますます緊急に感じられています。福音が真に要求することと、社会状況がキリスト教生活の実践に与える影響とを考慮すればなぜ教会が正義の促進を福音宣教の不可欠な要素と考えるのか、容易に理解できるでしょう。」

1983年には、イエズス会第33総会が開かれた。『第4教令』についても長い討議を重ね、次のようにまとめた。「…自信をもってというのは、第31・32総会が行った選択が第二バチカン公会議、シノドス、最近の何人かの教皇が説かれた教えに沿うものと確信しているからであり、…」⁽²⁸⁾

「私たちは、個人としても団体としても、この何年間がイエズス会にとり恵みと回心の時であったと感じている…」(29)

「…第二バチカン公会議によって新たな力を得た教会の中では、共同体として、また小教区としての生活も新たなかたちをとり、ますます平和と正義の分野で力を注いでいる…」⁽³⁰⁾

「この総会の始めに当たって、教皇は次のように言われた。『いま教会がイエズス会から期待しているのは、第二バチカン公会議で定められたことを実践に移すことに効果的な貢献をすることである』。…さらに教皇は会の使徒職について語られた際、イエズス会が教会の福音宣教のなかで、『すべての民の望みとなっている正義と平和』のための努力を押し進めるようにすすめられた。」(31)

「同時に第31・32 総会,とくに第32 総会第2 及び第4 教令が描いたイエズス会の使命は、会の基本精神綱要(Formula Instituti)とイグナチオのカリスマを現代に適用したものであることを確認する。これらの教令は次のことを求めている。信仰への奉仕と正義の促進を一つの使命として統合する…」⁽³²⁾

この表現に従えば、「信仰への奉仕と正義の促進が一つのものであることが理解できるようになる」という、本来の意味を回復した。しかも、それはイエズス会の使命の最高責任者である教皇からの要求の枠の中で行われた。それらの要求の中には、第二バチカン公会議による、全人類の根本的な刷新への協力の要求も含まれている。

Ⅲ. 正義促進の神学的基盤

『第4教令』に関して、しばしば問題にされるのは正義という用語である。次章で詳しく述べるが、ここではイエズス会内での合意をまとめる。 『第4教令』においては人間同士の正義が問題であった。古来の格言は「各人に各人のものを与えよ」(Suum cuique tribuere)と言っている。これは、人間が利用できるあらゆる種類の富に関する秩序である。つまり、物質的富だけでなく、名声、尊敬、自由を行使する可能性などである。

この内容はすでに、第31総会(1965年)が述べているように、社会的 使徒職は「より豊かな正義と愛が支配するように社会生活の構造をつくり あげていくことに直接努めるべき」であり、それは「イエズス会の使徒的 な目的と全く合致している。」(33)

前述のアルペ師の前任の総長ジャン・バプティスト・ヤンセンス師はすでに、1949年に、社会使徒職の目的について次のように定義している。「大部分の人々、いや社会の状況が許す限りすべての人が、屈辱や軽蔑を受けないために、普通、人間が必要とするだけの量の、あるいは最低限の精神的・物質的富を享受できるようにしなければなりません。」(34)第32総会の『第4教令』もまた、これと同じ観点に立ちながらも、イエズス会の使徒職全体に対する視野を広めて、正義について語っている。キリスト者の間で正義についてこのように語ることはきわめて重要である。愛に対して惜しみない、無制限な、行き過ぎた注目が集まり、厳しい義務、正義は隅に追いやられ、正義についてほとんど語られなかった時期があったが、それは愛を偽善におとしめてしまう危険があったからである。

『第4教令』は、「世界の正義」シノドスと同様に広い意味での正義、 つまり人間として耐え難い状況に直面して、救済策が是非とも必要であ る、という意味での正義について述べている。

不正の責任者を特定し得ない場合であっても,客観的には不正な状況が 存在する場合もある。この種の明らかな不平等が存在する。この不平等 は,一度あらわにされると,天に叫びを上げる。責任が誰にあるのか分か らなくても,これは確かに不正である。

『第4教令』で述べられている正義への配慮は、そうしたすべてのことにおよんでいる。「構造的」な不正が問題になっている。「さらに、現代社

会は高度の相互依存を特徴としながらも、不正によって分裂している。この不正は、ただ個人の間だけでなく、諸国民と国際共同体の生活を支配する社会・経済・政治機構の中にも浸透している。」(35)

「名前も顔も持っている無数の人々が、今日、貧困や飢餓、富と資源の不平等で不公正な分配や、社会的・人種的・政治的差別がもたらした結果に苦しんでいる。…至るところで、人間の生命とその質が日々脅かされている。技術によって様々な可能性が開かれているにも関わらず、人類は、より公正な、より人間的な社会を築くための代価を支払うつもりがないことが、ますますはっきりしている。」(36)

こうした文脈から、今現在、救済のための手段を持っている私たち全員 に、あるいは、それに気づいているすべての人に救済策を講じる責任が帰 せられている。不正な状況の責任者たちの特定以上にこれは重要なことで ある。

「世界の不平等や不正はもはや、ある種の自然的な運命の結果だと言い逃れることはできない。それは人間とその利己主義の結果とみなされている。…人間は今日、より公正な世界を築きえるにもかかわらず、心からそれを望んではいない。…人間の世界と人間自身に対する新たな支配は、しばしば地球上の資源の公平な分配よりも、実際には個人・集団・民族からの搾取のために役立っている。それは一致と交わりではなく、分裂と断絶を生み出している。それは真の兄弟愛に基づく個人や集団の権利の尊重よりも、抑圧と支配を招いている。[47]

問題にされているのは、過去の責任ではなく、現在の状況である。それ は経済秩序における正義であるが、経済のみにとどまらない。

第32総会も、全イエズス会の注目を集めるべき一連の重要な領域を指摘した。とくに、霊的な領域について、指摘している。

「この技術文化の中で意味と価値を求めている多くの人々,特に若い人々の霊的渇望。…失業者,貧しい小作農,労働者が受けている経済的圧迫と,これらの人々に不足している霊的援助。」(38)

経済的領域を大きく越えて、広く不正全体と関わる他の領域についても 指摘している。

「政府による殺害,投獄,拷問,宗教的自由や政治発言の抑圧などを通しての人権侵害…永住地を求める何百万の難民がおかれている窮状。移民,

少数民族、宗教に対する差別。女性に対する差別と虐待。胎児、障害者、高齢者などの基本的人権を脅かす公権の濫用や社会一般の態度…」「38)イエズス会の役務は可能な限り幅広い正義の概念に基づくものであるということが明白になった。正義の概念をマルクス主義的イデオロギーとして説明するのは正しくない。確かに『第4教令』は構造について強調している。しかし、さまざまな不公平や不正において人間がその自由と利己主義によって演じた役割を、第32総会が主張する時、マルクス主義的解釈から明らかに距離をおいていたことは疑いの余地がない。利己主義とその結果である人間の罪を強調した上で、『第4教令』は次のように述べている。「…イエス・キリストとキリストが成就された和解の神秘とを宣べ伝えなければ完全な正義のキリスト教独自の促進はありえない。」

要するに**、『**第4教令』が問題にしているのは罪からの解放である。 「人間が心の底から切望する完全で決定的な解放⁽³⁹⁾である。

したがって、『第4教令』が考察しているのは直接に人間同士の正義、 人間的正義であって、聖パウロの義化(義認論)の神学が言う、神は不正 な罪人であった人間を義とされるという意味での正義ではない。だからと いって『第4教令』が福音から離れているわけではない。

『第4教令』自身,「福音の完全な正義」という表現でそのことを明言している。厳密な意味での純粋に交換的な正義や,単なる権利の主張としての正義ではなく,むしろ,ゆるしと和解,そして慈しみをも含む,きわめて幅広い正義の概念を示している。「福音に従った生活とは,あらゆる利己主義,自己の利益追求,そしてあらゆる形の隣人の搾取から清められた生活である。それは福音の完全な正義が輝く生活であって,すべての人,特に最も小さい人々,最も無力な人々の権利を認め,尊重するばかりでなく,彼らの権利を積極的に促進し,あらゆる人の窮状に対して,たとえ,それが外国人や敵であっても,敵意をゆるし,憎しみを乗り越えて和解するよう,惜しみなく心を開くことを要求している。」「400。

「福音の完全な正義」をこのように語ることは、きわめて正当なことである。実際、最も小さい人、最も弱い人を尊重し、かれらの権利と窮状に対して、たとえそれが敵であっても配慮する態度、和解や許しにまで至る態度は、まさに福音の各頁で出会うイエスの教えと生き方に基づいているからである。正義とは最終的には少しも物惜しみをすることなく、人間の

尊厳が要求するところまで、自分のものを一人ひとりに、実際に与えることである。

真の正義は、ふつう正義と思われているところを越える。真の正義とは、自己の利益のために主張される正義ではなく、むしろ他者、特に不正の犠牲者、生存を脅かされている「小さい人」、弱い人、外国人、無力な人に正義を行うよう、行き届いた配慮を示すことである。

神だけが人間に賜物として与えるこの正義と、人間がその同胞との関係でつくりあげようと試みている正義とは、どのように結びつくか?「第4教令」によれば、教令がとりあげた最も純粋な正義、「福音の完全な正義」は、その完全性のゆえに人間の可能性を越える。罪人を義とするキリストの業自体の働きによらなければ、人間はそれに近づくことすらできない。「このような心の持ちかたは、人の力だけでは獲得できない。それは聖霊の実りである。聖霊は人の心を変え、その心を神の慈しみと力で満たす。この神は、私たちが罪人であった時に私たちをあわれんで、友人として招いて下さった。このような慈しみによって、神は正義をお示しになったのである。[41)

この点をさらに深めるために、 $V \sim VII$ 章で霊性をとりあげて、考察することにする。

Ⅳ. 社会正義・正義促進の意義

1. 社会正義

ピオ 11 世の最も影響力のあった回勅『社会秩序の再建:クアドラゼシモ・アンノ,1931 年』は世界的恐慌の影で人間の尊厳を抑圧し、脅威にさらす経済情勢に焦点をあてている。厳しい歴史状況にこたえようとする数多くの試みの中で、彼はあらゆる問題解決の基礎として、人間の尊厳を最優先にした。

この中で、彼は社会正義について述べている。彼の分析によるならば、ますます広がっていく個人の尊厳の侵害は、特定のグループによる支配の結果であった。この支配の型は大半の人々を「プロレタリアの運命であるその日暮しのおぼつかなさ」の状況に突き落としていった(42)。

特定の者が設定した目的に人間を道具として利用する,人間を全く手段 化する経済構造を,強い言葉で批判する。「現代において,まず最初に目 をみはらせるのは、富が少数者の手に集中されているばかりでなく、巨大な力と専制的な独裁権力が少数者の手に握られていることである。…現代の経済の特徴である力と資本の蓄積は、無制限な自由競争の自然の結果であって、強い者だけが勝ち残るのである。しかも、強い者とは最も暴力をふるって戦う者、良心の呵責を少しも気にしない者なのである。」(43)

この回勅における人間の尊厳の積極的要求の議論の中で最も注目すべき変化は、社会正義の概念を発展させ、カトリック社会思想の主要な倫理概念にその成果を組み入れたことである(44)。

社会正義の概念は、道徳的論証が人間関係は制度的または構造的側面をもつという事実を考慮する概念的道具である。人権の内容を明確にしていく試みは、これら制度上のダイナミズムの脈略の中に生じるべきものである。たとえば、経済分野における特定の権利と義務、全体としての経済の力関係を含まずに確定することはできない。したがって、ピオ 11 世が社会正義の概念を用いたことは、カトリック思想における新しい感性の出現を意識的に制度を変革していく可能性へと結びつけることにある。これはレオ 13 世が度々試みていた位階的社会秩序の伝統主義的正当化から脱皮する重要な契機をつくるものである。

社会正義は、経済が個人の自由と、人間の基本的必要を満たす社会戦略、双方の目的を達成する方向で導かれ、構成されることを求める。国家はこの要求が充足されるよう保障する責任を究極的に負う(45)。

社会制度の規制的原理としての社会正義の概念は、人間の尊厳は公的、 社会的生活が構成されている組織のあり方に対して、純粋に道徳的な要求 をする。この道徳的要求は、政府によって調整された社会的努力を通して こたえられなければならない。このようにして、社会正義の概念は、人権 は個人的根拠と同時に社会的根拠を持つという事実を指摘している。それ はまた、人権の擁護は社会的発展を通してのみ可能であり、こうした過程 を引き出す正しい道徳的役割が政府にある、ということをも示唆してい る。

このようにピオ 11 世が社会正義の概念を用いたことで、社会制度が人間の尊厳の主張を仲介し、人権の内容を形づくる方法に関する教会の教えを、大きく進歩させたということができる。

カトリック社会教説に基づく社会正義を平易にまとめれば次のようにな

る。人間の尊厳が要求するところに従い、自分のものを一人ひとりに与えることが正義である。福音に基づく正義とは、自分の利益のために要求する正義とはちがい、隣人のための正義である。とくに社会的構造悪、不正ゆえに犠牲となっている人、無力な人、差別されている人、外国人、弱い立場におかれている人、存在を脅かされている人たちに正義を行うことである。これは、「善いサマリア人」(ルカ10の30~37)の愛の実践に他ならない。レオ13世の『労働者の境遇:レールム・ノヴァルム』から現教皇の『真の開発とは』までの百余年間、教会が一貫して教えてきた教説は、人権の擁護、正義の促進である。

なぜ教会は, とくに現代, 社会正義を強調するのか?

現代社会にあって、弱い立場におかれている人々に対する切り捨て、弱 肉強食という強者の論理がいっそう力を増し、個人の良心を越えた組織的 メカニズムの問題になり、それが国境を越えて、世界規模になっているか らである。

2. 愛と正義

正義の要求と人間への愛のつながりについて、『第4教令』には、明確な指摘がある。「神に対する愛への真の回心は人間に対する愛への回心なしにはありえず、したがって正義の要求への回心なしにはありえない。|(46)

それゆえ正義の業は隣人への愛の不可欠な部分である。正義は愛によって要求される。正義はこうして愛の内に、しかも無償の愛の内に完成される。人間の権利と尊厳の絶対的な尊重として理解される正義から許しと慈しみとに至る、真の継続性が存在する。正義を愛へと結びつけるものを見出す時、正義を信仰と一致させる関係が明らかにされ始める。

さらに、愛することは確かに正義を行うことよりも幅広いと言える。正義を行うことは愛によって要求されることであり、それはすでに真に愛することである。『第4教令』のどこを読んでも、究極的には神の愛に基盤をおく人間同士の兄弟愛以外に、正義の動機を見出すことはできない。実際、自分自身の権利を要求するだけではなく、正義を行いたい、正しくありたいと真に望むならば、愛以外に正義の基礎をおくことはできない。

アルペ師は1980年夏に、愛と正義の関係についての講演の準備にとり

かかった。その頃、教皇ヨハネ・パウロ2世も、神の慈しみについての回 勅を準備していた。その年の秋に回勅『いつくしみ深い神』という題でそれは発表された。アルペ師は1981年2月の講話で、自分の考えをはっきりと伝えた。

両者の考え方はきわめて似通っていた。教皇は正義だけでは足りないと強調する。同時に、正義と愛の関係についても、正義は愛に含まれていると述べる。「愛はいってみれば正義の条件であり、終局的には正義は愛に仕えるものです。」(47) これこそ、前述の「神に対する愛への真の回心は、人間に対する愛への回心なしにはありえず、したがって正義の要求への回心なしにはありえない」(48) という言葉の本当の意味である。

アルペ師は1981年の講演『愛に根ざし、愛に基をおいて』の中で、教皇のこの一節を『世界の正義』シノドスと共に引用している。「隣人愛と正義は決して分けることはできない。愛は、まず第一に、絶対的な正義の要求である。すなわち、隣人の尊厳と権利を認めなければならない。」愛そうと望むならば、まず正義を行う必要がある。逆に愛さないならば、正義の追求それ自体が堕落し、歪んでしまう恐れがある。

「不正と戦う時にも、愛を無視することはできません。主ご自身が望まれたように、愛は普遍的なものであり、特定の人のためでなく、例外なしにすべての人を包み込むことを求めるからです。」(49)

他方では、アルペ師は愛にもまた「偽りの愛」がありうることを認めて 述べている。

「表面的な愛もあります。それは、不正が姿を変えたものに他なりません。たとえば、正義の名のもとに与えられるべきものを、法律によらず、思いやりの名のもとに与えることがそうです。このとき、施しとは逃げ口上以上の何ものでもありません。」(50)

アルペ師は,正義は愛に包含されており,愛は常に正義に先立つ,という両者の関係を強調している。

「正義の促進が不可避であることは明らかです。それはあらゆる愛の始まりだからです。…正義を愛で絶えず満たすためには、正義を越えなければなりません。正義は必要ですが、十分ではありません。愛は正義に超越的・内面的側面を与え、正義がその固有の限界に至った時に、さらに前進し続けることを可能にします。… [61]

愛は正義を乗り越えるだけではない。愛は「その手を差し伸べて」,正義が新しい要求へと進むのを助ける。正義はついには,限界と思われていたところを越えて進んでいく。正義の実現には,愛がきわめて重要な役割を果たす。「正義に属するすべての問題にこたえさせる際に,不正によって痛ましい悲劇的暴力が続発する事態を回避することができるのは,愛だけです。|⁽⁵²⁾

「愛に突き動かされて、法律を越える」必要のあることも強調する。 「人間同士の愛こそ、正義を補ってより高次の正義へと変えるべきものであります。この愛だけが、単純な正義を越えて人間の本質的なニーズにこたえるところまで行き着くことができます。」(53)

講演の終わりに、再度強調する。「正義だけでは足りません!現代世界はより力強い癒し、より効果的な証しと行いを必要としています。それは愛の証しと行いです。…第 32 総会は愛こそ『最後の一歩』にしてすべての基盤であり、真の正義は愛から生まれ、愛のうちに完成されると認めています。…イエズス会が促進すると決断した正義について認識を深め、探求するよう、よりいっそう前進しなければなりません。それによって、さらに幅広い愛の分野を発見しうると私は確信しています。|(54)

その後、第33総会のイエズス会の使命についての教令は、愛と正義の関係についてのこのような理解に同意し、振り返ってこう述べている。「私たちが求める社会正義が神の愛と慈しみの秘跡である『福音の義』に照らして実行すべきことを常に心にしていたわけではない。…愛なしに正義を行うことはできない。」と述べたあと、先に引用したアルペ師の言葉(注(49)参照)を引用している⁽⁵⁵⁾。

今日『第4教令』が語る正義の本質について問われれば、それは愛に根ざし、愛を最高の動機とする正義である、と答えることができる。『第4教令』によって、またアルペ師の『愛に根ざし、愛に基をおいて』とヨハネ・パウロ2世の回勅『いつくしみ深い神』によって、隣人の愛によって決定され、この愛の内に包みこまれる正義について、このように確認することができる。

愛と正義について,次のようにまとめることができる。愛こそ信仰に力を与え,正義への希望に力を授ける。正義は愛においてのみ,内面的完成に至る。キリスト教的愛は,正義に動機と新たな力を与えることによって

正義を包含し、正義の要求を極限まで広げていく。愛のない正義は福音ではない。正義のない愛も福音ではない。

3. 福音宣教と正義

「正義の促進」は、「信仰への奉仕」の「絶対的条件の一つ」であるが、この「信仰への奉仕」という言葉は、福音宣教ときわめて近い言葉である(56)。さらに、「信仰のための戦い」は「正義のための戦い」(57)を要求している。したがって「正義の促進は、福音宣教の不可欠の要素である。」(58)そればかりか、「正義の促進は、信仰への司祭的奉仕にも不可欠の要素である。」(59)さらに「福音宣教」という言葉そのものを用いて、総会は次のように述べている。「福音宣教とは、人間への愛の内に働く信仰の宣言であり、それは正義の促進なしには実現されえない。…正義の促進に決然と献身しなければ、キリストを真に告げ、その福音を述べ伝えることはできない。」(60)

「福音の中には,人間が罪から父である神へと回心すること,普遍的兄弟愛,そしてそれによって世界の正義の要請に答えるという招きが含まれている。…したがって教会は,正義を訴える義務,基本的人権と人間救済を叫ぶ必要性が生じた際,これに反する不正義を非難する」義務がある(61)。これに続いて,教会は独自の観点から正義の促進に取り組むと述べている。「ただ教会だけが世界の正義に関して責任があるわけではない。しかし教会こそは福音に示されている愛と正義の必要性を,教会の組織,機構と信徒を通じてこの世に実際に証明していく,適切かつ特異な責任を有している。」(62)

つまり、教会の特有な使命とは、キリスト教のメッセージに含まれている正義と愛の要求を証しすることである。正義のためになすべきことをすべて、教会自身が行うということではない。

福音宣教は次のような内容を含んでいる。「もし、福音宣教が、福音と 人間の具体的な生活とのつながり、すなわち福音と個人的および社会的な 生活との絶え間ない交わりを考慮に入れないならば、完全なものとは言え ますまい。…福音宣教と人類の進歩、すなわちその開発ならびに解放との 間には深いつながりがあります。[63]

促進すべき正義とは不正な罪人である人間を愛して下さる神ご自身を,

可能な限り真似るほどの「福音の完全な正義」であることはすでに述べた。この正義は、至福八端(山上の説教)の精神、和解の精神の内に促進されなければならない。このように理解する時、正義の促進はイエズス会の基本的精神綱要(Formula Instituti)と完全に一致していると言える。

最後に、聖イグナチオの『霊操』の典型的な人類社会へのアプローチの 方法も、やはり第32総会がとった選択に導くものである、ということを 確認して、この章の結びとしたい。

彼がイエズス会員に習慣づけた独特のアプローチとは次のとおりである。どのように「神の三つのペルソナが人々で満ちている地の面を眺め」「人類を救うために第二のペルソナが人間となることを」決められたかを長い間観想する。このようにして「どうすれば主キリストの招きに応えて、み国の建設のために働くことができるか」を探求する。かれらは「服装と動作の様子が非常に違う」人々で、「その中に白人もいれば黒人もいる。…」(64)

第32総会によれば、イエズス会は今日、そうした観想における三つのペルソナにならって、「人々の窮状と渇望のただ中で死に、復活されたキリストの招きに改めて捕えられ」なければならない⁽⁶⁵⁾。

貧困と不正を克服するために、十分な手段を手にしているにもかかわらず、根深いエゴイズムがそれを妨げている。この閉塞状況から人類を救おうと望むなら、イエス・キリストを告げ知らせなければならない。そうした状況においてこそ、福音的な正義の促進への献身を伴う福音宣教が必要である。

次章 $(V \sim VII)$ からの霊性の関係について、若干述べてこの章の結びとする。

1978年,アルペ師は管区代表者会議の終わりに当たって,『第4教令』の実践的努力を強化するよう訴えた。その際,この教令の正しい実際的な適用のために必要な条件を改めて提示した。それは「堅固な霊性」,「私たちの行動に意味を与える絶え間ない祈りなしには,誰も得ることも,保つこともできない」ような霊性である。「…個人的な祈り,深くて長い祈りがますます必要となっています。そして,その祈りを他の人と分かちあうすべを知る必要があります。」

つまり, 真の「情熱」が必要である。これについてアルペ師はイグナチ

オと親しかった初代のイエズス会員の一人、ナダル師の言葉を想起させた。「イエズス会は情熱である。」同時にアルペ師が本当に問題にしたのは、より根本的に、勇気をもって、『第4教令』を実践するよう求めることであった。「私たちが現在直面しており、近い将来には間違いなくより深刻で、より緊急になるであろう挑戦を考える時、イエズス会が迅速に、熱意をもって応答するにちがいないと、そしてこの応答が、教会と世界に対する奉仕という私たちのカリスマの必然的な要請であるという確信から導かれるにちがいないと、私は信じています。それは、あらゆる個人的・組織的な保守主義を超えた、大胆で寛大で、献身的な応答です。」

V. 霊性の意義

今まで考察してきた「正義の促進」のために、霊性がどれほど重要か、 ということで以下、霊性について述べる。霊性という言葉は現代人に難解 で、なじみにくい⁽⁶⁶⁾。まず岩波現代選書で日本の一般読者に解説した内 容を紹介してのち、種々の側面から霊性について考察する。

信仰者の行動を方向づける内面的な信仰の姿勢を霊性(スピリテュアリティ)という。キリスト教でいう「霊」(スピリット)とは、もともと神の「息吹」(プネウマ)のことで、神が人間に自らを与え、人間の中に内在することである。その導きに従って、それぞれの個性とおかれている状況に応じて、生き方の全体を具体的に方向づけるものが霊性である。

イグナチオの霊性とは、カトリック修道会の一つであるイエズス会を創立したロヨラのイグナチオ(1491~1556)によって指導された信仰のあり方を言う。彼の著『霊操』は、地上の一切の執着を捨てて徹底してキリストに従っていく道を教え、一つの特徴ある福音の理解と信仰のあり方を示している。

イエスに従うことが霊性である。そしてその体験を深く考え思うことが 神学本来の中心的テーマである。この体験と考察は, 聖霊に促されて「主は復活した」という福音を告げ知らせる教会共同体によってなされる。

霊性の出発点は、私たちが神にどれほど愛されているかを深く味わうことにある。「神がまず私たちを愛して下さった」(ヨハネ①4の19)。ここからすべては始まる。「私たちはあなたを母の胎内に造る前からあなたを知っていた」(エレミヤ1の5)。「恐れるな、私はあなたを贖う。あなた

--- 22 ---

は私のもの。私はあなたの名を呼ぶ」(イザヤ 43 の 1)。「私があなたがた を選んだ」(ヨハネ 15 の 16)。

すべての霊性は主との出会いを出発点としている。そして、その体験が歩むべき道を決定する。霊性、つまりイエスに従うことは生命であり、私たちを自由に生きさせる「聖霊に従って歩む」(ローマ8の4)道であるとパウロは言っている。聖霊に従う生き方を道と見なすことは、霊性の歴史の古典的考え方である。道とは歩きながら切り開いて行くもので、細かい道標が最初から記してあるような道ではない。愛するために私たちは自由なのだと、「神の子の自由」をパウロは大胆に強調している。それは「最もすぐれた道」(コリント①12の31)なのである。

霊性とは、自由を生きる場である。聖霊は「私たちを真理に導いてくれる」(ヨハネ 16-13)。この真理は私たちの生き方全体を方向づけ、「私たちを自由にする」(ヨハネ 8 の 32)。「神は私たちが完全に自身を与えない限り、私たちにご自分を完全に与えて下さらない」(アビラのテレジア)。

霊性とは、キリスト者の存在のある一面だけに関わるものではない。それは御父が私たちを子として招く恵みを受け入れることを中心とする生き方である。人間の生活の中で、イエスに従うことと無関係な側面は一つもない。霊性はいわゆる宗教的側面だけに限られない。生活の全体がこの旅、道に関わっている。霊性とは、私たちの祈り、思い、行動に深い一致を与える生き方で、全体的まとまりがあるのは、旅が聖霊の働きのもとで実現されるからである。

「霊」(プネウマ,ルアッハ)は,ダイナミックな活動,生命の源を意味しながら,目立たず,五感では感じとれない含みもある。「霊は生命である」(ローマ8の10)。霊は人間の部分ではなく,人間全体をさしている(コリント105の153、153 1

霊性、すなわちイエスに従って生き、この生き方を深く考えるための歴史的出発点は、聖霊の体験にある。一人ひとりが「自分の井戸から飲む」(クレルボーのベルナルドウス)必要がある。霊性とは信仰体験の深みから湧き出る生きた水のようなものである。「私を信じる者は…その人の内

から生きた水が川となって流れ出るようになる」(ヨハネ7の38,4の14も参照)。生きた水とは聖霊の賜物である。自分の井戸から飲むとは,まさに霊による体験であり,この体験をすることは,聖霊の促しに従って生きることである。

霊性は世紀を超えて伝わり、イエスに従う適切な道として役立っている。各修道会の霊性は今日でも、私たちに訴えるものを十分持っている。 それはこれらの霊性の生まれ出た霊的体験の深さと、神学的考察の広さによって、現代においても生命の通った、ダイナミックな霊性として続いているからである。

初代教会では、ある種の観想生活にほとんど独占的な優位が与えられていた。その生活とは、隠遁者風のもので、世俗のことから身をひくという性格を備えていて、霊性に至る道の手本と考えられていた。

12世紀頃から、宣教や他の使徒的活動によっても観想に与り得るのではないかと考えられるようになった。この立場は「観想したものを他人に与える」(Contemplata aliis tradere)というモットーで表され、観想と活動を合わせた生活の様式の修道会(ドミニコ会や托鉢修道会)を生み出した。この段階は歴史的に見て、イグナチオの霊性への移行段階と考えられるが、観想と活動との、困難だが実りの多い統合をめざしたものであった。すなわち、「活動の内に観想的である」(In actione contemplativus)ということである。この統合の過程は、とくに第2バチカン公会議以降、信徒(神の民)の霊性の探求によって強められ、世俗的なものの宗教的価値の研究と、世界に生きる信徒の活動の霊性とによって、今日いっそう発展している。

カトリック教会の歴史を見る時、二様の見方をすることができる。一つは、目に見える出来事の歴史であり、今一つは、目に見えない霊の働きの歴史である。教会の歴史を「肉の欲、目の欲、生活のおごり」(ヨハネ①2の16)の絶え間ない誘惑の歴史と読み取ることができる。しかし、この二千年の間、教会が教会として存続しえたのは、教会の中に、絶えずイエスの福音を真剣に受け止め、懸命に、情熱をもって行きようと努力した人々がいたからに違いない。換言すれば、権力や財力に支えられた目に見える教会の「栄光」の歴史ではなく、聖霊・聖書に促された霊性の歴史なのである。

ところで、「霊性」にはその内容、姿勢が社会正義を促進する霊性と、そうでない霊性とがある。次章ではその点を考察し、VII章では「正義の促進」「人権の擁護」を積極的に促す霊性の一つの例として、ラテン・アメリカにおける霊性を考察する。

VI. 現代世界における霊性一正義と霊性一

現代におけるバランスのとれた霊性の基礎をこの一節が与える。この三つの要求のどれか一つを過度に強調し、他を否定してはならない。

まず、「へりくだって神と共に歩む」をもって、私たちはそれぞれ深く 個人的な「宗教的回心」に招かれている。Intra-personal=個人の内面の 次元である。

次に、「慈しみを愛せ」は第一と共に、昔から伝統的に教会では大切にされている。第一の結果、ほとばしり出るものとして、自然に愛は隣人におよぶ。「道徳的回心」であって、Inter-personal=対人関係の次元である。

第三に、「正義を行え」は第二の、顔の見える、対人的な領域を離れ、公的生活、政治の領域に踏み込んでいる。「政治的回心」= Metapersonal の次元である。

社会に正義をもたらすために闘うということは、実際には「貧しいものの優先・選択」(Option for the poor)を行うことである。これは金持ちに対する偏見を持つことでも、道徳的に金持ちを差別することでもない。それはただ、富める者は十二分に自分の利益を追求できるが、貧しい者は社会の関係当局から手厚い保護を必要としている、という状況を認識することである⁽⁶⁷⁾。

従来の霊性には、次に述べる誤りがあったことを指摘しておく必要がある。①「逃避主義」的要素があった。人、特に貧しい人はこの世で不正を耐え忍べば、天国で報われるということで、人々は社会の不正には立ち向かわないよう勧められた。②「二元論」的要素があった。「聖なる」・「霊的な」人は地上のこと、特に政治の問題には深く関わらない方がよい、と

いう意見である。③霊性は、今ある社会秩序—種々の集団・階層・国家の間に富、権力、地位に関して非常に大きな不平等が存在する—を支持する傾向があった。

それは預言者的な霊性ではなかった。預言者的霊性とは,人々を励まして今ある秩序に立ち向かわせ,社会正義の要求する根源的な変革を求めさせるものである $^{(68)}$

これら宗教的・道徳的・政治的回心のいずれも、他の二つと結びついてはじめて完全なものとなる。三つの回心の適切なバランスと統合が、真のキリスト教の霊性の土台である。このことは、特に今日の世界においては、以前にもまして重大な意味を持つ。私たちの霊性は、回心の三つの側面すべてに根ざしていなければならない。

ところで、特に日本の教会においては、第二バチカン公会議以前の「教理」、「司牧」の根強い影響、キリシタン時代以来の迫害下における「守りの信仰」、その他種々の理由で、第一・第二の側面は親しみやすく、強調されてきたが、第三の「政治的回心」=「正義を行え」は、いまだに違和感、抵抗感が強く、敬遠されがちで、なじみが薄い。

それを克服し、三つの適切なバランスを発展させるために、次の考察は 役立つであろう。まず、冒頭(序)に述べた問題提起の背後にある現実の世 界を、偏見、先入観なしに直視することである。換言すれば、現代世界の 直面している問題として、特に二つの次元をみることである。

一つは社会的次元で、南北問題、人権侵害、環境問題という世界的規模での構造的罪、悪、不正の問題である。今一つは、個人的次元で、弱肉強食、競争社会、消費主義社会にあって、神に向かう、超越に開かれた霊的・精神的存在としての人間のあり方が見失われ、富、虚栄、名誉などのしがらみゆえに、神が望んでおられる本当の自分を見失い、本来の自分らしさがなくなってしまっているという問題である。

このように人間を非人間的にする背後には、神の愛から人間を引き離そうと、懸命に巧妙にすきを狙い、人間の不幸、悪、死をたくらむ暗闇の勢力がひそんでいる現実を直視することである。しかも、無力な人間にとって、この勢力に抵抗しうる唯一の力は、光、生命、真理の霊、聖霊であることを直視することである。この生と死、光と闇、霊と肉との抗争において、「霊に従って歩む」(ローマ8の4)道を選ぶ時、はじめて社会的次元

においては構造的恵み・愛が、個人的次元においては人間としての真の幸せ、喜び、自分らしさがいや増すことを発見するのである。この血肉を超えた戦いの真只中にあって、真の力、光、希望と勇気を与えるものこそ「霊性」に他ならない。この戦いに、聖霊に促され、満たされ、導かれて参加していくことが、「社会正義の促進」であり、「人権の擁護」なのである。これは「政治」の領域ではなく、すべてが「人間」の領域なのである(69)。

この時,「罪が増したところには、恵みはなおいっそう満ちあふれた」(ローマ5の20) という言葉は、単なる個人の内面の次元のことでなく、地球規模の人権侵害、南北問題、難民問題の構造的不正の現実を知るにつけ、その意味はたとえ構造的罪が増しても、構造的恵みはなおいっそう満ちあふれる、ということが分かる。じかも、これの実現のためには、「霊にしたがって歩む」正義促進の道が不可欠なのである。

この時,現代に生きる私たちに,どれほど聖霊が必要であるかも分かり,パウロの言葉が迫ってくる。

「最後に言う。主に依り頼み,その偉大な力によって強くなりなさい。悪魔の策略に対抗して立つことができるように,神の武具を身につけなさい。私たちの戦いは,血肉を相手にするものではなく,支配と権威,暗闇の世界の支配者,点にいる悪の諸霊を相手にするものなのです。…」(エフェ $6010\sim18$)

VII. 第三世界における霊性一解放・民衆・連帯の霊性一

解放の神学は、その第一歩からずっと霊性一イエスにしたがうこと一にこだわってきた。この考察は解放の過程に生命を賭けているキリスト者の霊的体験から生まれてきた。この体験は南米の貧しい人々によって始められた運動を通して、彼らが生きてきた体験である。生命のためのこの取り組みにおいて、実際に主との出会いの場と時が見出される。そこからキリストに従う民衆の旅が始まる。

解放の神学が体験を大切にするのは、この神学が信仰における実践の考察に土台をおき、そこから出発しようとする目的を持っているからである。したがって、霊性においても、実践の状況や方法によって、新しい見方やテーマが生まれてくる。その意味で、南米は今日キリスト者として生

きる新しいあり方一霊性―をもたらす体験の場となっている。この体験が、南米の教会の素晴らしい豊かさから湧き出る神学的考察を方向づけている。

解放の神学の霊性は、聖徳に秀でた一個人によって深められたものではなく、抑圧と貧困の状況に生きる一大陸の民衆による無数の共同体から、力強く育ってきたものである。これら無名の農・漁民、労働者、スラムの住民たちが直面している死の状況から、キリストの復活の力強い福音が告げられる。立ち上がる民衆の中に、神は正義・自由・平等・愛として現存する。信仰において、業と言葉が見事に一致し、「神の大いなるみ業」―「救い」が体験される。

貧しい民衆から福音を学ぶ体験「貧しい人々の福音化の力」(グティエレス師の言葉) に触れられる体験がある。それは「人々の内に住み給う神」と深く、身近に出会うことだからである。

解放の神学者グスタボ・グティエレス神父(⁷⁰⁾ が,30 余年間リマのスラムに住み、貧しい民衆と共に生きながら学んだことの最も深いところに、民衆の霊性がある。解放をめざして歩み続ける民衆の心を真に理解するためには、どうしても彼らの霊性に触れなければならない。霊性に触れることによってはじめて、なぜかれらがこのような生き方をしているのか、何がかれらを動かしているのか、何によってかれらは絶望に追いやられることなく、希望を生き続けうるのか、を理解することができる。

ここに社会正義促進の霊性,正義の促進と霊性の統合の具体的なあり方 を見出すことができる。

キリストの最初の弟子たちが、聖霊降臨後、恐れずにキリストの福音を告げ知らせ得たのは、キリストとの出会い、救われた喜び、神の国の到来を黙っておれなかったからである。叫んだ結果、かれらにもたらされたのは、イエスと同じ十字架の死であった。

南米の民衆も、生きたキリストとの出会い、不正の中での正義、抑圧の中での解放、暴力の中での平和、憎悪の中での愛、死の中での生命、絶望の中での希望を叫んでいる。そして多くのキリスト者がイエスと同じ十字架の道を辿った。しかし、その殉教者の血から新しい生命が芽生える。最後の言葉は死ではない。

結論 社会正義を促進する霊性

最後に、社会正義、正義の促進の考察を踏まえ、現代世界にあって「霊に従って歩む」ことを切望する私たちに、正義の促進と霊性との統合を促す希望とダイナミズムを与えてくれる解放・民衆・連帯の霊性を、まとめて結びとしたい。

解放の霊性の出発点は、非人間的生活を強いられ、抑圧され、基本的人権を奪われている多くの人々の歴史的・社会的現実である。この現実にいながらも、すでに述べた通り、キリスト者たちは長い間、それと無関係な信仰生活、霊性を営んできた。現実逃避的で個人中心の性格を帯びた霊性から脱出して、南米の人々は自分たちのおかれた社会的現実を基盤とした、新しい霊性のあり方を見出している。

霊性、霊的生活が今や、南米の具体的な現実の真只中で営まれている。 主イエスとの出会いは貧しい人々、抑圧された民衆の中で体験されている。この出会いは人間に回心を呼びかける。つまり、それまでの人生のすべてとの離別と、新しい人生への出発である。そして民衆自身が主体となってキリスト教基礎共同体(Basic Christian Community)の共同作業として、霊性を築きあげている。

回心は自分自身がその罪に加担していることを謙虚に認め、その不正な 社会構造における自らの責任を容赦なく問いかけていく。この回心がそれ までの人生をひっくり返すだけの力となり、貧しい人々の世界に身を投じ ることを呼びかける。教会が強調しており、前半に述べてきた「正義の促 進」、「貧しい者の優先」は、この回心の具体的意味である。この回心は貧 しい人々と連帯することでもある。連帯とは、内的な態度にとどまらず、 貧しい人々と共に、彼らを非人間化し、抑圧している状況からの解放の実 践に踏み出すことである。この解放への実践は、人間の側の力に頼るより も、歴史において解放の働きをなす御父のみ業に身を委ねることであり、 したがって絶え間ない祈りを必要とする。ここに真の霊性がある。

付記

1995年1月から3月まで開催された第34総会が、これまで述べてきた「正義の促進」をイエズス会の使命(ミッション)との関連で、まとめて

いるので紹介する。

「信仰への奉仕は正義の促進,文化への配慮,他の宗教体験への開かれ た態度なしにはありえない。

正義の促進は信仰を伝えること,文化を変容させること,他の宗教の 人々との協力なしにはありえない。

インカルテュレーション (文化への順応) は、他の人々に信仰を伝えること、諸宗教との対話、正義への取り組みなしにはありえない。

対話は他の人々と信仰を分かち合うこと、文化を見直すこと、正義に関心を持つことなしにはありえない。…」

「『第4教令』と私たちの今日の経験に照らして、私たちは今、こう明確に言うことができる。私たちのミッションである信仰への奉仕と正義の促進はいまや、その統合的要素として、福音の宣布、対話、文化の福音化をも含むものになっている。それらはともに、信仰への奉仕のうちに含まれる。…すなわち、私たちの現代のミッションについて、正義を行う信仰は諸宗教と対話のうちに関わる信仰、文化を福音化する信仰と不可分であると言うことができる。[71]。

「私たちが第二バチカン公会議に応えて正義の促進を私たちのミッションの不可欠の要素と定め、これに取り組むことを決めた時、私たちは信仰の旅に出立した。この取り組みは神が私たちに与えて下さった素晴らしい贈り物であった。…私たちはこの取り組みを多くの方法で行ってきた。正義の促進は伝統的な役務と新しい役務に、司牧活動と社会センターに、『他の人のために生きる人間』の教育に、貧しい人々と直接関わる仕事に取り入れらてきた。

だからこそ私たちは第32・33総会において大幅に進展したように,正義の促進を私たちのミッションに不可欠の要素として,私たちの関わりを刷新しようと努めたいのである。私たちはこれまでの経験から,私たちの正義の促進は信仰から生まれるものであると同時に,私たちをより深い信仰へと誘うものであると知っている。だから私たちは,貧しい人々や,神の国を到来させるために生き,働いている他の多くの人々を仲間として,正義の促進を私たちの信仰生活へとより十全に統合させるべく旅立とうと決意した。

なぜなら, 私たちを導く正義のビジョンは本質的に信仰と結びついてい

るからである。この正義のビジョンは聖書と教会の伝統,そしてイグナチオ的遺産に深く根ざしている」(⁷²)。

正義のための闘いは特定の人々,文化,時代の変わり行くニーズに直面して,進取の気風と同時に歴史的な性格も明らかにしてきた。これまでの総会は,正義の促進の重要な側面として,社会経済秩序と政治秩序の構造的変革のための働きに注目するよう促してきた(73)。それらの総会はまた,以下のことを勧めた。すなわち,非暴力による平和と和解のための働き,人種・宗教・性別・民族的背景や社会階級による人々の差別を撤廃させるための働き,物質的富がかつてないほど集中する一方で,貧困と飢えが増大していくのに抵抗する働きである(74)。私たち一人ひとりは,これらの諸側面のどれか一つだけに焦点をしぼって努力するだろうが,正義の促進というイエズス会の包括的なミッションにとっては,すべての側面が引続き重視されるのである(75)。

私たちは近年、正義のための闘いの他の諸側面についての認識を深めつつある(**6)。すなわち、人権のすべての分野にわたって発展してきた国際社会の認識の根底には、神の似姿として造られた人間の尊厳への関心がある。この人権のなかには、生活と福利の基本的要素を満たす社会的・経済的権利、良心の自由、表現の自由、信仰の保持と実践の自由といった人格的権利、社会の様々なプロセスに十分かつ自由に参加する市民的・政治的権利、発展や平和、健康や環境といったものについての権利などが含まれる。個人と共同体は互いにからみ合っているので(**7)、「… 「諸民族の権利」と呼ばれる権利と個人の諸権利との間には重要な類似関係が存在する。国際的な使徒的共同体であるイエズス会は、こうした諸権利を支えるに当たって、多くの連帯する諸共同体と共に働かなければならない。」(**8) 高まりつつある環境への関心の根本には、創造の業の一貫性の保持という問題がある(**9)。「生態系の均衡と世界の資源の持続的かつ公平な使用は、現代の『地球村』のあらゆる社会にとっての正義の重要な要素である。(**60)

私たちのこの数十年の経験から、社会変革は単なる経済・政治構造の変化だけでは可能にならないことが分かった。というのも、そうした諸構造それ自体が社会文化的な価値観や態度に根ざしているからである。貧しい人々、そしてすべての人にとっての十全な人間解放は、政治のレベルと草

の根の民間レベルでの連帯する共同体を発展させることのうちにこそある。そこでは私たち全員が十全な人間的発展をめざして共に働くことができる $^{(81)}$ 。 $\lceil \cdots$ これらすべてのことが,様々な民族や文化,環境,そして私たちの只中に生きておられる神との間の持続的で敬意に満ちた相互関係のうちに行われるのである。 \rceil $^{(82)}$

今日世界には 4500 万人の難民と避難民がおり, その 80 パーセントは女性と子どもである。難民はますます貧しくなり, 生命と文化に対する意欲を失い, 不安と絶望に陥ってしまう場合もある。

イエズス会難民救済活動(JRS)はこれら多くの兄弟姉妹に付き添い, その伴侶として奉仕し,かれらに手を差し伸べようとしない世界に向かっ てかれらの声を代弁する。

正義の促進は、この世界の崩壊のうちにイエス・キリストを見出し、貧しい人々や見捨てられた人々と連帯して生き、そうして十字架のしるしの下、かれらの声を代弁できるようになるために、私たち一人ひとりが絶えず回心し続けることを何よりもまず求めている。それゆえ、貧しい人々の世界への何らかの関与は、すべてのイエズス会員の生活の一部とならなければならない。そして、私たちの共同体は可能な限り、普通の人々のまっただなかにあるべきである。

若い会員は養成中に、貧しい人々と、時たまではなく、より継続的な仕方で触れ合うべきである。そうした体験は、彼らの学問的、霊的養成の一部として注意深く考察され、社会的文化の分析の訓練のなかに取り入れられるべきである。

正義を探求する連帯に満ちた共同体を創り出す努力は、私たちのさまざまな使徒職のすべてにおいて実践されなければならない。あらゆるイエズス会の役務は、イエズス会の協力者と力を合わせて働きながら、以下の方法のうち一つか、それ以上の方法で正義を促進できるし、そうしなければならない。(a) 貧しい人々に直接奉仕し、付き添うこと、(b) 正義が要求する事柄について、またそれを達成すべき社会的責任についての意識を深めること、(c) より公正な社会秩序の創造に向けて、社会の動員に参加すること。

こうして個々のイエズス会員の役務は、信仰と正義という全くの全面的 なミッションを、それぞれから固有にしなければならないことを深めるよ う働くものでなればならない。それは、より効果的に対話をし、文化に順応させようという努力によってのみ、豊かにされるであろう(83)。

「イエズス会は正義の促進を言い続けています。なぜでしょう?それはまさに私たちの霊性に呼応するものだからです。……正義の促進はイエズス会への呼びかけを意味します。すなわち、諸国民の具体的生活一こうあるべきだと考えるような生活ではなく、実際にあるがままの生活一に、よりいっそう深く関与するようにということです」(84)。

「こうして私たちの旅は、私たちを再び、すべての神の民の喜びと希望、悲しみと不安に、以前にもまして深く与ることが出来るように導くであろう」(85)。

注

- (1) 加藤周一氏は、1992年11月20日の朝日新聞、夕刊文化欄「宗教の役割」で次のように結論づけている。「地球的な今日のほとんどすべての問題は、技術的な対策だけでは解決されず、世界の有力な国の価値体系が根本的に変わることが必要である。支配的価値の転換を促す要因になり得るのは、仏教やキリスト教のような伝統的宗教である。伝統的宗教が本来備えていた価値転換の『ダイナミズム』が、なんらかの貢献をなし得る』と。
- (2) 『現代世界憲章』9項
- (3) 同,83項参照
- (4) 同,75項
- (5) 同,93項
- (6) 同,90項
- (7) 『世界の正義』6~7頁
- (8) 「福音宣教」(パウロ6世) 20項
- (9) 同,31項
- (10) 第32 総会「第4教令」2項
- (11) 同, 28項
- (12) 同「第2教令」2項
- (13) 同,8項
- (14) 第 32 総会『第 4 教令』31 項
- (15) 同, 40項
- (16) 同, 42項
- (17) 同, 43項

- (18) 同,44項
- (19) 同,46項
- (20) 同, 47 · 48 項
- (21) 同, 49項
- (22) 同,74項
- (23) 同, 35項
- (24) 同『第2教令』9項
- (25) 第31総会
- (26) アルペ総長のラテン・アメリカ管区長たち宛の手紙(1966年12月12日)
- (27) 第32総会『第4教令』1頁。28項(注11)も参照のこと。
- (28) 第33 総会『第1 教令』29項
- (29) 同, 31項
- (30) 同, 36項
- (31) 同, 37項
- (32) 同,38項
- (33) 第31 総会『第32 教令』1項
- (34) 『社会使徒職に関する指針』(1949年10月10日)
- (35) 第32 総会『第4教令』6項
- (36) 同, 20項
- (37) 同, 27項
- (38) 第33 総会『第1 教令』45 項
- (39) 第32 総会『第4教令』27項
- (40) 同, 18項
- (41) 同, 18項
- (42) 『社会秩序の再建』(ピオ11世) 61項
- (43) 同, 106項
- (44) 同,57,58,88,110,120項および50~55項参照のこと。
- (45) 同,49項参照
- (46) 第32総会『第4教令』28項
- (47) 『いつくしみ深い神』(ヨハネ・パウロ6世) 4項
- (48) (注 46) 参照
- (49) 『愛に根ざし、愛に基をおいて』(ペトロ・アルペ) 56項

なお、この部分は、そのまま第33総会『第1教令』42項に引用されている。アルペ師は、ここに紹介するとおり、総長として正義の促進に熱心であった。1972年から約20年間、筆者は日本企業のアジア隣国への公害輸出に反対する運動に正

滚の促進,人権擁護の立場から取り組んでいた際,「これこそ第32総会 「第4教令」(信仰の奉仕と正義の促進)の具体的実践である」と,つねにローマから支援し,1979年,ローマで社会使徒職の会議(ここで難民救済活動(Jesuit Refugee Service: JRS)に会として世界的に取り組むことを決めた)のために,筆者をアジア地域からの代表として招いてくれた。Ⅰ~Ⅳ章は,これと同名の著書「愛に根ざし,愛に基をおいて一福音の正義を生きる一」ジャン・カルヴェ著,イエズス会社会司牧センター訳(新世社)に部分的に負っている。

- (50) 【愛に根ざし、愛に基をおいて】(ペトロ・アルペ) 56項
- (51) 同,57項
- (52) 同,60項
- (53) 同,61項
- (54) 同,67・68項
- (55) 第32総会『第1教令』32・42項
- (56) 同『第4教令』2項
- (57) 同 [第2教令] 2項
- (58) 同『第4教令』30項
- (59) 同,8項
- (60) 同, 27・28項
- (61) 「世界の正義」 24 頁
- (62) 同, 25頁
- (63) 【福音宣教】(パウロ6世) 29,31項。他に27~38項も参照のこと。
- (64) 「霊操」102、106項
- (65) 第32総会『第4教令』19項
- (66) グスタボ・グティエレス著「解放の神学」の翻訳出版に際して、岩波書店の編集長から日本の一般読者には分かりにくいキリスト教用語があるので、その解説を依頼され、35の用語の「教会用語一覧」を設けた。その中の一つが「霊性」であった。
- (67) このことはすでに、教皇レオ 13 世が回勅「労働者の境遇:レールム・ノバールム」で百年前に指摘している。
- (68) 第二パチカン公会議は、教会のあり方とは権力的教会ではなく、奉仕の教会、仕える教会であるという考えを強く再確認した。すなわち、教会は「自己を捨てて」「この時代のあらゆる人々の喜びと希望、悲しみと苦しみ」をともに生きることなくしては、求心力を持たず、「自己の存在を見失う」のである。「現代憲章」第1項。(グスタボ・グティエレス著、関望・山田經三訳、「解放の神学」(岩波現代選書)10項参照のこと。なお、V~VII章と結論はこの著書と G・グティエレス

著,日本カトリック正義と平和協議会議訳「解放の地平をめざして―民衆の霊性 の旅― (新世出版社)」に部分的に負っている。

(69) この悪霊と善霊の対立のことを、パウロは肉と霊、死と生の対立で表現している。肉の領域は、神と私たちの生き方に対する神の意思を拒絶する世界である。「肉の思いは死であり、霊の思いは命と平和である。肉の思いに従う者は神に敵対する」(ローマ8の6,7。肉の実と霊の実、ガラテヤ5の19~25参照)。

現代社会の諸問題の背後に、暗闇の勢力が存在し、「吠えたけるライオンのように、誰かを食いつくそうと探し回り」(ペトロ(0.508)0. 人間を神の愛から切り離そうとたくらんでいる現実が分かる時、いかに「悪魔に対抗」すべきか(ペトロ(0.509)0. も理解できる。

(70) ラテン・アメリカにとって 1968 年は、すでに述べたとおり、コロンピアのメデジンで、第 2 回ラテン・アメリカ司教会議が開催された年であり、その決議文書の一つは正義の問題を取り上げて、非常に大きな衝撃を引き起こした。大多数がカトリック信者であるラテン・アメリカ大陸の教会が、その共通認識として、その地域の民衆が言語道断な不正に苦しんでいる状況や、根本的な社会変革の緊急の必要性について認識し、こうした分野でも教会が自分自身の責任を果たすべきであるという義務を確信するに至ったのは、まさにこの時期であった。

同じ頃、「解放の神学」がまさに生まれようとしていた。1971年に決定的な労作である『解放の神学』があらわされ、その著者であるペルー人のグスタボ・グティエレス神父は、やがて解放の神学の生みの親として認められることになる。

- (71) 第34総会1・1の19~21
- (72) 同, 1・1・1の1~4
- (73) たとえば第32総会『第4教令』20,40,第33総会教令32,46。
- (74) 第 32 総会『第 4 教令』20, 第 33 総会教令 45, 46 参照
- (75) 第34総会1・1・1の5
- (76) 教皇ヨハネ・パウロ2世『真の開発とは』26参照
- (77) 同「人間の購い主」14と同29参照
- (78) 第34総会1・1・1の6
- (79) 教皇ヨハネ・パウロ2世『新しい課題』37参照
- (80) 第34総会1・1・1の9
- (81) 教皇ヨハネ・パウロ2世『真の開発とは』27以下、『新しい課題』49参照
- (82) 第34総会1・1・1の10
- (83) 同,同,11~20参照
- (84) P. コルベンバッハ総会長「今日と明日の私たちのミッション」49 頁
- (85) 第34総会1・1・1の24

Social Justice and Spirituality

YAMADA Keizō

SUMMARY

The 34th Jesuit General Congregation was held from January to March 1995 at Rome. On the occasion of the publication of the decrees of this congregation, I would like to describe the contents and background of the earlier congregations since the 31st, especially focusing on the "Service of Faith and Promotion of Justice" and the Spirituality.

Introduction: Status Questions

- I. New challenges of the Second Vatican Council
- II. Service of Faith and Promotion of Social Justice
- III. Theological Base of the Promotion of Justice
- IV. Significance of the Promotion of Social Justice
- V. Significance of the Spirituality
- VI. Spirituality in the Modern World-Justice and Spirituality
- VII. Spirituality in the Third World-the Spirituality of Liberation, People and Solidarity

Conclusion: Spirituality Promoting Social Justice

Appendix: Promotion of Justice in the 34th General Congregation

Notes

ジェンダーと人間開発

理 辺 良 保 行(上智大学文学部教授)

抽象的な話に入る前にそのポイントを浮き彫りにする一つの例を上げてみたいと思う。幼稚園を建てることにあたって次の三つの可能性の中で「女性」にとってどれが有利か:1) 近所で建てる;2) 女性の職場で建てる;3) パートナーの職場で建てる (他の例,例えば会議の時間またはバスの新しい停留所などが可能である)。論じながら明らかになると思うが第一の選択は中立な選択で,第二の選択は「女性」の保守的な選択である。第三選択はジェンダーの関係を転倒させる選択なので進歩的であるが簡単に受け入れられないのである。

この論文は三部から成り立つ。1)「開発」と「ジェンダー」の新しい理解から出発して、2) 今までの開発における女性の位置を明確にしてから、3) これからのジェンダーと開発の新しい可能性を論じる。

1. 「開発」と「女性」

1.1 経済的な開発から人間開発へ

この 40 年間に開発の概念は色々な変化を表してきた。1950年から 1960年の間開発とはあらゆる国にとって相次ぐ段階の連続として考えられていたので経済的開発段階論が主流であった。1970年代にはその理論の代わりに相反する二つの理論が出現した。その一つは構造的変化論でもう一つは国際的依存論である。前者は早い経済的な成長を可能とする国内の構造的な変化を分析したのに対して後者は国際的依存を強調することによって経済的な開発の妨げとなる内的かつ外的な制限に焦点を当てた。1980年以降に主流になったのが新古典主義反革命論である。この理論は、自由市場の有利性を強調しながら経済的な開発を促進しようとする国家の干渉の膨大な出費を批判する(1)。以上の各開発論の焦点は異なっているが開発は

GNP の 5%-7%の成長を生み出し、それを継続的に維持するという前提があらゆる開発論の出発点である⁽²⁾。

1990年に、最初の「人間開発報告書」の出版によって以前から生成していた新しいヴィジョンが確立した。そのヴィジョンは1990年から1994年までに磨き上げられてきたが、根本的に変わっていない。「持続可能な人間開発とは、経済成長を促すだけでなく、経済成長の利益を公平に配分するための開発である。また、環境を破壊するのではなく環境を再生し、国民を社会の進歩から取り残すのではなく、国民に力を与えるものです。貧しい人びとを優先的に考慮し、彼らの選択権やチャンスを拡大して、彼らの生活に影響を及ぼす政策決定に参加できるようにする開発です。これは、人間、自然、雇用機会、女性を重視する開発であります」③。この「人間開発」を計る尺度は「人間開発指数」(HDI) から成る。それは「三つの側面――寿命(出生時の平均余命)、知識(成人の識字率と平均就学年数)、および所得(1人当たりの購買力平価ドル)――に同等の比重を与えた指標」である⑷。

明らかに人間開発報告書は,経済的な成長の配分を無視した,単なる「量的な成長」を批判している。1991年から 1994年までにそれらの報告書はその配分を分析しながら新しいファクター(自由度,ジェンダー等)を取り入れている。しかし,ジェンダーの問題を取り上げる前に「女性」と「ジェンダー」の違いを論じなければならない。

1.2 生物学的な相違から社会的な相違へ

辞典に表れる「女・男」の変化は実に興味深い。以下に三省堂と岩波の 辞典に限ってその変化を探ることにする。

1.2.1 三省堂

A. (1958)⁽⁵⁾ 『女』:人の中で、妊娠する(能)力のあるもの。

『男』:人の内で、妊娠させる力を持つも の。 B. (1970)⁽⁶⁾ 『女』:人のうちで、優しくて、子供を生み そだてる人。

『男』:人のうちで、力が強く、主として外で働く人。

C. (1980)⁽⁷⁾ 「女」: a) 人間の生まれつきのはたらきとして、子供を生む力を持つ(ようになりうる)人。

b) 気持ちが優しい, 弱い, 受け身 である, などのように, 女が本来持 つと考えられる性質を特に強く持っ た人。

『男』: a) 人間の生まれつきのはたらきとして、子供を生ませる力を持つ(ようになりうる)人。

b) 気持ちが強い、弱い者をかばって正義を守る、積極的に行動する、 などのように、男としてのしっかり した性質を特に強く持ったひと。

D. (1982)(8) 同上

E. (1989)⁽⁹⁾ 「女」: a) ヒトの性のうち,子供を生むための器官と生理をもつ方の性。

b) 優しさ・しとやかさ・弱さ・消 極性など,一般に女性に備わると考 えられている特質をもった女性。

「男」: a) ヒトの性のうち,女を妊娠させるための器官と生理をもつ方の性。b) 雄々しさ・強さ・清さ・積極性など一般に男性に備わると考えられている特質をもった男性。

1.2.2 岩波

A. (1966)(10) 『女』: a) 女性の人。

- b) 優しい天性を有する婦人。
- 『男』:a)男性の人。
 - b) おおしい男。男らしい男。
- B. (1986)⁽¹¹⁾ 『女』: a) 人間の性別の一つで,子を産み うる身体の構造になっている方。男 性でない人。
 - b) また, 気持ちがやさしい, 煮え切れない, 激しくない等, 女性の特質と考えられてきたことをさす場合もある。
 - 『男』: a) 人間の性別の一つで女でない方。
 - b) また,強くしっかりしている, 激しい等,男性の特質と考えられて きたことをさす場合もある。
- C. (1991)⁽¹²⁾ 『女』: a) 人間の性別の一つで、子を産み 得る器官をそなえている方。
 - b) 天性やさしいとか, 感情が豊か だという通有性に着目していう場合 の, 女性。
 - 『男』: a) 人間の性別の一つで、女でない方。
 - b) 力強い, 激しい, など一人前の 男に期待されると同類の特性。
- D. (1995)⁽¹³⁾ 『女』:a) B と同様。
 - b) また, 気持ちがやさしい, 激しくないなど, 女性から連想されてきたことを指す場合もある。
 - 『男』:a)B と同様。
 - b) また,強くしっかりしている, 激しい等,男性から連想されてきた ことを指す場合もある。

三省堂の1958年の定義を別にして、あらゆる定義には、二つの異なっ た次元がある。a) の定義は生理的な定義で、科学的に男女の相違を把握 しようとしているが、最終的に男が抜け落ちている。換言すれば、「女を 妊娠させるための器官と生理を | 持っていない男がいる限り、その定義か らこぼれる男がいるわけである。生殖力の観点から男を定義するのが不可 能である。と同様に、女の定義も不完全である。「子を産み得る」存在と して女をみている限りでは男と同様に子供ができない女もいる(14)のでそ の女も定義からはみでてしまう。a) としての唯一可能な定義は XX(女) と XY(男)の相違だけだと思われる。b) の定義は、「らしさ」を指してい るので「社会学的」な定義であり、絶えず変化している定義である。にも かかわらず、男が主体的(積極的)であるのに対して女が受け身的な存在 として描かれている。その描写は、まさにジェンダーの一つの現象であ る。主体である男は対象である女を描く。したがって、社会的に男女を定 義づけるに当たって次の定義がもっとも現状を明確に反映していると思わ れる:b) 「女」=自然なものではなく社会的に作られ、常に男と対比して 他者と定義されてきたもの。「男」=自然なものではなく社会的につくら れ、常に女と対比して主体と定義されてきたもの。

開発に於ける女性の位置について語るときも,以上のような両極性(生理的な存在としての女性――Sex――と社会的な存在としての女性らしさ――Gender)とぶつかる。開発に於ける女性」(Women in Development=WID)という概念は70年代にWashington DCのWomen's Committee に作られ,経済的な発達を促す女性の参加性を生かすためにUnited States Agency for International Development(=USAID)に採択された。しかし,男性と切り放して女性を「生かす」ことが不可能であるので(その理由を後ほど説明するが)「ジェンダーと開発」(Gender and Development=GAD)が生まれたのである。

WID は、平等から出発して女性の効果性を強調しているが、開発に女性が関わることによってそのプロセスがより早く行われるという見方は基本的である。したがってその焦点は女性のみである。他方 GAD は、男性

の下位に置かれている女性をみない限りでは問題の解決が不可能であると、強調している。女性の開発プロセスへの参加度は、男女関係 (Gender) の再構造にかかっているのである。

2. 開発における女性の位置

2.1 日本の例

この論文の最初に、あらゆる国の HDI はそれにジェンダーを加えるかどうかによって違うと、指摘した。日本の例は参考になると思う。まだジェンダーが導入されていなかった 1990 年は、日本が 996 の HDI でトップだった(二位はスウェーデン――、987――、三位はスイス、986)。1991年も日本は一位(、993)だった(二位はカナダ――、983、三位はイスランディア――。983)。1992年にカナダは一位になり(、982)日本は二位に下がった(、981)(三位はノルウェー、978)。1993年に日本は再び一位になり(、983)カナダは二位に下がった(、982)(三位はノルウェー、978)。そして1994年にカナダは一位に戻り(、932)、スイスは二位になり(、931)日本は三位に下がった(、929)。この論文の目的は HDI の分析ではなく、開発に与える女性の影響であるので、HDI の分析が不必要であるが、それらの変化はより親密な尺度(人権、環境、兵器の輸出等)によることだけを言って置きたい。

もっとも興味深いのは、ジェンダーを取り入れることによって位置に限らず指数にも表れる日本の変化である。初めてジェンダーの指数が導入された 1991 年は、日本が一位(.993)から 17 位(.764)に下がった。1992年と 1993年は 17 位を保つ(.772、763)が、1994年は 19 位(.730)になる。そのランキングの理由は表にみえる。

.730 の指数は、余命、教育到達と所得の平均(100.9+99.4+35.3=235.6:3=78.5または。785)を HDI(.929)に掛けることによって計算される⁽¹⁵⁾。その差の主な理由は所得(報告によれば女性の賃金率は男性の51%でしかない)によるのである。

この日本のモデルが示しているように、人間開発の観点からみれば、女性が男性のように自分の可能性を開発するのが不可能である。第一世界(その諸国の女性は必ず男性と比較して下位にいる)において男女が平等でない限り第三世界において平等であるとは思いがたい。その問題の解決のために使われてきた政策を検討することによってその問題の核が浮き彫りになると思う。

2.2 女性を援助するための政策

この 40 年の間に女性を援助するため無数の政策が生まれたが主な流れ は下記の五つにまとめられるようである⁽¹⁶⁾。

- 2.1 福祉 (Welfare)。これは最初の政策でありながら今だに有効な政策であるが、盛んになったのが50年代と60年代である。ある意味ではこの政策の発端は、見捨てられた貧しいお母さん達に国家が気を配り始めた第一次世界大戦に遡る。第三世界に適合させるためにこの政策は親子関係を盛り込み、そして後に産児制限に目をむけた。厳密に言えば、この政策は女性を経済的な役割としてではなく、母親としてのみ見ているのでWIDの流れではない。
- 2.2 公平(Equity)。最初のWID政策と思われるこの政策は、「女性の十年」の結果である。これは、女性の生産的(productive)および再生産的(reproductive)な価値を認めながら、女性に男性と同様な人権を与えようとする政策である。しかし、第一世界に生まれたこの政策は、平和と開発を強調していた第二世界と第三世界に受け入れたかった。その妥協の結果は「平等、発展、平和」というスローガンである。
- 2.3 反貧困(Anti-poverty)。この政策は、「柔らかくなった」公平の政策だと言われている。その目的は、貧しい女性の生産性を高めることである。女性の貧しさの原因は女性が下位にあるからではなくその低開発にあると思われる。したがって、女性の再生産的な役割から切り放された生産的な役割をのみ強調する。この政策は NGO が優先する政策である。

- 2.4 能率性 (Efficiency)。この政策は、特に80年代の危機以降、最高に有効な政策である。その目的は、女性の経済的な参加によってより効果的かつ能率的な開発である。その結果男性のように女性を働かせながらその女性に社会的なサービスも負わせる。
- 2.5 力を与える(Empowerment)。これは最近第三世界にうまれたもっとも新しい政策である。その目的は、自給自足を促すことによる女性の自立である。この政策の分析によれば、女性の問題は男性への依存と同時に植民主義と再植民主義によるのである。公平の政策であると同様に批判的であるが第一世界とつながっていないので第三世界のNGOに盛んである。

開発のプロセスに女性を加えるためのこれらの政策は緊張に満ちた政策である。それらの緊張を分析しない限り根本的な解決にならないであろう。

3. 女性, ジェンダー, 開発

3.1 「女性」とは何か。

全ての女性を援助するプログラムが不可能であるという結論をだすには deconstructionist でなければならないわけはない。以上で述べたように、「平等、発展、平和」というスローガンは全く違う三つの見方を統一させるための妥協であった。それぞれの政策に携わる目的の相違こそ「女性」と「ジェンダー」の違いを浮き彫りにする。「関心」(interest) が、それを解決するニードを起こす優先的な気配だとすれば、女性のニードはその状況と社会的な構造によって違うという結論が自然に生じる。基本的なニードが充実され、そして戦争の危険性を感じない第一世界の女性にとって残された唯一の課題は、男性と同様な人権を持つことであるのに対して、第二世界の女性にとって、社会的な人権より生きる権利が優先である。彼女らが恐れているのは、貧困または、下位ではなく、暴力的な死である。しかし、第三世界の女性が恐れているのは、期待されなかった死をもたらす貧困である。したがって、女性の「状況的な定義」を試みるためには

「優先的なニード」のスケールを考える必要がある。第一のニードは,貧困と戦争を廃止する「生きるニード」である。第二ニードは,経済的な自立のニードである。第三のニードは,ジェンダーにおける平等のニードである。そして,それらのニードの基盤とするのは,自己定義と自己使命のための主体性である。以上で紹介した政策は,それぞれのニードを満たそうとする政策ではあるが,統一していない。福祉と反貧困の政策は,第一ニードに応える。能率性の政策は,第二ニードに応える。平等と力を与える政策は,第三および第四のニードに応える。統一の政策とは何か。それに答える前にもう一つの問題を取り扱わなければならない。

3.2 女性の三重の役割

周知のように女性の「仕事」は再生産的な仕事と生産的仕事に分けられる。前者は、新しい命を生み出すと同時に家事労働と、夫と子供の生存を守る仕事である。後者は、男ほどでなくても、「支払われる」仕事である。しかし、この二重の役割にもう一つ、すなわち共同体的な役割、を加えなければならない。それは、第一世界において目には見えない(しかしPTAや高齢者の援助などはしられている)が、第三世界においてそれを考えずに女性の人間開発を行うのは不可能である。能率性の政策の欠陥は、女性の時間がこの三重の役割によって限られている故に生活必需時間(食事と睡眠)を減らさないかぎり労働時案をふやせない、という事実の無視である。

3.3 統一の政策を求めて

それぞれの政策は、女性達(複数を使うことによって「女性」の多様性を強調したい)のある特定のニードをみたしているので全てが妥当だと思われる。しかし、全ての政策はあらゆる状況において効果的だと言いがたい。女性達のニードを、直接的(またはプラクティカル)と間接的(作戦的)とに分けることができる。女性の直接的なニードは、生理的(生存)または社会的な役割(母性)を演じるために不可避的である。しかし、そのニードを満たすことによって家父長制が強化される。ジェンダーのニードは、間接的であるゆえにほとんど目に見えないが、満たされることによって既存の社会制度が転倒されるのである。

最初に使用した例を分析することによって上記の問題を明確にしたい。保育園の建設は女性に安心を与える(再生産的なニード)とともに、自由な時間を労働に回す(生産的なニード)ことを可能とする。既存の状況においてもっとも合理的な選択は、父母ともに子どもをつれていくことを可能とする近所での選択である。しかし、現状を見ている限りでは、実際に子どもをつれていくのが母親であるので、その選択は現状を維持する保守的な選択である。保育園を母親の職場で建てることも、母親に安心と余暇を与えるが既存の社会構造(育成は母親の責任)を強化するので保守的な選択である。最後の選択のみ、ジェンダーの関係を逆にすることによって革命的ではあるが、おそらく父母とも(父親は、「それが女性の責任だ」といえ、母親は、「男にはそんなことができない」という)反対すると思われる。この場合に、女性(または男性)とジェンダーのニードの葛藤が明確に生じるのである。

統合的な政策は、まず女性達の実践的なニードから出発して、そのニードの基盤を疑う意識化のプロセスを促す。1979 年にレイプと bride-burning に反対する運動を始めたボンベイの Forum against the oppression of women はその例である。人口の55%はスラムに住んでいたので、そのForum は、レイプより住居の問題が大切であることに気付き住居の問題を集中した。女性は、自分の家への権利を持っていないので離婚させられると住むところのない文脈において、第一(実践的)の選択は女性を受け入れる機関を設けることである。しかし、その実践的なニードを満たしながら、その問題をもたらした家父長制による相続法を疑う意識化のプロセスをしはじめた。現代その Forum は政府に住居法を作るように圧迫かける NGO の連合になっているのである。

以上の分析に基づいて、第三世界において変化をもたらすための最も効果的な政策は、女性の実践的なニードから出発して、それを通してジェングーの分析を行う、という結論に至る。しかし、それを可能とするのがジェンダーのニードに気づいた女性達のリーダシップである。

結び

この論文を通して「女性」と「開発」の変化を探求した。「開発」が経済的な面だけではなく、人間の可能性も含むとすれば、女性は男性ほどに開発の可能性を開いていないことを認めなければならない。平等(それは、男性との同一化のではなく、男性のように自分の使命を自分で選ぶという意味で)を手に入れるために、女性の実践的なニードを満たしながら現代の不平等な構造をもたらした家父長制の前提を疑う政策が必要である。今まで作られてきた政策の分析は、それらの政策の限界を示しながら、時と状況によって違う(またはぶつかりあう)女性のニードを満たせる統合的な政策の可能性も指示するのである。

表 性差調整 HDI

	HDI				HDI 3 項関平女ど の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	性差 調整	HDI と性差 調整 HDI	HDI と調整 HDI 順位 の
		余命*	達成	質所得	%	HDI	の%差	の差
スウェーデン	0.928	101.0	100.0	83.4	94.8	0.880	-4.8	3
ノルウェー	0.927	102.2	99.2	71.1	90.8	0.843	-8.5	ა 10
フィンランド	0.911	104.1	99.4	69.4	91.0	0.829	-8.2	13
デンマーク	0.912	101.2	99.4	71.0	90.5	0.826	-8.6	11
フランス	0.927	104.0	100.6	61.0	88.5	0.820	-10.7	1
アイスランド	0.914	100.0	100.0	68.3	89.7	0.820	-9.4	8
オーストラリア	0.926	101.7	99.4	63.8	88.3	0.828	-10.8	0
ニュージーランド	0.907	101.5	101.3	61.0	87.9	0.797	-11.0	10
カナダ	0.932	102.1	98.9	51.5	84.2	0.785	-14.7	-8
オランダ	0.923	101.7	101.5	51.6	84.9	.0.784	-13.9	-1
イギリス	0.919	100.3	100.6	53.0	84.6	0.778	-14.1	-1
アメリカ合衆国	0.925	102.4	100.5	48.3	83.7	0.775	-15.0	-4
ドイツ	0.918	101.9	97.0	54.0	84.3	0.774	-14.4	-2
オーストリア	0.917	102.1	96.7	54.2	84.3	0.773	-14.4	-2
チェコスロバキア	0.872	103.4	95.9	62.6	87.3	0.761	-11.1	10
ベルギー	0.916	102.0	100.0	46.6	82.9	0.759	-15.7	-3
スイス	0.931	102.1	97.8	41.7	80.5	0.750	-18.1	-15
イタリア	0.891	101.8	98.6	47.0	82.5	0.735	-15.6	2
白本	0.929	100.9	99.4	35.3	78.5	0.730	-19.9	-16

a. 女性に対しては、自然な生物学上の平均余命に対する優勢分を加味、調整してある。

b. 正数は調整した性差 HDI 順位のほうが、未調整の HDI 順位より高いことを示しており、負数はその逆を示す。

注

- (1) Michael P. Todaro. Economic Development in the Third World. New York: Longman, 1989, pz. 63-64.
- (2) *Ibid.*, p. 87
- (3) 『人間開発報告書』1994, p. iv
- (4) 同上, p. 218
- (5) 金田一京助鑑修『明解国語辞典』三省堂 1958 (S. 33)年
- (6) 金田一京助編「三省堂国語辞典」三省堂 1970 (S.45)年
- (7) 金田一京助等編『三省堂国語辞典』第二版三省堂 1980(S. 55)年
- (8) 見坊豪紀,金田一京助等編第三版『三省堂国語辞典』1982年
- (9) 松村明編『大辞林』三省堂 1989 年
- (10) 新村出編『広辞苑』岩波書店 1967(S. 42)年
- (11) 西尾実等編『国語辞典』第四版岩波 1986 年
- (12) 新村出編「広辞苑」第四版岩波 1991 年
- (13) 西尾容等編『団語辞典』第五版 1995 年
- (14) 「どの国でも人口の10%は不妊症だという数字がある」『モア-リポート Now』集英社1990, p. 547
- (15) 【人間開発報告書 1994】p. 97
- (16) Caroline O. N. Moser. *Gender Planning and Development*. London, Routledge, 1993, pp. 55-79

GENDER AND HUMAN DEVELOPMENT

RIVERA Juan

SUMMARY

"Gender" is an analytical category used to explain the differential power of women and men in present society. This article tries to show how its application to the problem of development can contribute to a more equalitarian situation. After analyzing the difference between Economic Development and Human Development, the author shows the variations that the definitions of "Man" and "Woman", as presented in Japanese dictionaries, show through the years, and how the image of "woman" has influenced the various approaches to development. An integrated approach to the role of woman in Human Development should take into consideration both their practical (short-term) interests as well as their strategic (long-term) interests.

ミャンマーの人権状況と国連の役割

横 田 洋 三 (東京大学法学部教授)

山田 皆さん、お忙しいところ、よくいらっしゃいました。ただいまから「ミャンマーの人権状況と国連の役割」というテーマで横田洋三先生からご講演をいただきます。その前に、少しですけれども、当社会正義研究所が行なっております事を簡単にご紹介させていただきます。

ちょうど今, 紀要の第14号ができたばかりなんですが, その中にはアジアの人権, それからそういう出版を通して人権の問題なども私ども, 研究しております。大きく4つの分野でこの研究所は活動を展開しております。

1つは教育活動。ちょうど今日、私ども、ただいまから横田先生からいただくこういう講演会というのを大体毎月1度催しております。先月、「アジアにおける人権状況」ということで、オーストラリアの先生からいただきました講演。それから7月1日にやはりインドの先生から講演をいただくことになっております。

それが1つ目の柱ですが、2つ目の柱といたしましては、研究活動。それは特に昨年度は国内社会と人権、そして今年度は国際社会と人権ということで行なっております。それからまた大きな講演としましては10月には、9、10の2日間にわたりまして、「滞日外国人と社会正義」ということで、国際シンポジウムも計画いたしております。そういうこともちょっとご案内したいと思いました。

それから、今1つの大切な活動としましては実践活動。アフリカの、特に難民の皆様のための、支援するという活動なども行なっております。

それでは、今日は貴重な時間ですのでそれ以上割くことは止めにしまして早速、社会正義研究所主事であります保岡さんに横田先生のご紹介をしていただくことにします。

保岡 今日は横田先生は飛行場から直行されまして、やはりいろいろと

国連の人権委員会,あるいは各国の視察という多忙なスケジュールの中,いらしていただいたわけです。先生は皆さんのお手許にあるように、今年の3月31日までは国際基督教大学の教授でいらっしゃったんですが、この4月から東京大学の法学部の教授に移られております。そして先生は法学博士で、88年から国連の差別防止少数者保護小委員会の代表委員。そして91年から、国連人権委員会のミャンマー担当特別報告者というご経歴です。

ミャンマーというのは、われわれ日本人にはビルマという国名でお馴染みだと思います。ミャンマーというのは現在の政権の国名変更でなされたもので、それから皆さんにぜひご紹介したいのは、今年の3月31日付けで朝日新聞にこのように記事が出ております。横田先生と、それからビルマの全国民主連盟解放区の、アメリカに亡命されているウイン・ケットさんの「国際社会が強い意志を示して欲しい」というものです。

それからノーベル平和賞を受賞されたスー・チー女史の解放の見通しに 関して、横田先生も、それからウイン・ケットさんもぜひ国際社会の期待 通り行なわれるようにという希望を強く抱いておられます。先生は、ミャ ンマーの人権状況を視察され、国連としての勧告とか、そういうようなこ とを逐次報告にまとめられてジュネーブの人権委員会、あるいは国連の総 会で報告されているという、非常に重要なご報告があるわけです。

今日は多忙なお時間を割きまして、皆様方とこの人権状況についてシェアしたいと思います。それでは先生、よろしくお願いします。

横田 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました横田です。このたび、上智大学の社会正義研究所の依頼で、私が現在行なっていますミャンマーという国の人権状況についての国連の特別報告者としての仕事について、皆さんにお話しするようにとのことでまいりました。まず、私のほうから1時間ほど話をし、この問題についてのご理解を深めていただきたいと思います。それから皆さんのほうからもいろいろ聞きたいことがあるかと思いますので、その質疑の時間もそのあとで取りたいと思います。このような貴重な機会を与えられましたことを大変、私としては光栄であり、また個人的にもありがたいことだと思っています。

まず、ミャンマーという名前のことについて、最初にお断りしておきま

す。ビルマがミャンマーという名前に変わったのは、後で少し、歴史のところでふれますけれども、1988年に激しい反政府デモがありました。それに対して政府が軍を使って弾圧し流血の惨事になりました。多数の人が亡くなり、また怪我をしましたけれども、その後にできた軍部主導の政府、国家法秩序回復評議会という長い名前の政府ですが、それを英語の名称を短くして、SLORC、スロークと呼んでいます。

この SLORC 政府がいろいろやったことの1つに名前を変えるということがあるのです。ビルマという国名もミャンマーに SLORC が変えました。その他に、私たちにとってはビルマの首都はラングーンということで、そのほうが馴染みがあるわけですけれども、そのラングーンもヤンゴンというふうに名前を変えました。その他、後でまた名前が出てきますが、北西部のバングラデシュとの国境にアラカン山脈というのがあって、アラカン山脈の西側をアラカン州と昔は言っていたのですが、それもラカイン州というふうに名前を変えました。他にも細かいところへいきますと、ヤンゴン市内の道路の名前も以前とは違う名前が使われております。そういうことで、SLORC のもとで名前がいろいろ変えられたのです。

ところが、SLORCの軍事政権を認めたくない反政府の立場の人たちは、ミャンマーとか、ヤンゴンとかいう名前を今でも使わないで、昔の名前であるビルマ、ラングーン、それからアラカンというふうに使っています。実はどちらを使うかによって、その人が政府寄りなのか、反政府側なのかと色分けができるとも言えます。

本当を言えば、今の政府のやっていることはいろいろ人権の上でも問題がありますので、ビルマ、ラングーンと使ったほうがいいのかとも思いますが、私の立場が国連の特別報告者という立場ですので、やはり国連が正式に認める国名ということで、一応私はミャンマーという言葉を主に使いますが、時にはビルマということもあるとご理解下さい。

私の立場はしたがって中立でいきたいのですが、先ほど申し上げましたようにニュートラルになれないのですね。ミャンマーというと政府寄りのように見えてしまう。それから、ビルマというと反政府になってしまうというふうに色分けがはっきりしてしまいますので困るのですが、私の立場はニュートラルだということで、この後の話をお聞きいただきたいと思います。

ミャンマーという国はどんな国か。皆さん、よくご存じとは思いますが、地図をつけましたので、時々ご覧になりながら私の話をお聞き下さい(地図参照)。私が先ほどバングラデシュの国境といったのは、大体どの辺かといいますと、ミャンマーと書いてあるミですね。そのミという字の書いてあるあたりが、アラカン山脈、そしてその左側にあたるところが大体アラカン州です。

首都のヤンゴンはずっと南のデルタ 地帯にあります。国の大きさは 68 万 平方キロということです。日本が 37 万平方キロぐらいですか。ですから日 本の 2 倍まではいきませんけれども, かなり広い土地を持っていて,しかも サルウィン川とか,イラワジ川とか, 比較的大きな川が国内を流れていまし

て,肥沃な土地柄です。戦前はたぶん世界で一番たくさんお米を輸出して いた国です。

現在でもお米は大体年 1500 万トン、生産しているというのが公表されたデータです。日本が年間 1000 万トンですから、日本の 1.5 倍生産する能力があるということです。現在の耕作の仕方はまだ近代的な品種とか、肥料とか、防虫とか、そういうことが行われない中で自然の耕法でやっていますから、これを日本式にやって単位あたりの生産量を増やしますと、ミャンマーのお米の生産量はおそらく今の倍ぐらいにはなると思います。つまりものすごい生産力のある豊かな土地だと言っていいと思いますね。

この地図を見るとわかりますが、ミャンマーはずっとマレー半島の南のほうまで、タイと接するかたちでもって延びています。北のほうは中国と接してネパールと同じくらいのところまでいってまして、いちばん北のところはヒマラヤ山脈の端のほうにあたります。ミャンマーの国内に、1年中雪を被っている山があります。いま一橋の登山隊が行っているということで時々新聞に出ていますが、つまり私が申し上げたいのは、ミャンマーという国はそれだけ気候も多様だということです。

気候が多様だということは、いろんな産物が穫れると言うことです。日本で穫れるリンゴのような北のほうの、寒冷地で穫れる果物も穫れます

し、それからマンゴーとかバナナとかパパイヤとか、ああいう南方の作物 も穫れる。ミカンも穫れます。そういうことで基本的には大変豊かな土地 なのです。

そこに人口が大体 4 500 万人,日本の三分の一強という感じですね。潜在的には非常に豊かな国です。この土地の中に天然ガスもありますし,石油も最近見つかっています。それから木材も豊富にあります。その他,海では魚やエビが獲れる。それから,山の中では鉱物資源が非常に豊かです。宝石類もたくさん採れます。

これらの資源を効率的に採り、それを生産に結びつけていきますと、私は経済学者ではなくて、山田先生のような経済専門の方がいらしたらもっと正確に把握できると思いますが、直感ではおそらくインドシナ半島の国の中でももっとも豊かな国の可能性があると思います。ところが、今ミャンマーに行きますとインドシナ半島の国の中で最も貧しい国の1つであることがすぐにわかります。ラオス、カンボジア、ミャンマーがいいとこ勝負でしょうか。とても貧しい国ですね。これはやっぱりどこか政治がおかしいのではないかという印象をどうしても持ってしまいます。ミャンマーはそういう状況に今日あるわけです。

ミャンマーは土地が広大で、山岳地帯もありますし平地もあります。その中にいろいろな民族が住んでおります。ミャンマー政府の公式の数字は、135の民族から成り立っていると言うことです。これは多少大げさだという人もいますが、まあ数え方にもよるのでしょう。しかし、100以上あるということは専門家も確実に言っております。山岳地帯に行きますと、数千人の規模の村で文化も言葉も歴史も全然違う民族が孤立して住んでいるというようなところがあるようです。

そういう中で比較的大きな民族としては、いちばん大きいのはビルマ族ですね。これがビルマという国名の語源になっているわけですが、大体人口の63%とされています。この数字はある資料から取ったのですが、まだ完全には人口の調査ができていませんので、60%いないという説と70%ぐらいいるという説とがあって、なかなか正確なところはわかりません。

その次がシャン族ですね。どの辺に住んでいるかと言いますと、お手元 の地図で言いますとミャンマーと書いてある、マーとのびているところが ありますね、そのちょっと北のほうの中国との国境あたり、これがシャン州でシャン族の住んでいるところですね。それから、カレン族。カレン族が主に住んでいるのは、逆に南のほうです。ヤンゴンの右にタイとの国境があって、そこから少し南のほうにずうっとミャンマーが、ちょうどミャンマーの形というのは、エイという魚がいますよね、あの形に似ていると言われていて、この尻尾の部分なのです。マレー半島のずうっと下に延びているのが。その尻尾の部分のあたり、ヤンゴンの東のほうから南のほうにカレン族が住んでいます。これが人口的に見ますと8%。それから、あとはカチン族、モン族などがいて、さらに数十から、百いくつといわれる民族がたくさん住んでいるということです。

この多民族国家としてのミャンマー,これが実は今の政治状況に非常に大きな影響を与えていますので、そのことは後でふれますが、ちょっと記憶に止めておいてください。この国がどのくらい貧しいのかということなのですが、これもデータが非常にとりにくいのです。政府のデータはあまり当てになりません。しかも為替レートを、つまりドルとの換算率を、実勢のレートよりも政府が好ましいと思うレートに適当に決めていますから、政府の計算によると1人あたりの国民所得は1000ドルを超えてしまうのです。これは現実には、行けばすぐわかりますが、そんなことは全くありえません。

実勢のレートは大体どのくらいかといいますと、私が数年ミャンマーに行っていて、だんだんインフレで、お金の単位がチャットというんですが、1チャットの価値がどんどん下がってきていますが、大体去年、今年あたりの数字でいうと、1チャット1円というのでちょうどいいぐらいだと思います。ただし、この頃円が上がり、チャットは下がっていますから、ちょっと今度は1チャット1円ではなくて、1.3チャットか1.4チャットで1円ぐらいになっているのかも知れません。しかし、1チャット1円で計算すると比較的わかりやすいと思います。

こういう計算の仕方をしますと、1人あたりの国民所得は1年間に162ドルですね。ですから、今のレートで言いますと、1万5000円いきません。つまり、月に1000円ですね。これは大体当たっています。政府の官吏になった最初の初任給が750円ぐらいです。月給ですよ、これ。1日の収入ではないのですよ。軍の一番末端の人たちの収入も大体月750チャッ

トぐらいです。

こういう為替のレートというのは、これはまた経済の専門家の方にうかがいたいことがいろいろあるのですが、どういうとらえ方をしたらいいのかわかりませんが、とにかくそういう数字です。そんな数字ではもう日本だったら全く生活できません。たぶん、生きていけないでしょう。ですが物価がいろいろと安いし、さっき言いましたように非常に土地が豊かですから、山の中に行けば食べられる作物もないわけではないのです。自然に生えているものもあります。そういうものを食べて辛うじてぎりぎりの生活をすることは不可能ではないのでしょうね。

それにしても貧しいことは貧しいのです。皆さん、しばらく前にルワンダとか、ソマリアなどで難民が出て、その人たちが生活できなくてガリガリに痩せた気の毒な人たちの映像がテレビに映ったことを覚えていると思いますが、ああいうことは全くないとは言いませんけれども、ミャンマーの場合には起こりにくいのですね。そこまではいかないぐらいの生活はできるのです。魚を獲ったり、山の中で何かとって。ただし、栄養とかそういうことはとても考えられませんし、食事を楽しむなんて余裕はありませんし、その意味で貧しいことには違いありません。

しかも栄養のバランスが取れていないために、母親がやはり栄養が悪いですから、生まれてくる子供がもともと栄養失調で生まれてきて、そういう状態ですから母乳も十分には出ない。出ても栄養価が低い。したがって、病気に対する抵抗力もないということで、乳児の死亡率が非常に高いのですね。そういういろいろな問題があります。ただアフリカのソマリアとか、ルワンダで起こったほどの深刻な飢餓状況というのはありません。けれども、極めて問題がある状況がここずっと、過去30~40年続いているというのが、今のミャンマーの状況です。

ちょっと、余談になりますけれども、さっき言いましたようにミャンマーという国は、戦前は世界一のお米の輸出国で、1948年の、ちょうど独立した時のデータがあるのですが、その時に日本の1人あたりの国民所得よりも、ミャンマーの1人あたりの国民所得のほうが高かったのです。ミャンマーのほうが日本より生活水準が高かったのです。それが、この50年近く経って全く違う状況になってしまいました。ミャンマーはその時代から基本的には全然変わっていないのです。日本はその間ずっと生活が向

上してきました。こういう状況を私どもは問題にしているわけですね。しかももっと他にも問題があります。それをこれからお話しします。

ここでごく簡単にミャンマーという国の歴史を見ておきたいと思います。1947年まで、つまり第2次大戦の終りまで、そしてそれからしばらくの間、ミャンマーはイギリスの植民地だったわけです。インドとビルマ、これを一緒にイギリスは統治していました。48年にミャンマーが独立しまして、この時はビルマ連邦という名称で独立しました。憲法が47年に採択されて、48年にその憲法に基づいて独立して初めての政府ができました。その初代首相がウ・ヌーという人で、新聞を気をつけて読んでいる人は気がついたかも知れませんが、このウ・ヌーさんというのは、ずっと生きていたのです。亡くなったのはごく最近です。この1年ぐらい前のことですね。新聞に小さく出ていました。このウ・ヌー政権というのが、おそらくビルマの独立以来の歴史の中で、唯一の民主的に選ばれた政府と言っていいと思います。後はずっと軍事政権であったりしたわけですね。

ところがウ・ヌー政権の後、問題がいろいろ起こってきました。それは何かと言いますとさっき話をした 100 を超える民族がいると言いましたがこの人たちが、いろいろな理由があるのですが、それぞれに自治権を要求したり、それから、カレン、カチン、シャン、モンというようなところは力もありますし、かなり生活レベルも、経済力もあって、武器を持って独立をしようという動きさえあったわけですね。

ビルマの国軍、いま軍政を敷いているあの軍はもともとはビルマ独立のための軍隊だったのです。これを作って指揮をした人があのアウン・サン・スー・チーさんのお父さんのアウンサンという人ですね。ビルマが独立する直前に暗殺されてしまいました。アウン・サン将軍というのは国民的英雄で、今でも政府の官庁とか、それから普通の家に行ってもアウン・サン将軍の、将軍としての帽子を被った写真がよく飾ってあります。ですから、アウン・サン将軍の顔というのはビルマ人であれば知らない人は絶対にいないというぐらいに、この人だけは誰も悪く言えない、非常に尊敬されている人なのですね。

このアウンサン将軍の他に,もう1人,名前を挙げますとネ・ウィンという人がいる。ネ・ウィンも一緒になって,その他にも数名の人が一緒に

なって最初の独立軍を作って、最初はイギリスと戦います。この人たちは 日本軍によって訓練された人たちなのですね。アウン・サン将軍自身も日 本に留学していたり、日本軍によって訓練を受けたりしている。最初は日 本軍と一緒になって、イギリスの植民地支配をなくすための抗英の戦争を 始めるのです。

ところが、日本がビルマに行ったら、日本軍のやったことは皆さんも知っていると思いますが、ビルマの人たちに対しても、イギリス人に対しても非常にひどいことをやり、そしてだんだんわかってきたことは、日本軍はビルマをイギリスの支配から独立することに手を貸してくれるということではなくて、むしろイギリスに代わって日本がビルマを植民地化するのだと、こういう受け止め方をするようになって、今度はビルマ軍は日本軍に対して抵抗するようになるのです。つまり、ビルマ国軍は抗日運動の中心になっていく、といういきさつがあったわけです。

こういう中で、軍ができたのですが、独立した後、この軍がどういうことをやったかといいますと、カレン族とか、モン族とか、カチンとか、シャンとか、そういうところはやはり武器を持って戦っていて、その戦っている少数民族の人たちを平定する仕事が次にきたわけですね。しかも、その頃、ちょうどマレー半島には共産ゲリラが広がってきていまして、1948年という年はまた皆さん、別のことで覚えているでしょうけれども、中国共産党が北京で政権を確立して、それまで支配的であった国民党政府、蔣介石の政府が台湾にまで逃げていくという、そういう状況が起こったのですね。この中国共産党政権の支援を受けた共産ゲリラがビルマの中で非常に活発に活動を始めるわけです。これはマレー半島全体にそういう活動がありましたが、ビルマでも盛んだったのです。

そこでビルマの国軍はそういう共産ゲリラとも戦い,それから武装化した少数民族とも戦うということをやってきたわけです。ところが,ウ・ヌーさんというのはそういう軍を背景に出てきた人でないものですから,この国内の争乱を収拾できず,分裂の危機にひんしていたのです。

それに業を煮やしたネ・ウィン将軍が1962年にクーデターを起こすわけですね。その後、ネ・ウィン将軍が、これも建国の父たちの1人ですね、このネ・ウィンという人がその後ずっと、初めは表で国を支配しますが、1988年以降はずっと陰に引き籠もって、一種の院政を敷きます。陰

に退くのですけれども, 現実にいる将軍たちを使って自分の意向を反映させようとする, そういう政治体制が続いているという状況です。

このネ・ウィンという人が 1962 年にクーデターを起こして、そこで当時、もう1つ思い起こしていただきたいのですが、冷戦が非常に厳しい時だったわけですね。1962 年、その頃はベトナム戦争が始まった時代です。だんだんアメリカがベトナムに巻き込まれていく時代ですね。インドシナ半島そのものが米ソの対立のいちばん前哨戦で、コールドウォー(冷戦)の中のホットウォー(熱戦)が起こっているところだったわけですね。

ラオスもカンボジアもそのような状況に巻き込まれていました。カンボジアは 1969 年ぐらいまでは今王様になっているシアヌークが、王様ではなかったのですが、シアヌーク殿下ということで、一応国内は平定されていたのですが、ただラオスは混乱していました。共産軍とアメリカの支援を受けている軍とが戦っている状況でした。それからベトナムはもう完全にそういうかたちで戦っていますね。そうするとカンボジアのような国はそこで間に入って、アメリカにもつけない、ソ連にもつけないということで、一種の社会主義的な、しかし完全にソ連や中国のいうことを聞く国でもないというような位置づけをせざるを得ない。そういう弱い立場にあって、シアヌークは消極的中立政策を取ったわけです。

同じような立場に立ったのがビルマだったのです。ネ・ウィンはやはり 米ソの対立の世界に身を置いていて、一種の鎖国政策を取って、その国際 的な厳しい対立の中で生き残りをしようとした。その結果、どういうこと をやろうとしたかというと、国としては社会主義政策をとろうとしたので すね。だけれども、モスクワや北京から命令を受けるような社会主義では ないということで、ビルマ式社会主義と呼びました。しかし社会主義は社 会主義ですから、私有財産は原則として認めないということで、そういう 政策を取ったのです。

それがずっと、1988年まで続きます。その間にネ・ウィンは1947年の憲法を62年のクーデターで停止してしまってまさに軍政を敷いたわけですね。そうすると国民からの不満が出てきたので、やはり憲法を作ろうということになりまして、1974年にまた新しい憲法を作ります。けれども、憲法を作っても実質上は軍が支配していまして、あまり状況は変わりない。そういう中でビルマ式社会主義政策というのを実施したのですが、こ

れはもう全くの失敗で、生産性は全然上がらず、どんどん隣のタイのよう な国に追い越されてしまうという状況が続いていったわけです。

そういう中で国民の中に不満が高まっていって、1988年に学生、僧侶、それから労働者と言っていいのでしょうか、いやむしろ農民でしょうね、こういう人たちがラングーン、あるいはマンダレーという第2の都市がありますが、そういうところで反政府デモを組織します。それを軍が力で鎮圧して、軍が、つまり将軍が中心になって国を支配するという形態をこの時にまた確立したわけです。これが国家法秩序回復評議会、SLORCと言われるものです。その議長になったのがソー・マウンという人ですね。

しかし、やはり国民の不満が非常に高まってきていましたので、1989年には軍はいつまでもこうやって支配を続けるのではない、緊急時だから力を使ったけれども、やがて民主的な選挙をやって、民主政府に政権を移管すると、約束します。その時ちょうどお母さんが体の具合を悪くして面倒を見るためにイギリスにずうっと住んでいたアウン・サン将軍のお嬢さんのアウン・サン・スー・チーさんがラングーンに帰ってきていたのですね。帰ってきていた時にちょうどそういういろんなことが起こって、彼女も道に出て選挙のための活動を開始して、国民民主連盟(NLD、National League for Democracy)という政党を作って、みずからその書記長になって選挙運動を始めました。彼女は国民的英雄のお嬢さんで、しかも非常に演説が上手で、どこへ行っても彼女の演説の会場にはたくさんの人が集まって、大喝采なのですね。

これではとても軍隊が望むような政府はこの選挙の結果出てこないとあっせた軍は、スー・チーさんを自宅軟禁にしてしまいます。これが 1989 年の 7 月なのですね。それからずっと今日まで、スー・チーさんは自宅軟禁の状態にあるということです。

1990年に選挙がありました。5月に行なわれたのですが,軍はいろんな手を使って,いろんな圧力を使って国民に NLD,アウン・サン・スー・チーさんが作った党ですが,そこには投票させないということをやったのですが,結果は NLD が大勝します。議席の 80%を NLD が占めます。実際はもっと大きかったかも知れません。というのは,NLD 以外にもNLD と同じようなスローガンを掲げて活動した組織があって,そういうところも何人か議席を獲得しましたので,非常に国民の圧倒的支持を得た

わけですね。

そういうことだったんですが、それに対して SLORC のほうはあの選挙はやり方にいろいろ問題があったと言い出します。そして、その問題のあった部分を全部クリアしなければ選挙の結果は認められないと言って、どういうことをやったかといいますと、1人1人の候補者が選挙において不正を行なわなかったかどうかということを全部書類を出させて調べ、収支の決算、つまり買収などしなかったかどうか、そういう事を全部調べるということをやりました。これを1人1人の候補者についてやったわけです。何千人という候補者がいたのでしょう。ですからその作業がずっと続いて、いつまでも結果が出ないままうやむやになってしまっているというのが今の状況なのですね。

結局、そういう形で選挙があったにもかかわらず、SLORC はその結果を無視して支配を今まで続けているという状況です。国際世論はそういう状況に対して非常に批判的で、1991年にはSLORCの政権に対して、勇気を持って1人で立ち向かっているアウン・サン・スー・チー女史に対して、ノーベル平和賞が与えられるということになりました。

そのこととは直接関係がありませんがその年の暮れ、12月にはさっきラカイン州、アラカン州という名前を挙げましたがそのラカイン州から大量の難民が隣のバングラデシュに流出するというできごとが起こりました。ラカイン州というのは、バングラデシュとの国境にありまして、そこに住んでいる人のかなりの人たち、全部ではありませんが、相当数の人たちがイスラム系の住民です。しかも、民族的にもいわゆるビルマ族とは違いまして、少数民族の1つなのですが、ベンガリ系の人たちです。ベンガリ系というのはどういう人たちかというと、大体バングラデシュの人を思い浮かべるとわかります。

いわゆるビルマ系の人たちとは顔の造り方が違って、アーリア系の顔なのです。要するにインドとかバングラデシュとかパキスタンとか、そういう感じの人たちで、顔が造りが細くて、鼻が高くて、色はビルマの人たちよりもちょっと黒い色をしています。言葉はベンガリ語を話します。ですから、ほとんどの人がビルマ語を話さないわけですね。話せる人もいますが、大多数の人が話せません。宗教も大多数のミャンマー人が仏教徒であるのに対して、彼らはイスラム教徒です。

こういう人たちが25万人、ものすごい数です。25万人が川を越えて、川そのものは大した川ではありません、隅田川よりもずっと狭いところがありますから、広い所もあるのですが狭い所もあって、小さな小舟をちょっと使えばすぐ渡れるようなところで、そこを渡ってバングラデシュ側に逃げたわけです。いわゆる難民になったわけですね。

バングラデシュ側は、難民キャンプを国連の難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、いま緒方貞子先生、前、上智の先生だった方ですが、緒方貞子先生がそのトップにいらっしゃる UNHCR のキャンプに収容するということで急いでキャンプをたくさん作りまして、そこに収容しました。

ところがバングラデシュ政府は、そんなにたくさんの人を抱えて、UNHCRから支援があるとはいっても、いつまでもこのままに放置しておけないということで、難民問題が非常にクローズアップされるようになったわけですね。現在はUNHCRが間に入って、この難民が徐々に帰還をしています。大体15万人から18万人ぐらいが、もう帰還していると思います。うまくすれば、1995年中にはバングラデシュとミャンマーの両方が合意した、この人たちは難民だと認定できる人については、たぶん全部帰還するであろうというのがUNHCRの人たちの私に対する説明でした。そんな状況になっています。1992年、今から3年前になりますがソー・マウン SLORC 議長が辞任しまして、現在タン・シュエという人がソー・マウンを引き継いでSLORC の議長をしているという状況です。

この間に軍や警察が中心になって、いろんな人権侵害が起こっているわけです。どういう人権侵害が起こっているかと言いますと、まず第一に総選挙の結果を無視して、民主的な政府を作ることを拒否しています。これはもう大変な人権侵害と言っていいと思います。つまり、国民が自分たちで選んだ政府によって支配されるということを拒否しているわけですから。

それから、もっと直接的な人権侵害としては、政治活動の弾圧があります。今でも表現の自由、出版の自由、思想の自由、結社の自由は事実上ないと言っていいと思います。外見上は、私がこの仕事を始めた 1992 年にはもっと厳しかったのですが、それは今行きますとそういう厳しさがちょっとないような印象を与えますが、実際は厳しいと思います。なぜ今は厳しいという印象がないのかといいますと、軍政がずうっと続いていまして

国民も捕まらないように行動するようになったからなのですね。ですから, 危険な一線を越えないわけです。

ちょっと1つ,例を挙げますと,私は最初 1991 年に実はミャンマーに 行ったのですが,この時は特別報告者ではなくて,一種の秘密手続きで行 きましたので公表されてはいないのです。ついでですが,ビルマの問題を 一番最初に国連が扱った時に任命された国連の専門家というのは緒方貞子 先生なのです。緒方先生が難民高等弁務官になられたので,私がその後を 継いで 91 年からこの仕事をしているのです。

ところがそのときはまだ秘密手続きでしたので、あまり公表されていなかったのです。91年に行ったときにはまだ戒厳令もありましたし、国中がぴりぴりしていました。それはもう行っただけですぐわかりました。しかも、大学も全部閉鎖されていました。学生はキャンパスにいなかったのです。キャンパスそのものが軍によって囲まれている状況でした。

去年の11月に行った時にはそんな状況はなくて、ちゃんと大学で講義もやっているということでしたので、私はヤンゴン大学に行きまして、朝、ちょうど上智大学の正門から朝学生が入っていくのと同じような状況を見たわけですね。それで、私は学生にちょっと話を聞こうと、たぶん学生だから英語が話せるだろうと思って行ったのですが、みんな学生が私の顔を見た途端に避けていくのです。誰も応答しないのですね。全く異様な経験をしました。これはもうはっきりと学生たちが、下手なことに巻き込まれたら自分たちは捕まる、捕まった時には何をされるかわからないということで、私を避けたわけです。私が誰かということは皆知っているのです。

それはなぜかというと、過去4年間私はこの仕事をしていますから、それで毎年行く度にそうなのですが、私が行っている間、大体1週間なのですが、空港に降りた時からもうテレビのカメラ、それから新聞のフラッシュ、これがずっと私の顔を撮り続けるわけですね。そしてその日の夜のテレビのニュースで、さっき言ったように表現の自由はありませんから、テレビは国営のテレビが1つだけですが、そのテレビを見る人は見ているわけです。そうするとそのテレビのニュースのトップが要するに国連の人権特別報告者横田洋三が来たと言って、顔を映すわけですね。それが2分ぐらい続きます。外務大臣に会ったとか、そういうところもずっと映してい

く。それが毎日続くわけです。

しかも、新聞も政府系の新聞が1つあるだけなのです。正確にいうと2つあります。1つはビルマ語の政府系の新聞、もう1つは英語の政府系の新聞。内容は同じことを書いているわけですね。私はビルマ語は読めませんので、ビルマ語と英語のできる人に聞きますと、同じ新聞ということになっていますが、少し書き方が違うのだそうです。英語のほうだけ私は見るのですが、それでも私の到着した日というのは1面のトップに大きく写真入りで出るわけです。

ですから、まず私の顔を知らない人がいないわけです。政府はそうやって私を歓待しているという格好になっているのですが、実際は私の感じでは国民に、この人が人権状況を調査に来ているのですよというメッセージともなっているのですね。ですから、私と話をするとやっぱり何が起こるかわからないという心配が国民の中にあるわけです。

去年の夏にキン・ゾー・ウィンという人は、特別報告者である私に資料を提供したことを一つの理由に、は逮捕されています。私はすぐにそのことについては抗議の文書を出しましたけれども、そういうニュースが新聞とテレビで出るわけです。これらは唯一の新聞とテレビですから、国民はみんな読んだり見たりしているわけですね。つまり、私に会って話をして書類を渡したということで逮捕されたというニュースがあった直後ですから、私の顔はみんな知られていて、それでヤンゴン大学のキャンパスで軍の人や政府の人たちが後ろで見ているところで私が学生に話しかけても、学生はみんな知らん顔をして無視するわけですね。それは無理もない。そういう状況だったわけです。

ですから、決してぴりぴりしているわけではないのです。私がそこに行かなければみんな普通に学生生活しているわけです。みんなだってそうでしょうけれども、毎日政治の話をしたりしているわけではなくて、クラスの話をしたり、友達に会った時の話をしているわけで、ビルマの学生も同じなわけですね。ですから、そういう意味では変わりはないのです。ただ、多分皆さんの場合だったら、外国から来た、国連から来た調査団がいて、上智大学で皆さんが、友達と話している時に近づいてきて、今の村山政権をどう思いますかと聞いたら、これ喋ったら明日捕まるかも知れないなんて思う人はたぶんいないと思うのですね。

ちょっと恥ずかしいから言えないとか、あまり考えたことないというような反応はあるかも知れませんけどもね。避けて通るということはたぶんないと思うのですね。ですから、やはり状況としては自由がないということは私が行ってもすぐわかるということですね。他にもいろいろなことがありますけれども、政治活動の弾圧、今言いましたように表現の自由、言論の自由、結社の自由、集会の自由はありません。今でも法律的には5人以上の人が公的な場所では集まっていけないことになっているのです。

ただ、今はそれはあまり厳しくは適用されていません。5人以上集まってはいけないということは、5人以上集まってレストランで食べてもいけないのです。と言うよりもかつてはいけなかったのです。ですけれど、私が去年行った時には家族で、10人ぐらいで集まってレストランで食べているという人たちを見かけましたので、もうそこまではうるさく言っていないのでしょう。もっとも、そこで少しでも政府の批判をしたり、政府のことを話題にしたりしたら、やっぱりいけないのだと思います。

去年は少し緩くなっていましたが、その前までは2人の人の名前は絶対言ってはいけなかったのです。1人はネ・ウィンです。それからもう1人はアウン・サン・スー・チーです。この2人の人の名前を言ったら、ネ・ウィンと言ったらネ・ウィン批判をしていた、アウン・サン・スー・チーのことを話していたらアウンサン・スー・チーを支持することを話したと思われて、その名前を出しただけで誰かがどこかに通報して翌日警察か、軍の情報部の人が来て、ちょっと来てくれという話になる可能性があると信じられています。

そこでネ・ウィンという名前を出せないので、普通に話している時にも、The old Man と言うわけですね。The old Man というとネ・ウィンを指しているわけです。アウン・サン・スー・チーのことは The Lady なのですね。だから、The Lady はいつ釈放されるかと、こういう言い方をするわけです。アウン・サン・スー・チーと言った途端に周りの人がぱっと見ます。私は国連から行きますから、アウン・サン・スー・チーと言えるので言うんですけれども、言った途端に相手の人がすごく困惑した表情を示すのですね。その話題には触れないでくれ、という感じになるのです。仕方がないから The Lady の話にするわけです。

このようなことからも表現の自由がミャンマーでは制限されていること

がわかると思います。その他,思想の自由,良心の自由,移動の自由,学問の自由,みんな非常に制限されています。学問の自由も非常に制限されています。もし関心があるようでしたら後で例を挙げて説明します。

それから法の適正な手続きによらない逮捕、拘禁、処刑も行なわれていました。これは今でもあるのですが、以前のほうがひどかったようですね。ただ、私はこの点で今まではミャンマーを批判してきたのですが、今日本でサリン・オウム事件の展開を見ていますと、ちょっと考えさせられますね。形の上では明らかに法の適正な手続きを取ったか取らないかのぎりぎりのところで、警察はオウムの関係者たちを逮捕しているのですよね。普通の状態であれが起これば、やっぱりいけないというのが普通なのでしょう。ミャンマーに対しても私は法の適正な手続きを守らなければいけないと言っているのですけれども、今回のこの事件は、このような異例なことをやらなかったとしたらとても証拠を固めて、逮捕から起訴にまでいけないだろうということも確かなのですね。非常に難しい問題をオウムの事件は提起したなと思います。これは非常に難しい問題ですが、ちょっとそれだけ触れておくことにしておきます。

それから、ミャンマーでは被拘禁者に対する拷問等もかつては非常に頻繁に行なわれていたということはいろんなかたちでもって確認されています。現在でもあるという苦情が国連にたくさん来ています。それから,軍や警察、それから情報部による強制的な失踪、それから強制労働、強姦などもあります。

このようなことは今でも起こっています。要するに、村に行って強制労働に狩り立ててしまうわけです。かつては力のある男の人を連れて行ったのですが、ひどい労働条件です。大体いろんな人のインタビューの結果をまとめますと、50 キロの荷物を1日10時間ぐらい、しかも山の中を歩かされるのだそうですね。暑いところですから、それに貧しいですから、洋服は着ていない、シャツぐらいですね。それに背負うものは軍の弾薬だとか食料品とか、そういうものですから、リュックサックとかあんなものを持っているわけじゃないですから、木で作った背負い子みたいなものなでしょう。背中にひどく傷がついたり、その傷が残っている人たちを私はたくさん見て、話も聞きました。

しかも、そういう状況ですから、健康状態の悪い人は途中で倒れたりす

る。そうするともうそこで射殺される場合もあるし、殴られて結局死ぬ場合もあるし、病気になって動けなくなれば、そこに置き去りにされてやがて死んでいくということになります。そういう話をずっと私は、いろんなところから聞いています。それがもう事実であることは間違いないですね。

最近はこのような強制ポーターのケースは少なくなってきていたと思いましたが、ごく最近、KNUというカレンの戦闘部隊に対して、政府軍が攻撃を加えて、マナプローというカレンの軍事活動の中心地を攻略しましたので、結局マナプローはもう今政府の手の中に入りましたが、その時の軍の行動の結果として、また厳しい強制労働の問題が起こっているという情報が入ってきております。村人の財産も没収されたりしています。それからラカイン州においては、やや民族的に異なり、宗教的にも異なるベンガリ系のイスラム教徒のビルマ人に対する差別的な活動が行なわれているということが言われています。

こういう状況に対して国連が何をしてきたか、また今何をしているかと言いますと、国連の中にはいろんな機関がありますが、人権に関しては4つ主要な機関があります。総会、総会の中では人権問題を扱うのは第3委員会というところです。それから総会の下では経済社会理事会が人権の問題を扱います。それからまた、経済社会理事会というのも総会と同じように、経済の問題、開発の問題、環境の問題などいろんな問題を扱いますので、人権プロパーの問題に時間を割くことができないものですから、人権委員会というのが作られていまして、これが人権問題を集中的に審議しております。毎年、大体1月の末から3月の初めまで6週間、ジュネーブで会議を持っています。この人権委員会は54の国によって構成されています。日本も現在は選ばれて人権委員会のメンバーになっています。

それから、人権委員会の下に差別防止少数者保護小委員会(人権小委員会)というのがありまして、これはさきほどご紹介いただきましたけれども、私がそれの代理委員をしていますが、これは26人の専門家によって構成されている委員会で、毎年8月に4週間ジュネーブで会合を持っています。

こういう機関がある中で国連はミャンマーについてどういうことをやってきたか言いますと、1990年からこの問題を扱うようになりました。ま

ず、国連には1503 手続き、非公開手続きというのがあるのですが、1503 というのは、この手続きを決めた経済社会理事会の決議の番号です。たまたま1503 という番号が決議についていたので、その後1503 手続きと呼ぶようになったのですね。これは非公開で、人権侵害の訴えがありますと、まず人権小委員会のほうで、まず審議するのですね。

その結果非常に問題がある国だという時にはそれを人権委員会に上げます。そうすると人権委員会がまた審議をする。この審議は、差し当たっては秘密でやります。訴えを出した人たちを守るというのが1つの目的です。名前を出して後で軍からそこに狙いをつけられると困るというので、それを秘密にします。それから、政府に対しても改善さえしてくれれば表沙汰にはしませんよ、というかたちのアプローチなのですね。こういう手続きがあります。ミャンマーはこれでまず始まったのです。

さきほど言いましたように、緒方貞子先生がこの時独立専門家として任命されまして、調査をし報告を出しました。そして、それに基づいて人権委員会の決議が採択されました。その決議はもう1年、この1503の非公開秘密手続きで、審議するようにと要請しましたが、緒方先生はUNHCRになられたものですから、私が、91年にこの独立専門家に任命されました。

私も現地に行って調査をし、いろいろな資料も集めて報告書を書き、翌92年決議が採択されました。その私の報告書に基づいて、これは秘密手続きではとても駄目だ、公開していろんなところから情報を集めて、ミャンマー政府に対してもっと圧力をかけないと駄目だという判断で、1992年から公開の手続きに変わりました。公開にしますと、アムネスティ・インターナショナルだとか、アジアウォッチなどのNGOから私に情報が入ってくるようになります。それから、私もオープンに活動できます。

この90年、91年の頃は緒方先生もそうでしたし、私もそうだったのですが、新聞記者に、あなたはビルマに行ってきましたね、スー・チーさんに会いましたか、と言われても、非公開ですから行ってきたという事実を認められないんですね。それを言ってはいけないのです。ですから、当事者としては非常に苦しいのです。極端なことを言いますと、あなたは横田洋三さんですかと聞かれても、そうだとも言えないのです。ミャンマーから帰ってきたのはわかっていますから。

このような状況の中で、しかも私には国連のスタッフが1人ついていますから、目立つわけですね。横田さんですかと聞かれて、そうですと言うと、国連のスタッフと一緒にミャンマーに何しに行ってきたのですかという話になって、それを記事にされてしまうわけですね。ですから、変な話ですが、ヤンゴン空港から必ずシンガポールかバンコクに出てこなくてはいけないのですが、私はバンコクを使うわけですけど、バンコク空港に着きますと、もう新聞記者が数名待っているわけです。それでいろいろ情報を得ようと質問します。仕方がないので、もう1つ別のところに出口があるのですが、そっちのほうの、新聞記者のいないほうの出口から出てきたりとか、そんなこともありました。92年からは公開になりましたから、新聞記者と応対してもいいわけです。その後は少しやりやすくなりました。

それでは、特別報告者というのはどういうことをやるのかといいますと、現地に行って政府の高官に会って、こういう人権侵害の苦情が国連に届いているけれども、一体政府はこれについてどう考えているのですか、どういう改善策を持っているのですか、こういう事態についてもっときちっと対応してもらえないですか、という事を言うわけですね。キン・ニュンというのは、SLORCの第一書記で、現在のミャンマー政府の一番の実力者の一人だと言われている人ですが、その人にも会いました。外務大臣、検事総長、最高裁判所の長官、情報大臣その他の人たちと協議して、それぞれの人たちの責任の範囲内において、私が質問をして問題の説明を受けるということをやって、それを国連に報告するわけですね。

それから政党の指導者、これは政府寄りの政党の代表者もいますし、それから NLD は一応政府とは一線を画していることになっていますが、この頃はいろんなプレッシャーで NLD もほとんど政府に近いことしかできなくなってきていますが、そういう人たちと会って、話をします。

それから、刑務所の中で拷問が行なわれたり、非人道的な扱いがあるという苦情が私のもとにきていますので、刑務所も視察します。インセイン 刑務所が首都のヤンゴンの北西部にあるのですが、そこは私は1991年からずっと視察しています。それに加えて、去年はマンダレーの刑務所も視察しました。

それから, ラカイン州に行って, これはアラカン山脈を越えて行かなけ

ればいけないので非常に大変なのですが、軍のヘリコプターと飛行機を出してもらって、普通ですと船を使ったりして2日か3日かかって行くところなのですが、ヘリコプターと飛行機を使いますと半日で行けるということで、軍のヘリコプターと飛行機で行きました。このようにラカイン州の状況の視察もしました。

それから反政府の活動家,元の兵士,人権侵害の被害者,ジャーナリスト等との接触もします。こういう人たちのほとんどは今はミャンマーの国内にはいません。いれば,捕まっているからです。捕まっている人については,私は刑務所の中では何人かの人には会いました。一緒に政府関係者がいたりして自由に話せる状況ではありませんけれども,一応会って健康状態だとか,扱いに問題がないかどうかというようなことの確認をするようにしていますが,大部分の人は実は国の外へ出ています。

ミャンマーから国外に出た人がいちばんたくさんまとまっているのは、タイとの国境地帯にある全部で十いくつかある難民のキャンプです。人数にしますと7万人近い人がその難民キャンプに住んでいると言われています。その中に反政府活動家とか、元兵士とか、それから人権侵害の被害者、そういう人たちがいるのです。また、そういうところで活動しているジャーナリスト、あるいはNGOで医療関係のことをしている人、たとえば、国境なき医師団もここへ入っていますので、そういう人たちからも話を聞きます。

また、アメリカ、ヨーロッパ、日本などにも反政府系のミャンマーの人、ビルマの人がいて、その人たちがいろいろと私に情報を提供してくれます。これはいろいろ微妙な問題がありますので、どういう人に会ってどういうことをしているということは、皆さんにもちょっと言えないのですが、私なりにいろいろと情報を得る努力をしているわけです。

ただ,私の立場としては,そのようにして入手した情報を全部本当の情報と思って,信じるわけではありません。必ずいろんなところと照らし合わせて確認をして,これが確かな情報だと思えるものだけを私の報告書に書くということをやっています。

それから、私の調査すべきことは、ビルマの人権状況なのですが、さっき言ったようにバングラデシュのほうにイスラム系の人たちが逃げていますし、かなり帰還しましたがまだ何万人も残っているし、それからタイの

ほうにも、これはいろんな人たちが混ざっていますが、カレンも、カチンも、シャンも、それからビルマ人も、そしてかつての学生活動の運動家も、それから元兵士もみんないますが、そういう人たちが今度はタイの側のキャンプにいます。したがって、ビルマに行くだけでは仕事ができませんので、バングラデシュやタイに行って、難民キャンプを訪れたりしているわけです。

このような調査に基づいて国連総会が、大体11月頃にビルマの問題を審議するのですが、そこに報告書を出して、それから、さっき言いましたように、大体1月の末から始まる人権委員会なのですが、これもミャンマーのことを2月の末頃審議しますので、それに対して報告書を書きます。そして国連総会と人権委員会がミャンマーに関する決議を採択します。かなり厳しい表現の決議になっています。そういうのが今までの特別報告者としての活動状況ですね。

この上智大学はカトリックのジュスイットの人たちが作った大学で、皆さん全員がクリスチャンかどうかは知りませんが、比較的宗教色の強い大学、ミッション系の学校ということになっています。私もこの3月までは三鷹の国際基督教大学、ICUで教えていまして、私自身クリスチャンですから、プロテスタントのクリスチャンなのですが、ミャンマーという国は圧倒的に仏教国なのですね。ですけれども、少数のクリスチャンの人たちがいることはいます。それがカレンとか、カチンの人たちにかなり集中して多いわけです。

私が行きますタイのほうの難民キャンプなのですが,そこにはカレンの人たちが比較的まとまって住んでいまして,そこにクリスチャンのコミュニティもあります。教会というと皆さんはすぐに上智にある聖イグナチオ教会を思い浮かべるかも知れませんが,タイのカレン・キャンプの教会はそうではなくて,村の集会所みたいな建物です。大きさはこの部屋の倍ぐらいでしょうかね。そこに私が行きますと,300人ぐらいの人が集まって,ちょっとした礼拝の集まりを持ってくれます。一応私がメッセージを言って,それをカレンの人たちにわかる言葉で通訳してくれます。

そこに集まった人たちは、大体 11 月中頃行きますから、クリスマスのひと月前ということで、そろそろクリスマスのデコレーションなどをしています。日本で考えるようなクリスマスツリーで飾り付けをするというの

ではなくて、日本の感じでいうとちょうど小学校の入学式の時に色紙で作ったくさりのようなものを飾りますね。私は初め、クリスマスとは思いませんでした。

ところが、それがクリスマスの飾り付けだということがわかったのですが、私はそこで短いメッセージを述べたのですけれども、それに対して、会衆は賛美歌を歌ってくれました。それがものすごく感動的で、オルガンもピアノも何もないのですが、とても力強く、本当に感激する素晴らしい賛美歌でした。日本で歌う賛美歌とはちょっと違いまして、南のほうの国のメロディーが入った、言葉はわかりませんので何を言っているか知りませんが、インドネシアとか、タイとか、あの辺りのメロディーに近いようなメロディーの賛美歌でした。すごく感動しました。私は行く時にテープレコーダーを持っていって、それを録音してきているんですが、何度聞き直しても素晴らしい賛美歌ですね。

私がその時に、もう1つ感激したことは今から2年前に行った時なのですけれども、集まりの後で、みんなが前へ来て、私と握手しようとするわけですね。私は全員とはいきませんけれども、ほとんど9割ぐらいの人と握手したのではないでしょうか。若い人で大体10代の後半から30代ぐらいまでの人は多少英語がわかるものですから、私に握手する時に一言、"God bless you, Thank you for your service"とか、そういうメッセージを言っていくのですね。そういう中に1人小さい男の子がいまして、小学校の3~4年生という感じでした。その子が英語を話せないので、カレンの言葉で何か話しかけました。

側に別のカレンの人がいて、あははってその人が笑ったのですね。それで、今この子が何を言ったのですかと聞いたのです。そうしたら、この子は何もわからないからという言い方をしたのですが、何を言ったのかと聞いたら、私に質問したと言うのですね。その質問が何かというと、あなたがイエス・キリストですかというのです。それで私はそのことを聞いた時にはものすごくショックだったのです。もちろん私はキリストではないのですね。救い主のキリストを信じてはいますけれども。

私たちクリスチャンはキリストを信じているのですが、われわれを救い にキリストがまた現れるなんていうことを現実に信じて日常生活している かというと、それはないのですね。私の場合、少なくともなかったので す。ところがこの小さいカレンの子どもがクリスマスの飾り付けをして、 それで日曜学校の先生から言われて、今は大変な生活しているけれども、 やがてイエス様が来てみんなの生活もよく変わるのですよと教えられてい て、それで私が国連から来たということで、あなたが私たちを救いに来て くれたキリストですか、とこういう質問をしたわけです。

これはやはり、あの難民キャンプの状況が子供から見てもいかに大変なことかということなのですね。だから、親もそうでしょう。子供もそうでしょう。やっぱり川を越えた向こうが自分の故郷なのですからね。そこへ帰りたいわけなのですね。帰ってそんなぜいたくがしたいとは思わないと思いますけれども、恐怖から逃れて、自分の田を耕して、細々とでも楽しい家族の生活ができればいいのに、という気持ちがある。

現在の生活はそうではないということで、そういう中でみんなが何とか素晴らしい世界が来てほしいなと思っている。それがその小さい子供の質問の中に凝縮されて出てきたと言えます。そのキリストを求めているという気持ち、これはもちろんクリスチャンだからそう感じるのですが、キリストでなくてもいいのですね。どの宗教でもいいと思いますけれども、そうやって救いを求めている人がいるというのは、これはやはり私にとっては非常にはっとさせられる質問だったのです。

このことから派生して、いろいろなコメントがありますけれども、特に 最近のオウム真理教の問題、サリンの問題というのは私にとってはまた大きなチャレンジですね。平和で豊かな日本にはそういうものを求める状況 はないと思っていたのですね。だけれども、考えようによっては日本だってやっぱり精神的に言えば貧しいのかも知れないという感じもちょっとします。このことは私の特別報告者の仕事とは関係ないのですが、非常に、宗教、信仰ということを考えるとチャレンジングで、実際私は今、迷っているのです。ですからあまり大したことは言えないのですが、ただそういうことを考えさせられる場面にカレンの難民キャンプで遭遇したということをちょっとお話しておきたかったのです。

最後になりますが、ではこういう仕事をしていて何の意味があるのか。 果たしてミャンマーの人権状況はよくなっているのか、という質問が時々 出てくるので一言ふれたいと思います。、私にとってはこれがまた難しい 質問なのです。全体の人権状況は、基本的には変わっていません。ただ、 時間が経つにつれて、政府もあからさまな人権弾圧をして誰からも非難されてしまうようなことはしなくなってきました。それから国民もさっき言ったように、上手に政府の追及からは逃れるように行動するようになってきています。そうすると外見的にはあまり大して問題がないかのように見えるのです。

ですけれども、人々は自由に考え、自由に表現している雰囲気ではありません。政府批判をちょっとでもすると、現在でもやっぱりその人たちは捕まっているのです。私が行き始めて、去年も捕まりました。今年もまた捕まっていますね。ですから、そういう意味では変わっていません。

ところが、他方で何人かの政治犯は釈放されてきています。アウン・サン・スー・チーさんは残念ながらまだ釈放されていないのですが、アウン・サン・スー・チーと一緒に NLD を作った、かつては軍の最高司令官だったティン・ウーという人がいるのですけれども、この人は 1990 年からインセイン刑務所に入れられていまして、一昨年と去年、私も刑務所内で会いましたが、面会できるようになったのですね。年を取っていましたけれども非常に勇気のある人で、かなり思い切った発言を私の前で英語でしていました。軍についても、自分は軍によって不当に逮捕されていると言って、強く抗議していました。

この人が今年に入ってから釈放されたのですね。それから、アウン・キン・シンさんという、これも有名な NLD の政治家で、1990 年の選挙で当選した人ですが、この人がちょっと、皆さん勇気を持って発言しましょう、というような文書を書いてこれをコピーに取って、仲間の人に配ろうとしたのです。配ったのではないのです、配ろうとした。これで捕まりまして 20 年の刑ですね。20 年です。

私はこれは非常に深刻な問題だと思って、政府に対して私たちの国では 受け入れられない状況だ、こんなことをやっていたらミャンマー政府はい つまで経っても名誉回復できない、ということを言いいました。このアウ ン・キン・シンさんが、幸いなことに今年に入って釈放されました。その 他に31人の政治犯が釈放されました。その他にもいくつかの事例があり ます。たとえば、アウン・サン・スー・チーの家族ですね。ご主人のアリ スさんという人、これはイギリス人で、オックスフォードに住んでいる学 者です。それから子供が2人いますね。子供さんもお父さんと一緒にイギ リスに住んでいます。最初,この人たちもアウン・サン・スー・チーさんには家族なのですけど会えなかったのです。私が行くようになりましてから,家族の面会の権利というのは,これはどこでも認められていることだ,現実にミャンマーでも2週間に1回は刑務所にいる人が短い時間ですけれども,10分ぐらいだと思いますが,面会に来た家族と会えるのです。その時にちょっとした食べ物などを差し入れることもできるのですね。

それなのにどうして刑務所に入っていないアウン・サン・スー・チーさんが家族に会えないのかということを私が書きました。それに応答したかどうかわかりませんが、私の報告書が出たしばらく後から家族が会えるようになりまして、今ではご主人のアリスさんも、それから子供たちも自分たちのほうで申請すれば、1年に2回か3回ぐらいは会いに行けるようになりました。

ただ、これはインフォーマルな情報ですから正確ではないのですが、最近になって家族がスー・チーさんに会いにくくなったという話も聞いています。ただ、こういう話はいろんなところから噂として私の耳に入ってきていまして、その後本当にそうだったと言うこともありますし、またすぐにそれは間違いだということもわかったりすることもありますので、今のことについても私には確証がないのですけれども、一応、これまでは希望すれば時期をみて面会が許可されて、家族の人がスー・チーさんと一緒に1週間、2週間、3週間ぐらいは一緒にいられるというようなことが起こっています。

それは、私がこういう活動をするようになってからの1つの目立つ改善の状況なのだろうと思います。全体の人権状況は変っていないのですが、徐々に変化の兆しも見えています。国民生活のほうは依然として貧しいのですけれども、ヤンゴン市内とか、マンダレー市内を見る限りでは、市民生活は多少豊かになっています。

ただ,インフレが進行していますから,お金のない人は貧しいと思いますが,一部の人たちにとっては比較的生活はかつてよりはしやすくなっている節が見られます。ただ,これはヤンゴン市内にいる比較的豊かな人たちだけに限られている現象で,地方に行きますと,非常に貧しい状況というのは依然としてあります。

そういうことでミャンマーの状況にもいろいろ混ざりあった状況がある

のですけれども、私が行くようになってから、外国のジャーナリストが入れるようにもなりました。私が行った最初の年は外国のジャーナリストは一切ミャンマーに入れなかったんですが、私がそれはおかしいということを報告書に書いてから、徐々に外国のジャーナリストを入れるようになりまして、今は申請すれば、いろいろ制限がつきますけれども入れるようになりました。NHKも入っていますし、テレビ朝日も入っていますし、それから、朝日、毎日、読売の各紙もバンコクをベースにしてヤンゴンに随時入って、取材活動をするようになりました。それからニューヨークタイムズとか、ロンドンのタイムズ・それからBBC、こういう報道機関が入って活動できるようになりました。

そういう点で、多少の改善の兆しも見えているというのが今の状況です。私が今、一番関心を持っていますのは、今年の7月、まもなくですね。7月の10日とか20日頃に、スー・チーさんが今の法律の下では、もう自宅軟禁できなくなるんですね。本当は法律上釈放しなくてはいけないのですから、私は釈放するということを前提に報告書を書いているのですね。政府がそれに対してどう反応するのか、その対応を期待を持って待ちたいと思っています。釈放されることを私は期待しています。

そういうことが起こると,またミャンマーという国も大きく民主化に向けて前進するいい兆しが出てくるなというふうに思います。以上で私の話は終わりまして,あと $17\sim18$ 分ありますので,皆さんからご質問をお受けしたいと思います。

質問 2,3うかがいたいことがあるんです。その1つは先生,特別報告者として滞日ビルマ人などとも接触なさるとうかがいましたけれども,日本に住んでおられるそういう方たちが何人か難民認定をもうやられた方もありますけれども,希望者がかなり増えておりますよね。でも日本政府はなかなか認可しない。そういう事については,リポーターとして何か報告することができるのでしょうか,という事。

それから、後はアラカンの帰還難民のことなんですけれども、以前国連が付き添って帰還しても、その後の状況が保障されないということを読んだんですけれども、現在は何万人も帰られた方たちがどういう状況に置かれているのか。

それから、女性たちが国境を越えて、手続きなしにタイなどに送られて

ひどい目にあっているという、そのあたり。

その3点についてうかがいたいと思います。

横田 ありがとうございます。いずれもたいへん大事な点です。まず第1点ですけれども、私はその難民認定の問題で、在日のビルマの人たちが、大変困っているケースがあるということは承知しています。ただ、さきほどちょっと申し上げたのですけれども、ミャンマーの人権状況について、ミャンマー政府のやっていることを調査し報告するのが任務なものですから、それ以外の国のことについて私がふれますと、国連から与えられた任務を越えているということで、逆にいろいろと複雑な問題が起こってきてしまうという問題があります。

したがいまして、実はタイの政府も、ときにはミャンマー側から逃げてきた人に対してまた向こうへ帰還させるというような事をやっていまして、これも問題なのですね。こういうことについては、私公式にはタイ政府についてコメントできない立場なのです。バングラデシュの側も同じことです。バングラデシュがミャンマーから来ている難民をどう扱っているか、ということについていろいろ問題になることもあるのですが、立場上それを公式に扱えないのです。

私にできることは、そういう事について国連の中の他の機関に、こういう事があるのでそちらでやってほしい、ということの注意を喚起することで、それはやっています。たとえば難民高等弁務官事務所(UNHCR)にバングラデシュの事をお願いするということです。

それからタイの側については、たとえば、国連の中に人権高等弁務官という新しいポストができまして、アヤラ・ラソーさんという人がその地位に就いているのですね。そういう人に私が、会って、ひとつこの事をそちらで扱ってほしい、とこういうことをやっているというのが今の状況です。

それから、アラカン州への帰還ですけれども、おっしゃる通り、もともと UNHCR というのは出てきた難民の世話をして、帰ったらもういいという事であったのですね。ですけれどもそれでは、結局難民は帰らないのです。なぜかというと恐いからです。迫害を受けて逃げて来た人が、また帰って迫害を受けると思うと帰りません。だから、今度は迫害がないというところまで確認しなくてはいけないということを UNHCR は最近自覚

するようになりまして、そういうシステムを作るようになったのですね。

ミャンマーについても、これは緒方貞子先生のたいへんな努力があったのですけれども、UNHCRが現地にいま事務所を作って、10人ちかくのスタッフがいて、帰還した人たちにアクセスが自由にあることになっています。ところが、帰還した人はさっき言いましたように、15万人を超える人数ですから、とても10人ぐらいで全部は回れませんね。ですから、何かあったり、あるいはそうでなければ定期的に、まったくランダムに行って、何か問題はないか、あったら注意する、という活動をいまやっているのが現状です。これは予算の制約とか、それから、やはりミャンマー政府もあまりたくさん入ってこられては困るという状況もあって、人数は制限されていますが。

だからそういうランダムな情報収集のしかたの中から、私は常に UNHCRのアジア局の部長さんとか、それから現地にいる人とコンタクトをとっていまして、機会があれば会っています。それで話を聞いていますが、いろいろ問題はあるのです。けれども、すぐにまたバングラデシュに行かなければならないほどにひどい迫害を受けている状況ではなくなっている、ということのようですね。ただ、細かい点ではいろいろ問題はあります。

いちばんの問題は、実は何かと言いますと、2つあるんです。1つは、 さっき言いましたように、言語が違うために、軍の兵士たち、将軍たちは 現地の言葉がわからないのです。ですから、コミュニケーションが全然成 り立たないのですね。これが1つの問題。

もう1つは、この人たちはもともと土地や生活の手段をもっていない人たちなのです。その日その日の、日本式に言えば日雇いでお金を儲けて、1日だいたい80チャットぐらいで生活している人たちだったのですね。80チャットというのは80円ですね。それでも、さっき言ったように月給が750チャットというのですからそれはいいのかも知れませんが、しかし、80チャットだともう生活ができるかできないかのぎりぎりです。しかも、今ミャンマーも全体的に景気が落ち込んでいますから、そうしますと仕事がないのですね。日雇いで仕事がないということですから、またこれは彼らとしてみればどこかへ行かなければ、という話にもなる、という問題もあります。このほか、宗教上の差別、国籍上の問題などもありま

す。

ですから、非常に深刻な問題が依然としてあることは間違いありません。ただ、送り帰してそのまま面倒みないでいる、というのではなくて、何とかみようというところまでは国連が関与しているのです。そして、私はそこから何とか情報を得ようとしている、というのが現状です。

それから、タイに行く若い女性の問題。これも非常に深刻です。これは、ストレートに言えばプロスティテューションですね。しかもいまエイズの問題がからまっていまして、ミャンマーから来ている若い女性の罹患率が非常に高くて、罹患していることがわかると送還されます。しかし、送り帰されても、彼女たちには生活の手段がないわけですね。

その点について私は、一昨年ぐらいから非常に深刻に受け止めていまして、ミャンマー政府になんとか、きちんと対応するようにと申しています。それに対して一応政府はこういう事をやってます、という説明はしてくれています。政府は施設を作って、帰ってきた人たちに職業トレーニングをして、もちろん病気ですからいつ発病するかわからないんですけれども、それまではとにかく生活できるようにいろいろな技術訓練をして、生活ができるようなリハビリテーションの努力を始めているということです。

国内の赤十字や何かを通じて始めているのですが、まだ現場を私、見に行っていないのでちょっと確認できないのですが、一応やっている人たちの話を聞きますと、赤十字の担当者、お医者さん、看護婦さんたちは、1人1人はやはり同じ同胞に対してですから、人道的にやっている節が見られまして、私はやはりそういうところに希望はある、という気はしています。ただ、とても予算とかその他の面で十分ではないように思いますので、できれば外国のNGO、あるいは国連の、WHOとかUNICEFに入ってもらいたいと思っています。実は少し動き始めていますが、まだ十分ではありません。

質問 3月に日本の政府が、人道的な目的に限ってビルマに ODA を再開しましたよね。だからそういうものが、日本のたとえば人道のための ODA がそういう事に使われるような、なにかそういうふうな道というのは。それこそ私たちがロビイングをしなければいけないのかも知れないんですけれども。

横田 はい。おっしゃる通りです。人道的 ODA だけを再開という言葉はいいのですが、ご存じのとおり日本の ODA のいちばんの問題点というのは、お金を渡すだけでその先のところまできちっと見るだけのスタッフがいないということです。人材もいないのです。ですからそこのところは、むしろ NGO を使ってきちっと最後までフォローするようにすればいいのですけれども、とにかく日本政府にとっては非常に新しい分野なものですから、気がつかないというか、まだまだ試行錯誤でやっているところがあるのですね。

ですから、ぜひそういう運動をやっている方も政府に、政府のやっていることを批判するとか、追いつめるのではなくて、せっかくやるんでしたらこうやってください、私たちもこういうかたちで協力できます、というかたちで建設的に進むといいな、と私は思っているのです。日本のお医者さんのグループや看護婦さんのグループなんかにぜひ、そういうところに日本のお金で行って、必要な医薬品、とくにいま足りないのはエイズを検査する薬品ですから、日本はお金もありますし、そういうものを提供できるわけですから、ぜひしていただきたいです。

それを、ミャンマー政府にぼんと物やお金で渡すと、本当に困っている 人のところへ行くかどうかという保障がないのですね。ですから、それで は人道援助というのは名目だけであって、結局は政府を助けていることに なりますので、これは私はあまり望ましい事だとは思わないのです。です から、おっしゃる通りです。少しその点今後、日本政府も慎重に、細かい ところまで行き届くようにやる必要があるなとは思っています。

(本稿は 1995 年 5 月 19 日社会正義研究所主催の公開講演会の記録である。)

Human Rights in Myanmar and the Role of the United Nations

YOKOTA Yozō

CONTENTS

- 1 The General Outline of Myanmar
- 2 Historical Background
- 3 The Appeal of Human Rights Violation
- 4 The United Nations dealing with Human Rights Problems
- 5 Measures taken by The United Nations To Myanmar
- 6 The Activity as the Special Rapporteur of the Commission on Human Rights

国際労働移動の社会経済的影響 ――フィリピンの経験――

パトリシア・リクアナン (アテネオ・デ・マニラ大学副学長)

20年余以上にもわたって、フィリピン政府の海外雇用計画は、職を求めるフィリピン人男女を外国に送り出してきました。このプログラムは、貧困のサイクルから脱却する機会を個人や家族に与え、同時に国家においても経済的圧力を軽減する、という趣旨のもとに遂行されている。この論文では、国際労働移動が個々のフィリピン人や家族に与える影響、また、より広い観点から、フィリピンの社会経済全体に与える影響を論じていきたい。

ここではフィリピン人海外出稼ぎ労働者一般について論じるが、特に女 性労働者、なかでも家事労働と興行活動に従事する者に焦点を当てる。こ れらの二つの職集団にいる労働者は、最も脆弱な立場にあると考えられ る。なぜなら、彼女らは人種、階級、性といった多重的に差別を蒙ってい るからである。また、ここでは主に労働者送り出し国としてのフィリピン の視点から分析を行うが、労働者受け入れ国に与える影響についても幾つ かの側面に触れてみる。また、問題に対して包括的なアプローチを取りな がらも、日本に滞在するフィリピン人の個別的な体験についても言及す る。

背景

世界中にいるアジア人の海外出稼ぎ労働者のうち、フィリピン人労働者は約半数を占めるといわれている。海外に在留するフィリピン人の正確な数を把握することは難しいが、在外フィリピン人委員会は、1993年は少なくとも600万人のフィリピン人が世界149国に在住していると推定される。そのうち、不法滞在者が全体の30%、179万人にものぼるといわれている。1984年から1994年までに、フィリピン全人口6800万人の8.3%にあたる5,685,203人が、契約労働者として海外で雇用されている。(Par-

edes-Maceda, 1995).

過去 10 年間の特徴として、増加する海外出稼ぎ労働者の女性化があげられ、女性は全体の 55%を占めている。当惑気味の傾向として、フィリピン人は家事労働や興行活動などの不安定な職に就くものが増加しているのである(1993 年の新規雇用の 51%)。これらの職の 95%を女性が占める(Paredes-Maceda, 1995)。

POEA (フィリピン海外雇用庁) によると、日本で雇用されたフィリピン人労働者は 1994年には 54,875人であるが、1995年の前半期では 17,834人を数える。1992年に日本で雇用されたフィリピン人の 95%は興業に従事する者であり、彼女らは日本で働く全エンターテイナーの 65%を占める(Tornea、1995)。

その他の日本にいるフィリピン人労働者のは以下の職種である。(日本の法務省の1993年の統計による):エンジニア (3%),人文・国際関係 (1%),宗教活動 (0.4%),熟練労働 (0.4%),教育 (0.2%),調査・研究 (0.1%),ビジネス (0.09%),文化活動 (0.06%),報道 (0.01%)。また 1907人の研修生もいる (Samonte, 1994)。

個人・家族・地域社会への影響

良い影響

最も明確な良い影響は所得の増加であり、これがまず最初に海外での仕事を申請する動機となっている。家族だけではなく、拡大家族の所得まで増加する。海外出稼ぎ労働者の余剰収入は、債務の返済、子どもの教育費、家の建築や修理、生活必需品や多少のぜいたく品の購入など、さまざまな用途に使われ、それによって家族の生活水準や質が向上するのである。

所得の増加がもたらす心理的な影響を過小評価することはできない。海外で仕事をすることにより、出稼ぎ労働者とその家族は、日々の生活費のやり繰りの不安から一時的に解放されることができる。家族への経済的な便益のほかに、家族構成や家族関係も変化する。労働者は自分にもっと自信を持つようになり、家族の中での地位も向上する。既婚労働者は、夫あるいは妻、子どもからさらに尊敬されるようになり、独身労働者は、両親や兄弟から尊敬され、家族の意志決定に大きく関与できるようになる。女

性は所得を得る能力と海外経験、イスラム教徒の女性の場合には聖地巡礼をしてきたということにより、家族からさらに尊敬されるようになる。家族の中の女性の役割について新しい認識と行動様式が生まれる(例えば、 夫が子どもの世話をするなど)。

海外での労働によって、彼ら一人ひとりは仕事への積極的な取り組み や、時間の価値などを学びとることができる。また、独立心、決断力、肯 定的な自己像をも伸ばすことができると、出稼ぎ労働者たちは報告してい る。海外で不本意な経験をした人々が、自分たちの権利についてさらに関 心をもつようになることもある。

海外で働くことにより、国際的な出来事への関心と好奇心が増す。その中には、受け入れ国の出来事や、海外での自分の国のイメージなどへの関心などもある。国境を越えた親善も推進されてきている。ある職種の労働者の間では、海外で働くことは国際的な熟練市場に常に接することになり、新しい技術的、科学的知識を得ることもできる。

出稼ぎ労働者の出身地域社会において、彼らは非組織的なリーダー、あるいは、地域社会で起こるさまざまな問題についての助言者となる。他の良い影響としては、海外移動労働者の権利を守ろうとする NGO の誕生である。受け入れ国先での海外移動労働者についてのあまり芳しくない報告は、さまざまな分野において彼らのために組織された団体からの反応を引き起こしている(Licuanan, 1994)。

悪影響

家族レベル,個人レベルにおいて,女性の海外移動労働者は困ったジレンマに陥る。彼女たちは,家族の経済が豊かになる必要のために外国に押し出される,その過程において,彼女らは,母親が与える社会的情緒的なサポートを,家族から奪うことになる。つまり,目的地に行くためには,家族や自分の市場価値のある所有物を,売ったり抵当に入れたりしなければならない。雇用先の場所まで行けた者は,その後,自分が手放したこれらの所有物,あるいはそれ以上の物を得る手段を確保することになる。しかし,不運にして,入国を拒否されて自国に強制退去された者は,所有物も面目も失い,以前よりもさらに貧しくなってしまうのである。

海外労働の長年の経験からして,家族と労働者自身への経済的な影響

は、明らかになってきたように見える。しかし、常にそうであるとは限らない。好ましい経済的影響について、多くの海外移動労働者の住居が改善されたり、土地を取得したなどの報告から明らかのようであるが、他にも、長年にわたる海外労働によっても生活の質が著しく向上したとはいえないと述べている労働者もいる。地元社会に帰ったとき、自分たちが海外で働いてきたにもかかわらず、十分な貯蓄を創り出していないということで不満を感じると、多くのフィリピン人労働者は報告している。ほとんどの労働者の賃金は高いとは決していえないので、送金は普通、消耗品や生活費、子どもの教育費、借金の返済などですぐ使い果たされてしまうのである。また、家族が送金を有効に使わないならば、労働者の不満は募るばかりである。

労働者の海外での契約期間が終了して帰国した際に、フィリピン社会への再統合の問題が生じる。帰国した労働者が、雇用を見つけたり生産的活動に従事することは困難を伴うのである。つまり、母国フィリピンでもらう給料は、彼らが享受していた給料とは比較にならないほどの程度である問題がある。教育を受けたフィリピン人で、海外で家事労働として働いていた者にとっては、問題はさらに複雑である。なぜなら、彼女たちは、海外で低いレベルの労働をせざるを得なかったことから、心身の悪化や専門的な技能の低下を強く感じているのである。貯金も限られているので、資金を投入して商売を始めるという選択もなかなかできないでいる。このように、帰国した多くの労働者は、たとえ彼ら自身、家庭からもう離れたくなくとも、再び海外で仕事をするという選択しか残されていないという状況である。

海外での雇用契約の度重なる更新で長期間家を留守にすることで、家族間の人間関係に悪影響を及ぼすのではないかという恐れがしばしば表明されている。結婚生活の破綻や家族の崩壊の事態は恐れられているまでには広範囲ではないにしても、憂慮されるところである。神経症や心理的トラウマの事例や、ある場合においてはそれらが自殺に導いていると相次いで報告されている。これらの症状は、労働者が不慣れな土地で感じる寂しさ、文化的な孤立感、また時として雇用主や他の人々から相当残酷に扱われることによって引き起こされる。また、受け入れ国の非常に厳しい規制や若しくは、雇用主側による任意の規制などによって、自分たちの宗教や

大切な文化的伝統や慣習行事に対する自由など、幾つかの点で基本的人権が否定されていることへの不満もある(Licuanan, 1994)。

フィリピン人海外移動労働の女性化は、以前から女性売買現象につながりがある。女性売買とは、性的、経済的搾取の対象として女性が国境を越えて移動することを指す。これらは通常、組織された集団や、シンジケートによって行われている。ヨーロッパや日本で、フィリピン人女性を巻き込んだこうした実態は、特に深刻である。日本で、ウエイトレスやホステス、エンターテイナーとして雇われたフィリピン人女性が、職場であるバーやナイトクラブで、日本人男性客に性的サービスを強要されることは珍しいことではない。多くの女性が強制的に売春行為をさせられている。なかには、注目されたマリクリス・シオソンのケースと同様に、不運にも暴力的に殺害された人も幾人かいるのである(Javate-De Dios, 1994; Nolido, 1994; Samonte, 1994)。

経済への影響

フィリピン政府が海外雇用計画を正当化する主な根拠は,国家への経済 的稗益にある。基本的な経済的稗益のひとつは,労働者の送金による外貨 獲得である。これらは輸入や予算の赤字埋め合わせに使われたり,国民貯 蓄を増大し,国際収支に貢献してきた。

フィリピンや,アジア太平洋地域の他の労働者送り出し国では,失業や不完全失業の数が減少したと報告している (Licuanan, 1994)。渡航関連のサービスや書類作成などによって,国民所得の増大となった。多くのリクルート代理店,旅行代理店,診療クリニックやその他の関連ビジネスがの件数は増え,雇用が拡大した。また,所得税収は増え,消費市場が拡大したのである。海外移動労働者とその家族らは,貯蓄を家の改築や機器・備品,耐久消費財,贈り物や寄付,宝石購入などに使う。また,肉や魚などの特定食べ物の消費レベルが変化している。

中央銀行が海外からの予測収入を明らかな"収益"と報告しているのに対し、最近では、経済的社会的なコスト、量的に計算できるものとできないもの双方を考慮に入れるなら、報告されている収益よりも支出の方が大きくなるのではないかという疑念が持ち上がっている。

過去20年にわたる労働輸出の経験から、海外移動労働者の収入は、資

本形成や経済発展という目的には十分に寄与していないということが分かっています。家事労働者の収入はそれほど多くはないので、特に家庭の細々とした物や消耗品に費やされてしまっている。一見海外に送り出される労働者の数を見た限りでは、労働輸出政策は、国内の地域社会の失業状況を改善するのに成功しているように見えるが、しかし実際のところ、この政策では、リクルートと渡航にかかる費用を払うことのできない、全くの貧困層の人々に雇用を提供できなかったのではないだろうか。

家事労働者の雇用は、強力な磁石のように、非熟練労働者だけでなく、教師や看護婦やその他の専門職をもった者など、自国で大いに必要とされている者までも結果として引き付けることになった。制度的にも個人的レベルでも、教育や訓練への投資や、こうした状況により基本的社会サービスの不足や非効率が生じていることなどの点を考慮すると、これは経済的、社会的な損失になっているのである。農村の農業労働者の雇用においても、負の影響は例外ではない。女性労働者が海外に出て行ってしまうことで、やや農業が衰退気味であると報告は指摘している。長期的には、農村の女性が大勢出て行ってしまうことにより、農業を基盤とした開発に悪影響が出るのではないかと危惧される。

他の負の影響としては、両替、高利貸、文書偽造、不法雇用斡旋業など、将来労働者となり得る人々の無知と貧困につけ込み、彼らを食いものにするような商売の結果として、闇の経済が発展する。海外雇用によってもたらされたうまい商売は、多くの雇用代理店を生み出し、それによって将来の海外労働者の賃金レベルが引き下げられてしまうことになる。

社会、文化への影響

海外雇用計画の社会的コストの負の側面は、数量化して明確にとらえるのは難しい。しかしながら、実際それほどでもないとか、悪影響を及ぼしていないとは言えない。家事労働者や興行に携わる者の海外での悲劇の報告は、必ず屈辱感や恥、フィリピン市民としてのプライドを傷つけられたという感情を引き起こします。これらが、国家の威信や、フィリピン人としての自尊心をむしばむのではないかということが憂慮される。虐待が調査されないままでいれば、国民が、国に対して、特に政府が国民を保護し、生活の質を向上させる能力に確信がもてなくなってくる。多くの労働

— 90 **—**

者が海外に永住したいと望んでいくことは決して驚くにたらないのである。

海外出稼ぎ労働者、特に家事労働者や興行に携わる者などの弱い立場にある職についている人々への偏見は、多くの非合法的な活動を生み、結果として、犯罪統計のなかで通常女性が占める割合よりも多くの女性が、実のところ彼女たちは犠牲者であるにもかかわらず、犯罪者として刑務所へ送られている。彼女たちにとってみれば、本当の犯罪者は、快適かつ豪華な自宅で暴利をむさぼっている不法の斡旋業者たちである。取り調べを受けずに野放しになっているこれらの犯罪活動の結果が、政府や商業取引の場で容認されている組織的汚職や欺まんである。

海外雇用計画によって,両親不在の家庭や夫婦別居のフィリピン家庭組織への影響も憂慮される。海外出稼ぎ労働者の女性化の増大,しかもそのうちのほとんどの女性が,家事労働や興行に携わる者などの弱い立場の労働に従事していることから,フィリピン人女性の地位にダメージが与えられるというような,他の長期的な社会的コストも払わねばならない(Licuanan, 1994)。

受け入れ国への影響

新興工業諸国にとって、外国人労働者、特に家事労働者の受入れは、自 国の女性を経済活動に参加させることができるというメリットがある。こ の労働力の増加は生産の増加、また、その国のさらなる経済成長を意味す るのである。

外国人労働者の受け入れは、受入れ国政府にとっては、追加的な収入源となる。シンガポールでは、こうした収入は、外国人労働者に課される保険、また、人材派遣会社、旅行会社、航空会社、銀行、通信サービス、保険会社、消費品、写真屋など、労働者受け入れに関連した仲介業者に課される税金という形で入ってくる。

受入れ国の主な収益は、安価な輸入労働力である。外国人労働者への賃金割合は、自国の労働者のそれと比べてずっと安い。外国人労働者を雇うことにより、受け入れ国は、労働者の訓練に投資せずに済む。例えば、フィリピン人の家事労働者の多くは高卒、なかには大卒さえもいるのである。

受入れ国の家族世帯では家事労働者の受け入れによってかなりの便益を 受けていると言われている。労働可能年齢にある妻や,他の女性家族メン バーが家事労働から解放され,外で労働力として働けるようになったこと で,家族の収入が増える。この高収入は通常,消費市場の拡大や,生産の 需要拡大につながり,結果的には経済成長をもたらす。この新しい収入源 は,子どもたちが高等教育を受ける可能性,余暇を楽しむ機会,家族の快 適さと便利さなどの増大を意味するのである。

受入れ家庭は、子どもの養育という面でも便益を受ける。アジアの受入れ国(香港、シンガポール、マレーシア)では、外国人家事労働者を受け入れた家庭の子どもたちは、英語を学び、練習できるという恩恵を受けている。家族は、家事労働のほかにも家庭教師、店番などの必要なサービスの助け手を得ている。これらは違法ではあるが、報告書によると普通に行われているという。受入れ国の、特に新興工業諸国の女性は家事労働から解放され、キャリアを追求することができ、彼女らは満足感、達成感、より良い自己認識などを得る結果となった。彼女らは、家族への貢献者、また、労働力の一端を担っているという新しい役割を得、以前より改善された地位を享受している。

日本経済におけるフィリピン人女性の役割は、彼女らが余暇・娯楽のケイタリングの分野で働いていることで、もっと間接的なものとなってる。 伝説化している労働者倫理・習慣のため、昼間の厳しい労働の後で緊張を解く必要のある日本では、遊興娯楽の大きな市場がある。これ以前の形態は、フィリピンを訪れる日本男性のセックスツアーであったことは注意されるべき点である。女性グループの強い反対運動によってこれらのツアーはなくなりはしたが、代わりに、フィリピン人女性が合法的な興行に携わる職業に、そしてそれは現代の性の奴隷システムの犠牲者として、来日するようになったわけである(Nolido、1994)。

受入れ国の視点では、全体的には、経済的利益は損失を上回る。しかし、負の側面として、外国人労働力が自国の労働力と競合し、給料が引き下げられるということがあげられる。しかし、自国の労働者は工場などで働き、家事労働者よりも高い給料を得ている故、受け入れ国の急速な発展はこれらの負の影響を打ち消しているであろう。

受入れ国の社会的コストは、公的サービスの負担とともに考慮しなけれ

ばならない問題である。住民は、密集する居住空間、乗合いバス、公園などに不満をもっている。外国人労働者の流入は、労働者同士のいさかい、 犯罪や文化的差異に関係する問題などの社会政治的問題をもたらす。

幾つかの受入れ国は、この問題に対し、厳重な入国管理政策、労働法、 厳格な法令をもって対応してきている。例えばシンガポールでは、外国人 労働者に対する定期的な妊娠検査と、雇用者保険を課している。香港で は、NCS(滞在のための新条件)が課されている。他のほとんどの国は、 自国民以外の家事労働者や女性を守る労働法がないというような、同様に 悪い慣行に目をつぶっているのである。長期的にみると、外国人労働者に 対するこのような扱いが、受入れ国での人権や人道的価値への低さを強化 することになるのではないかとの疑問が起こる。

外国人労働者の存在は、人種的、階級的な住み分けを引き起こすのである。マレーシアでは、特にフィリピン人とインドネシア人労働者は、彼らの代わりに解雇されたマレーシア人労働者との間だけではなく、マレーシアの多人種で構成されるさまざまな地域社会のなかで、緊張を高める原因となっている。このような状況は、人種的、宗教的な関係を悪化させることになる。

アラブ社会では、外国人家事労働者の雇用が、あたらしい地位システムの一部を構成しています。幾つかの中東の国々では、家事労働者は象徴的な意味合いをもった買い物であり、新富裕階級を確認するための社会的必需品なのである。彼女らは、新富裕層が努力も、明らかな犠牲も払わずに生活していけるのだという印象を周囲に与えるために必要な"見世物"の主要な一部なのである。

外国人の家事労働者は、子どもを文化的に破壊する。つまり彼女らはアラブの若者達の言語や習慣にとって有害な影響を与えるという苦情もある。この意見には、階級が移動したことにより、キャリアの追求と余暇に明け暮れ、自分の子どもたちをないがしろにしているとみられているアラブ女性の批判が底流にある。

受入れ家庭は外国人家事労働者によって便利になったが、同時に、言葉の問題や文化的慣習の違いによって引き起こされる家庭問題に悩まされている。外国人家事労働者は、女性を家事の負担から楽にしてくれるが、女性の雇い主の嫉妬や、雇い主の男性の性的な嫌がらせなどの問題があり、

彼女らの存在が家庭に波紋をもたらすこともある。幾つかの例をあげれば,雇い主が家事労働者に何か物を盗まれたり,嘘をつかれたり,虐待を 受けたなどといった犠牲者になることもある。

また、受け入れ国において、雇い主、リクルーター、売春斡旋業者などのエージェントによる労働者への身体的、精神的、性的虐待が増加しているという報告も特に注意を喚起する必要がある。このような残虐と搾取を目にするにつけ、人種的、経済的、性的にも劣勢にあるとみなされている立場の外国人労働者の存在が、長期的には個人、及び国民の精神も腐敗させる本能をかき立てるのではないかと危惧せざるを得ない。

地球的規模において,国際的な労働移動は,国際的な不平等を助長させるが,受入れ国は安価な労働力を得るためにこのことについては目をつぶっているのである。人間の精神にとって,この現象は,事実,自己破壊を加速しているのではないだろうか。

要約と結論

要約してみると、国際的労働移動はフィリピンにとって利益をもたらすが、同時に深刻な損失ももたらすということが分かる。一般的に、利益は経済という形で現れ、損失は主に社会的である。労働者個人の人権侵害や社会正義といった社会的関心を集める短期的な損失もさることながら、フィリピンの家族、フィリピン女性の地位、国民の威厳、自尊心などを組織的にむしばむことによって、フィリピン社会にもたらされる長期的な損失も、同時に懸念されるべきである。国際的労働移動は、フィリピンよりも受入れ国にさらに利益があるようにみえる。しかしながら、これら受入れ国において人種的、経済的、性的にも劣勢にあるとみられている立場の外国人労働者の存在は、人々と社会の暗い側面を呼び起こす故に、彼らがそれによって破壊されてしまう前に調査されるべきである点が、以前よりもさらに明確になってきている。

従って、「滞日外国人と社会正義」について、分析、理解、行動を促進するような国際シンポジウムを開催することは、日本在住の多くの外国人の利益となるばかりでなく、究極的には日本人や日本社会の啓蒙にも役立ち、正しい方向への一歩となるであろう。

(翻訳:保岡孝顕)

The Socio-Economic Impact of International Labor Migration: The Philippine Experience

LICUANAN B. Patricia

CONTENTS

Background
Impact on Individuals, Families and Communities Positive Impact, Negative Impact
Impact on the Economy
Impact on Society and Culture
Impact on Receiving Countries
Summary and Conclusion

SUMMARY

In summary, there are benefits but also serious costs to the Philippines of international labor migration. In general, the benefits tend to be economic in nature while the costs are primarily social. While there are short term costs which attract much public attention such as the violation of human rights and social justice in the cases of individual workers, equally worrisome are the long-term negative impact on Philippine society through the systematic undermining of the Filipino family, the status of Filipino women and national dignity and self-respect. International labor migration seems to be more beneficial to the host country than to the Philippines. However it is becoming more and more apparent that in these host countries, the presence of foreign workers who are considered inferior because of racial, economic and gender status, brings out the dark side of a people and a society that must be checked before it destroys them.

The hosting therefore of an international symposium to analyze, understand and act on the issues of social justice and foreign residents in Japan is an enlightened step in the right direction which will redound to the benefit not

merely of the great numbers of foreign residents in Japan but ultimately to the Japanese people and Japanese society as well.

上智大学社会正義研究所活動報告 (1995年~1996年)

I 概要

上智大学社会正義研究所(Institute for the Study of Social Justice, Sophia University)は、上智大学の建学理念であるキリスト教精神に基づいて変動する世界における諸問題を社会正義の視点より学際的に研究し、その成果を教育と実践活動の用に供することを目的とし、1981年4月に設立された。

研究活動では、現代社会の正義に関わる諸問題について、所員の専門分野からの個別研究を、また共同研究では、その研究テーマについて学際的アプローチを試み、1~3年のプロジェクトとして実施し、その成果を年1回発行の『社会正義』紀要に発表し、刊行している。海外調査研究では、とくにアフリカの難民・国内避難民をテーマに取り上げ、「世界の貧しい人々に愛の手を」の会(Sophia Relief Service-難民、貧しい人々への援助協力団体で当研究所下部組織、1981年5月設立)の援助対象地域である東アフリカ8国に1981年より現在までに7回の調査研究班を派遣し、実地調査を行っている。

教育活動では、多くの国内外の専門家や研究者を招聘し、公開講演会、国際シンポジウムを開催している。1995年度は、公開講演会やシンポジウムを開催し、学内・学外から多くの参加者を得た。とくに、1995年12月開催の第15回国際シンポジウムは、「滞日外国人と社会正義」をテーマとして取り上げ、国際基督教大学社会科学研究所と共催した。1996年度第16回国際シンポジウムは「アジアの歴史認識の共有を求めて(仮題)」について12月に開催予定である。

実践活動では、前述の「世界の貧しい人々に愛の手を」の会は、設立以来全国からの善意ある募金協力によって、東アフリカのキリスト教系民間開発援助 団体に支援を行ってきた。

以上、当研究所は、「正義の促進」「他者のための奉仕」の課題に向けて、微力ながら研究、教育、実践活動に携わっている。

Ⅱ 所員・事務局

所 長 山 田 經 三 経済学部教授(経営組織・経済倫理)

所 員 アンセルモ・マタイス 文学部教授(人間学,倫理学)

ロジャー・ダウニィ 経済学部助教授(アジア経済論)

栗 城 壽 夫 法学部教授 (憲法学)

松 本 栄 二 文学部教授(社会福祉論)

大 河 内 繁 男 法学部教授 (行政学)

 武 市 英 雄
 文学部教授(新聞学)

 渡 部 清
 文学部教授(哲学)

林 邦 夫 理工学部教授(材料力学,構造力学)

理 辺 良 保 行 文学部教授(人間学)

兼任所員 村 井 吉 敬 外国語学部教授(東南アジア社会経済 論)

客員研究員 エドワルド・ホルヘ・アンソレーナ 本学非常勤講師 (人間学)

事務局保岡孝顕 主事

向 山 奈 央 子 特別嘱託 (1995年4月1日~

1996年3月31日)

研究所所在地 〒 102 東京都千代田区紀尾井町 7-1 上智大学中央図書館・総合研究棟 7 階 713 号室電話 03 (3238) 3023, 3695 FAX 03 (3238) 3885 (大学共用)

Ⅲ 研究活動

1. 1995 年度学内共同研究

「国際社会と人権」

研究代表者:山田經三

研究分担者: ビセンテ・ボネット (文学部人間学研究室教授), ハイメ・カス

タニエダ (文学部人間学研究室教授, サバティカル中), 栗城壽

夫, 浜田寿一(経済学部経済学科教授), 今井圭子(外国語学部

国際関係副専攻教授),アンセルモ・マタイス,武市英雄,林邦夫,村井吉敬,マリア・コルテス(上智短期大学助教授),理辺良保行,長田彰文(文学部史学科助教授),保岡孝顕

学外特別参加者:柴柳英二(日本経営倫理学会会員), 脇田 賃(日本メクトロン株式会社), 横川和夫(共同通信社論説兼編集委員)

特別協力者:

研究活動:

(1) 「今後の研究活動の進め方」

- '95年4月24日
- (2) 「国際報道における価値観ー異文化をこえた"公平なる報道"とは」 武市英雄 '95 年 5 月 24 日
- (3) 「経済開発と人間開発の概念をめぐって」 '95 年 6 月 28 日 今井圭子
- (5) 「開発とジェンダー」

'95年10月25日

理辺良保行

(6) 「国際人権規約について」

'95年11月22日

栗城壽夫

(7) 「多国籍企業の企業倫理」

'96年3月15日-16日

柴柳英二

「難民・国内避難民の諸問題一国家主権と国際社会の介入」 保岡孝顕 (於:上智大学湘南ハイム)

IV 教育活動

1. 講演会

- ・1995 年 5 月 19 日「ミャンマーの人権状況と国連の役割」

(本学中央図書館812会議室)

講師 横田洋三 (東京大学法学部教授)

• 1995 年 6 月 22 日「反骨精神を失った記者たち」

(本学中央図書館 921 会議室)

講師 横川和夫(共同通信社 論説兼編集委員)

1995年7月1日「インドの少数先住民族とともに生きて」

(本学 6 号館 210 教室)

共催 「めぐこ」—"南"の子どもたちの自立を支える会— 講師 ジェームズ・マスカレニャス師 (イエズス会神父)

1995年11月10日「買春される子どもたち」(本学中央図書館812会議室)
 協力 アジアの児童買春阻止を訴える会 (Campaign to Stop the Prostitution of Asian Children and to protect their Rights - CASPAR)

講師 ラダワン・W・ウォンシリウォン(タイ・女性国会議員)

2. シンポジウム

1995 年 12 月 9 日(土)~10 日(日)第 15 回国際シンポジウム 「滞日外国人と社会正義」

(上智大学10号館講堂)

主催 上智大学社会正義研究所 国際基督教大学社会科学研究所

――プログラム**―**―

第1日 12月9日(土)

9:45 a.m. 開会の辞 山田經三 (上智大学大学社会正義研究所長) 来賓の挨拶 白柳誠一枢機卿 (カトリック東京大司教)

10:00 a.m. 基調講演「滞日外国人と社会正義」 講師:パトリシア・リクアナン (アテネオ・デ・マニラ大学副学長) 李仁夏(在日大韓基督教会牧師) グレゴリー・クラーク (多摩大学長)

司会:保岡孝顕(社会正義研究所)

12:30 p.m. 昼食

1:30 p.m. ワークショップ(1)「出入国管理・労働行政」

講師:江橋崇(法政大学教授)

菊地更旨 ((財)国際研修協力機構専務理事)

青柳行信(明治学園教諭) 司会:笹川紀勝(国際基督教大学)

3:30 p.m. 休憩

3:45 p.m. ワークショップ(2)「滞日外国人労働者一家族・企業・地域」

講師:大島静子(外国人女性労働者カウンセラー) 村田稔(日本カトリック国際協力委員会委員)

大貫憲介(弁護士)

司会:理辺良保行(社会正義研究所)

5:30 p.m. 終了

6:00 p.m. レセプション (上智会館第5会議室)

第2日 12月10日(日)

1:00 p.m. ビデオ上映「滞日外国人と阪神大震災」

(日本カトリック中央協議会広報部製作)

1:30 p.m. 共同の祈り アンセルモ・マタイス (上智大学社会正義研究所) 鈴木真也 (国際基督教大学副牧師)

1:45 p.m. パネル・ディスカッション「滞日外国人と社会正義」

パネリスト:パトリシア・リクアナン

姜尚中(国際基督教大学準教授) 塚田千裕(法務省·入国管理局長) 弦念丸呈(元揚河原町議会議員,文化評論 家)

大脇雅子 (参議院議員)

司会:山田經三

功刀達朗(国際基督教大学社会科学研究所長)

5:00 p.m. 閉会の辞 功刀達朗

V 実践活動:

1. 「世界の貧しい人々に愛の手を」の会

当会は1979年から1981年にかけて本学外事部が主管したインドシナ難民救援活動を1981年5月より当研究所の実践活動の一つとして引き継いだ。当会は主に東アフリカ(ケニア・ソマリア・タンザニア・スーダン・エチオピア・マラウィ・モザンビーク)の難民,抑圧や飢餓,貧困に苦しむ人々への援助活動を行っている。その援助及び活動の資金は全国の募金協力者(現在約700名)による自発的募金を主とし、そのほかにチャリティバザー、コンサートなどによるもので特に会員制はとっていない。寄せられる募金(過去14年間の募金総額約1億5千百万円)は、現地の実情調査や情報分析に基づき、信頼できる現地のキリスト教系救援・開発団体に全額配分され、年に二度定期送金される。また、1981年以来二年毎に東アフリカ地域の援助先へ現地踏査を継続して行って適確なニーズの把握とプロジェクト評価を得るように努めている。また従来の難民救援活動の全学的取り組みの精神を生かしながら、当会は本学の教職員・学生ボランティアや学外の支援者によって構成、運営されている。なお、評論家で『人間の大地』著者の犬養道子氏には会の設立当初尽力いただき、特別顧問として協力を得た。

所在地 〒 102 東京都千代田区紀尾井町 7-1 上智大学社会正義研究所気付 TEL 03-3238-3023 FAX 03-3238-3885 代表者 アンセルモ・マタイス

援助対象事業 食糧・衣料援助,保健医療,住宅・病院・学校建設,教育活

動、職業訓練、井戸堀り、物資輸送、通信、緊急救援など

援助形態 資金助成,情報提供

援助対象国 エチオピア、ケニア、スーダン、ソマリア、マラウイ・モザ

ンビーク(1996年3月現在)

援助先団体名

<1995 年度援助先及び送金額>

①エチオピア

<イエズス会救済事業>

935,500 円

援助総額

25,465,308 円

テンビエン地区においては、4,500人の住人に栄養補助給食を実施した。またハウゼンにおいては、小学校・中学校を再建すると共に、農業、植林、給水、女性の自立プログラムなどの小規模復興開発プロジェクトを行っている。

②ケニア

<ニュンバニ小児施設>

459.700 円

援助総額

1.064.200 円

この施設では、生後間もなく母親に捨てられたエイズに感染した乳児を受け入れている。WHOによると、ここ2年間のうちに1,000人以上のエイズに感染している子どもがナイロビで捨てられているという。ニュンバニでもすべての子どもを受け入れることができず、長い受け入れ待ちリストが作られている状況である。

<イエズス会難民事業>

866,000 円

援助総額

4,865,900 円

UNCHR との共同事業として、ケニア国内のソマリア難民に対する医療援助や自立のための復興事業、エチオピア難民・ルワンダ難民に対する食糧援助住宅援助を行った。

③スーダン

スーダン・エイド

408,200 円

援助総額

12.642.613 円

スーダン南部のウガンダ難民の難民自身による16の小規模商業活動(靴 屋・靴修理屋・仕立屋・ビール作り・水売り・燃料屋・漁業・小さなレスト ラン・伝統工芸店・耕作支援など)の支援を行っている。

④ソマリア

<カリタス・ソマリア>

935,500 円

援助総額

30,898,374 円

ソマリアの多くの地域は現在平和的であり、ここ8ヶ月間に国外に逃れていた5万人以上の難民がソマリアに帰還した。これらの難民に対する援助を行うと共に、ソマリア北部でのプロジェクトとバクール地方での香の貿易への協力を続けている。

⑤マラウィ・モザンビーク

<イエズス会難民事業>

524,500 円

援助総額

1.129.900 円

マラウィ国内のモザンビーク難民のための中学・高校レベルの教育プログラムである "MOLU (モザンビーク・オープン・ラーニング・ユニット)" と呼ばれるプロジェクトを推進している。このプロジェクトはモザンビーク難民の本国帰還と共に、モザンビークでの活動に切り換えられ、1995年の2月には新たに10施設が誕生する予定である。またマラウィ南部のムタラーラー地方では、二人のシスターによって女性の自立プログラム、特に母子保健、女性の職業訓練などのプロジェクトが行われている。

学内外での募金活動

1995年10月12日~13日 チャリティーバザー (上智大学内)

収益金 489,284 円

1995年12月9日

クリスマスチャリティーコンサート

(雙葉学園同窓会ホール・四谷)

主催:アリスフルニエ

寄付金 591,000 円

*全額をアフリカ難民援助に活用する。

ニュースレターの発行

会の活動は『世界の貧しい人々に愛の手を』を年2回発行し、寄付協力者への報告、難民救援へのアピールを行っている。

募金の受付

口座名儀

「世界の貧しい人々に愛の手を」の会

郵便振替口座 00180-9-86078 銀行口座 (普通預金) さくら銀行四谷駅前支店 3090766

VI. 出版活動

・紀要『社会正義』紀要 15 (本書)

「社会正義と霊性」山田經三,「開発とジェンダー」理辺良保行,「ミャンマーの人権状況と国連の役割」横田洋三,「国際労働移動の社会経済的影響ーフィリピンの場合」パトリシア・B・リクアナン,上智大学社会正義研究所活動報告(1995-1996年)

- ・学内共同研究「日本社会と人権」(1994年度)「国際社会と人権」(1995年 度)報告書 1996年6月出版予定
- ・第 15 回国際シンポジウム「滞日外国人と社会正義」報告書 1996 年 11 月 出版予定
- ・ニューズレター「世界の貧しい人々に愛の手を」No. 29 1995 年 6 月,同 No. 30 1995 年 12 月



INSTITUTE FOR THE STUDY OF SOCIAL JUSTICE (ISSJ)

I. ORIGIN AND AIMS

The ISSJ was established at Sophia University on April 1, 1981. The purpose of the ISSJ is to investigate the conditions of social justice in the domestic and international areas and to contribute to the promotion of social justice, peace, and development of humanity based on interdisciplinary efforts.

The ISSJ emphasizes the need for wider support and cooperation from various research institutions, both local and abroad, in pursuit of these objectives. In accordance with these, the ISSJ undertakes research projects on justice issues.

Results of research projects and other activities are published annually in *Shakai Seigi* (Social Justice).

II. ADMINISTRATION AND STAFF

Director

YAMADA Keizo (Professor, Management, Business Ethics)
Staff Members

DOWNEY Roger (Professor, Economics, Social Accounting)

HAYASHI Kunio (Professor, Mechanical Engineering)

KURIKI Hisao (Professor, Constitutional Law)

MATAIX Anselmo (Professor, Philosophical Anthropology, Ethics)

MATSUMOTO Eiji (Professor, Social Welfare) OHKOCHI Shigeo (Professor, Public Administration) RIVERA Juan (Professor, Philosophical Anthropology) TAKEICHI Hideo (Professor, Journalism)

WATABE Kiyoshi (Professor, Philosophy)

Associate Member

MURAI Yoshinori (Professor, Socio-economics of Southeast Asia)

Visiting Researcher

ANZORENA Eduardo Jorge (Lecturer, Philosophical Anthropology)

Administration

YASUOKA Takaaki (Executive Secretary)

MUKOYAMA Naoko (Part-time staff, April 1, 1995~March 31, 1996)

Location

The ISSJ is located at Sophia University (Room #713, 7th Floor of the Central Library Building), 7-1, Kioi-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102, Japan.

Tel. 03-3238-3023, 03-3238-3695. Fax. 03-3238-3885.

III. ACTIVITIES (1995~1996)

Activities of the ISSJ are organized in four categories:

A-Research, B-Symposia and Public Lectures, C-Outreach Projects of Sophia Relief Service attached to ISSJ, and D-Publications.

A: Research

Interdisciplinary research is carried out in the form of an intra-campus research group financed by Sophia University.

● The theme of intra-campus research of 1995 was International Society and Human Rights.

Research Members

YAMADA Keizō (Professor, Management, Business Ethics)

BONET Vicente (Professor, Philosophical Anthropology)

CASTAÑEDA Jaime (Professor, Philosophical Anthropology)

CORTES Maria (Associate Professor, English, Sophia Junior College)

HAMADA Toshikazu (Professor, Economics)

HAYASHI Kunio (Professor, Mechanical Engineering)

KURIKI Hisao (Professor, Constitutional Law)

IMAI Keiko (Professor, Development Economics)

MATAIX Anselmo (Professor, Philosophical Anthropology)

TAKEICHI Hideo (Professor, Journalism)

MURAI Yoshinori (Professor, Socio-economics of Southeast Asia)

NAGATA Akifumi (Assistant Professor, Japanese History)

RIVERA Juan (Professor, Philosophical Anthropology)

YASUOKA Takaaki (ISSJ)

Guest Members

SHIBAYANAGI Eiji (Association of Japan Business Ethics)

WAKITA Minoru (Nippon Mectron Ltd.)

YOKOKAWA Kazuo (Kyodo News Service)

Research Reports

"Instruction"

""Fair Reporting" in International News coverage"

TAKEICHI Hideo

"The concept of Economic development and human development"

IMAI Keiko

"Forgotten problems of and prospects for Foreign Residents in the Hanshin Earthquake"

YOKOKAWA Kazuo

"Development and Gender"

RIVERA Juan

"International Covenants on Human Rights"

KURIKI Hisao

"Multinational Corporations and Business Ethics"

SHIBAYANAGI Eiji

"Protection of Refugees and Internally Displaced Persons-Sovereignity and Intervention"

YASUOKA Takaaki

B: Lectures, Symposia

Lectures

April 27, 1995

"Human Rights in Asia"

HOSKING Peter (Editor of "UNIYA", Australia)

May 19, 1995

"Human Rights in Myanmar" and the Role of the United Nations

YOKOTA Yōzo (Professor, Tokyo University)

June 22, 1995

"The Journalists are Losing their Backbone Spirit" YOKOKAWA Kazuo (Journalist, Kyodo News Service) July 1, 1995

"Living with the Minority Aborigines in India" MASCARENHAS James (Member, Society of Jesus, India) November 10, 1995

"The Problem of Child Prostitution in Thailand" WONGSRIWONG Ladawan (Member of Parliament, Thailand)

Symposium

December 9-10, 1995

The 15th International Symposium "Problems and Prospects for Foreign Residents in Japan and Social Justice"

Co-sponsor: Social Science Research Institute, International Christian University

PURPOSE

Sophia University's Institute for the Study of Social Justice has been holding annually an international symposium together with the International Christian University's Social Science Research Institute as part of a series of research and educational as well as volunteer activities in order to promote social justice in the world. This year, we are happy to sponsor the 15 th International Symposium with the theme of "Problems and Prospects for Foreign Residents in Japan and Social Justice "on December 9–10, 1995 at Sophia University in Tokyo. Invited were foreign guests, experts both from here and abroad who discussed issues concerning migrant workers, foreign residents including permanent settlers. Focus was on social justice and public polices with human faces in the transitional Japanese society viewed from multidisciplinary approaches.

Today, it is said that there are over 600,000 foreign workers in addition to 650,000 Korean residents and 150,000 Chinese residents, and reaching above one percent of the total Labour force of Japan. On the other hand, over 300,000 migrant foreign workers are estimated to be illegal either without employment visa or "overstay". This recent trend obviously causes frictions and tensions.

Dissatisfaction and the demand among foreign residents and Japanese workers were discussed. We sincerely hope within a very limited time of two day sessions, all the invited experts as well as the audience frankly exchanged views and tried to make efforts in the open dialogue for any improvement needed for tomorrow's co-existence with mutual respect and mutual help.

PROGRAMS OF THE SYMPOSIUM

First Day, December 9 (Sat.)

9:45 am Opening and Orientation YAMADA Keizō (Director, ISSJ)
Greeting

Cardinal SHIRAYANAGI Seiichi

(Archbishop of Tokyo)

10:00 am KEYNOTE SPEECHES "Problems and Prospects for Foreign Residents in Japan and Social Justice"

Speaker: LICUANAN Patricia B. (Vice president of Ateneo de Manila University)

LEE In Ha (Protestant Minister Korean Churches in Japan)

CLARK Gregory (President, Tama University, Tokyo) 12:30 pm Lunch

1:30 pm WORKSHOP(1) "Immigration and Labour Policies and Practices"

BASHI Takashi (Professor, Hosei University, Tokyo)

KIKUCHI Koushi (Director, Japan International Training Cooperation Organization)

AOYAGI Yukinobu (Teacher, Meiji-Gakuen)

3:45 pm WORKSHOP(2) "Migrant Workers: Families, Companies and Communities"

OSHIMA Shizuko (Counselor for Women Migrant Workers)

MURATA Minoru (Japan Catholic Committee for International Cooperation)

ONUKI Kensuke (Lawyer)

6:00 pm RECEPTION (Dinner) Second Day December 10 (Sun.)

- 1:00 pm Video "Foreign Residents in Japan and the great HANSHIN Earthquake"
- 1:30 pm Prayers

MATAIX Anselmo (Professor, Sophia University) SUZUKI Shinya (Minister, International Christian University Church)

1:45 pm PANEL DISCUSSION "Foreign Residents in Japan and Social Justice"

LICUANAN Patricia B.

KAN San Jun (Associate Professor,

International Christian University)

TSUKADA Chihiro (Director, Immigration Bureau Ministry of Justice)

TURUNEN Marutei (Critics)

OWAKI Masako (Member of Parliament, Japan)

5:00 pm Closing

KUNUGI Tatsuro (Director, Social Science Research Institute, International Christian University)

C: Outreach Projects of Sophia Relief Service attached to ISSJ (Founded in 1981. Director: MATAIX Anselmo)
Statement of Disbursement (As of April 1995-March 1996)

- Ethiopia: Jesuit Relief Service-Resettlement and Rehabilitation Programs of Displaced People in Hauzen Tigray Region. (¥935,500)
- 2. Kenya: Nyumbani=Children of God Relief Institute Community Based Health Program for HIV patients. (¥459,700)
- 3. Kenya: Society of Jesus Projects of the Health, Food Service and Rehabilitation Programs for Somalians, Ethiopians and Rwandan Refugees. (¥866,000)
- 4. Sudan: Education Program for displaced children and Ugandan refugee children in the South by Catholic Sudan Aid Organization. (¥408,200)
- 5. Somalia: Mogadishu, Northern Region, Caritas Somalia Post-Emergency and income generating activities for returnees and displaced people. (¥935,500)
- 6. Malawi: Mozambique Jesuit Refugee Service, Mother-Child Health Care Programs and Employment Projects for Women. (¥524,500)

D: Publications

The ISSJ publishes research papers and academic journals.

1. Academic Journals

Shakai Seigi, Vol. 15 (Tokyo: ISSJ, Sophia University, 1996) Contents:

"Social Justice and Spirituality" YAMADA Keizō; "Gender and Human Development" RIVERA Juan; "Human Rights in Myanmar and the Role of the United Nations" YOKOTA Yōzo; "The Socio-Economic impact of International Labor Migration, The Philippine Experience" LICUANAN B. Patricia The Reports: Activities of 1995-96 (Japanese version), Institute for the Study of Social Justice, Sophia University

2. Research Paper

"Nihonshakai to Jinken" "Kokusaishakai to Jinken" = Human Rights in Japan and the World (Tokyo: Intra-campus Research Group, Sophia University, forthcoming, 1996)

3. Symposium Reports

The International Symposium on Problems and Prospects for Foreign Residents in Japan and Social Justice (forthcoming, 1996)

4. Newsletter

The Sophia Relief Service publishes a newsletter carrying vital information about refugees and displaced people in the Third World, especially Asia and Africa, to which this organization is assisting the relief and rehabilitation projects of countries concerned.

Newsletter (*Sekai no Mazushii Hitobito ni Ai no Te o-*Extending Hands to Needy People of the World) No. 29 (Tokyo: Sophia Relief Service, ISSJ, July 1995) and No. 30 (December 1995).

社 会 正 義 紀要 15

1996年3月25日 印刷 1996年3月31日 発行

> 編集者 渡 部 発行者 山 田 經 発行所 上智大学社会正義研究所

〒102 東京都千代田区紀尾井町7-1 電 話 03-3238-3023 3695

清

三美印刷株式会社 印刷所

SOCIAL JUSTICE

No. 15 (1996)

Contents

Social Justice and Spirituality	YAMADA Keizō 1
Gender and Human Development	
	RIVERA Juan·····39
Human Rights in Myanmar and the	e Role of the United Nations YOKOTA Yozō53
The Socio-Economic impact of International Labor Migration —The Philippine Experience—	
	LICUANAN B. Patricia·····85
The Reports: Activities of 1995-96	(Japanese Version)97
Institute for the Study of Justice, S	ophia University (1995-96)

Institute for the Study of Social Justice Sophia University